

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関¹、指定公共機関²、指定地方公共機関³及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関⁴及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

ウ 防災訓練の実施

エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

¹指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

²指定公共機関：NTT東日本(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

³指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

⁴指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- キ アからカまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - イ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
 - ウ 消防・水防その他の応急措置
 - エ 被災者の救出、救助その他の保護
 - オ 被災者等からの相談窓口の設置
 - カ 応急教育の実施
 - キ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - コ 緊急輸送の確保
 - サ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - シ アからサまでのほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧対策
 - ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ ア及びイのほか、将来の災害に備える措置

2 県

- (1) 災害予防
 - ア 防災組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
 - ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
 - カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
 - キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
 - ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - イ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示、市が避難勧告又は支持を行う際において必要な助言の実施
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 被災者等からの相談窓口の設置
 - オ 被災者の救出、救助その他の保護
 - カ 応急教育の実施
 - キ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - コ 緊急輸送の確保
 - サ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - シ アからサまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

- (3) 災害復旧
 - ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ ア及びイのほか、将来の災害に備える措置
- 3 指定地方行政機関
 - (1) 関東財務局（甲府財務事務所）
 - ア 立会関係
 - 各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）
 - イ 融資関係
 - (ア) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の払い戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
 - エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として、その用に供する場合における所管する行政財産の使用許可許可
 - (2) 関東農政局（甲府地域センター）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、水門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
 - (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給

- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区気象台（甲府地方気象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測の及びその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては地震動に限る）水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
 - ウ 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
 - エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
 - カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
 - キ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数の指定等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (7) 山梨労働局
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保
- (8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について次の事項を行う。

 - ア 防災対策の基本方針等の策定
 - イ 災害予防
 - （ア）震災対策の推進
 - （イ）危機管理体制の整備
 - （ウ）災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - （エ）防災教育等の実施
 - （オ）防災訓練
 - （カ）再発防止対策の実施
 - ウ 災害応急対策

- (ア) 災害発生直前の対策
- (イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- (ウ) 活動体制の確立
- (エ) 政府本部への対応等
- (オ) 災害発生直後の施設の緊急点検
- (カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- (キ) 災害発生時における応急工事等の実施
- (ク) 災害発生時における交通の確保等
- (ケ) 緊急輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) 危険物等の大量流出時における体制の整備
- (シ) 被災者・被災事業者に対する措置
- (ス) 災害発生時における広報
- (セ) 自発的支援への対応
- (ソ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- エ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 都市の復興
 - (エ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (オ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (9) 第三管区海上保安本部
 - ア 災害予防
 - (ア) 防災訓練
 - (イ) 海上防災講習等の啓発活動
 - (ウ) 調査研究
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 警報等の伝達
 - (イ) 情報の収集
 - (ウ) 活動体制の確立
 - (エ) 傷病者、医師等並びに援助物資の緊急輸送
 - (オ) 物資の無償貸与又は譲与
 - (カ) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - ウ 災害復旧・復興対策
- (10) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (11) 南関東地方防衛局
 - ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- 4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）
 - (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成

- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資器材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
 - (1) 東日本旅客鉄道(株) (甲府地区センター)
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制 (安全輸送の確保)
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) 東日本電信電話(株) (山梨支店) 、(株) N T T ドコモ (山梨支店)
 - ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
 - イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
 - エ 災害を受けた通信施設をできるだけ早く復旧する
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について利用者、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る
 - (3) 日本赤十字社 (山梨県支部)
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団 (日赤防災ボランティア) による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
 - (4) 日本放送協会 (甲府放送局)
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
 - (5) 中日本高速道路(株) (八王子支社)
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備

- イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- ウ 高速道路の早期災害復旧
- (6) 日本通運(株) (山梨支店)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力(株) (山梨支店大月支社)
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社 (大月市内郵便局)
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供 (車両を所有する場合に限る。)
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関 ((株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士)
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関 (山梨交通(株)、富士急行(株)、富士急山梨バス(株)、(社)山梨県トラック協会)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
 - (3) ガス供給機関 (日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、(社)山梨県エルピーガス協会)
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 北都留医師会 (大月地区)
 - ア 被災者に対する医療救護活動の実施
 - イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 助産救護
 - エ 死亡の確認及び死体の検案
- 7 大月警察署

- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) クレイン農業協同組合、大月市森林組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - (2) 大月市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
 - (4) 大月市歯科医師会
 - ア 歯科医療救護活動
 - イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 死体の検案の協力
 - エ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
 - (5) 大月市薬剤師会
 - ア 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理
 - イ 医薬品の調達、供給
 - ウ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
 - (6) 大月市建設協会
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設の協力
 - エ その他災害時における復旧活動の協力
 - オ 加盟各事業者との連絡調整
 - (7) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
 - (8) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - (9) 大月市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保
 - (10) 山梨県防犯協会大月支部・大月交通安全協会

- ア 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報
- イ 災害時の交通規制、防犯対策の協力
- ウ その他災害応急対策の業務の協力
- (11) 自主防災組織
 - ア 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力
 - エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運營業務等の協力
 - オ その他応急対策全般についての協力

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第2節 大月市の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積、地勢

本市は、山梨県の東部に位置し、東は上野原市、西は甲州市、笛吹市、南は都留市、上野原市、北は小菅村と境界している。

地勢は、市内を東西に流れる桂川流域の河岸段丘を含む中央低地、桂川を境にして北に広がる関東山地、南に広がる丹沢山地の大きく3つに分類することができる。市域の大部分は森林に覆われており、北の関東山地、南の丹沢山地の雄大な山なみが広がっている。

宅地、農地などの社会活動が行われる平坦地は、桂川及び笹子川、その支流で南北に流れる真木川、浅利川、葛野川、小沢川等に沿って狭長に分布している。

<位 置>

方位				長さ	
東経	地名	北緯	地名	東西	南北
極東 139° 04' 13"	梁川町清水大保呂	極南 35° 33' 59"	猿橋町朝日小沢	27.1km	19.2km
極西 138° 46' 15"	笹子町追分	極北 35° 44' 22"	七保町深城		

<面 積>

地 区 別	笹子町	初狩町	大月町	賑岡町	七保町	猿橋町	富浜町	梁川町	総面積
面 積 (km ²)	39.59	18.88	39.72	21.73	110.35	22.07	13.29	14.67	280.30
構成比 (%)	14.1	6.7	14.2	7.8	39.4	7.9	4.7	5.2	100.0

2 気象

本市は、太平洋型気候（中央高原型）に属しており、夏は暑く冬は寒く、寒暖の差が激しい気候である。気象庁の大月観測所の記録（1981-2010年の30年間の観測値）によれば、年平均気温は、13.0度であり、12月～2月の冬期には、最低気温の平均が氷点下となる。年降水量の平均値は、1,406.5mmであり、月別の平均降水量の変化

では、8月から9月に200mmを超える降雨があり、平成20年8月には1時間最大79mmの降水量を記録した。

また、平成26年2月には105cmの積雪を大月市消防本部で観測した。

3 地形、地質

本市の地形は、山地及びその脚部の山麓堆積地形、笹子川や桂川とその支流沿いに分布する段丘及び低地に大別される。

(1) 山地

市域の大半を占める山地は、ほぼ桂川の北部を通る地質構造線（藤の木・愛川構造線）によって南北に区分される。北側は、中・古生代の堆積岩を主とする地盤であり、南側は、より時代の新しい新第三紀の堆積岩や火山岩からなる地盤である。

(2) 山麓堆積地形

山地から供給された砂礫等で形成された緩斜面であり、笹子川や桂川とその支流沿いに分布する。

(3) 段丘

各河川が形成した河岸段丘であり、主に笹子川、桂川、真木川、葛野川沿いに分布する。

半固結の砂礫堆積層や古富士泥流、猿橋溶岩等からなる。

(4) 低地

谷底平野として、主に笹子川、桂川、葛野川、小沢川沿いに分布する。未固結の砂礫堆積物からなる。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口、世帯数は、次表に掲げるとおり、平成22年10月1日現在（国勢調査）、28,120人、10,151世帯である。人口は、昭和25年ごろをピークに長期的には減少傾向にある。バブル経済の拡大とともに一時的に宅地需要が高まり、人口の微増を見たが、その後は再び減少している。

1世帯当たりの人口の減少、65歳以上人口の増加は、核家族化、高齢化の傾向を表し、今後もこの傾向は続くものと予想される。

年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当 たり人数 (人)	65歳以上人口		
				人口 (人)	割合 (%)	全国割合 (%)
昭和50年	36,766	9,082	4.05	—	—	7.9
昭和55年	35,404	9,346	3.79	3,883	11.0	9.1
昭和60年	34,914	9,672	3.61	4,598	13.2	10.3
平成2年	34,941	10,337	3.38	5,321	15.2	12.1
平成7年	35,199	11,393	3.09	6,440	18.3	14.6
平成12年	33,124	10,927	3.31	6,416	18.2	17.4
平成17年	30,879	10,524	2.93	7,393	22.3	20.2
平成22年	28,120	10,151	2.77	8,300	29.5	23.0

2 土地利用の状況、変遷

本市の土地利用は、地形的に山地が大半を占めることから、森林面積が約87%を占め、農地は5%程度、宅地は2%弱である。

昭和60年以降、農地等が宅地に転用される傾向にあり、特に大規模な宅地造成としては、四季の丘、ゆりヶ丘、パストラルビュー桂台がある。

その他の大規模な人工改変地は、大月カントリークラブ、花咲カントリー倶楽部のゴルフ場や葛野川上流の葛野ダム、深城ダムの建設がある。

第3 過去の災害履歴

1 過去の主な風水害

西暦	年月日	主因	被害状況
1892	明治25年7月22日	台風	笹子峠の山腹亀裂土石流発生。笹子村追分組の潰家10数軒、笹子峠甘酒茶屋人家3軒流出、即死4名。大月付近で死者2名、負傷者4名、全壊家屋28戸、半壊2戸。
1896	明治29年9月6日 ～9月12日	台風	9月7日には大原村田中組において山崩れがあり、小川久右衛門宅が圧潰され、1人死亡。
1898	明治31年9月4日 ～9月7日	台風	大月付近における死者2名、全壊家屋3戸、半壊4戸、破損61戸、流出2戸。
1899	明治32年10月5日 ～10月7日	台風	葛野川にかかる小橋が多く流される。
1907	明治40年8月22日 ～8月28日	台風	笹子、大月停車場破壊される。初狩から花咲、笹子付近特に著しく被害を受ける。大月地域で死者61名、負傷者8名、家屋の流出280戸、半壊34戸、下初狩の寒場沢の崩壊、土石流で18名の死亡と8名の負傷者、馬7頭、民家39戸埋没。唐沢の崩壊は死者10名、家屋の崩壊14戸あり。万沢天神上の崩壊は死者7名、民家14戸埋没。
1910	明治43年8月2日 ～8月17日	台風	大月橋橋詰崩壊、白野流出家屋6戸、黒野田流出家屋2戸。
1920	大正9年8月2日 ～8月6日	台風	初狩、大月付近の鉄道被害大、七保林にて、崩壊、負傷者が出る。朝日小沢で崩壊家屋流出、郡内地区の被害大。
1922	大正11年8月23日 ～8月26日	台風	笹子駅付近山崩れ列車不通。
1925	大正14年8月14日 ～8月18日	台風	笹子駅付近で崩壊。
1928	昭和3年10月3日 ～10月8日	台風	初狩寒場川付近土砂押し出す。
1934	昭和9年9月18日 ～9月21日	台風 室戸	都留中学校の武道場倒壊し大工が圧死、七保でも1名負傷。

西暦	年月日	主因	被害状況
1935	昭和10年9月21日 ～9月26日	台風・前線	七保町葛野大山崩れ 19名埋没、小学生多く亡くなる。 笹子峠でも14名生き埋め。10月28日大磯へ8名の遺体漂着する。奥山でも8名亡くなる。
1947	昭和22年9月13日 ～9月15日	台風 カスリーン	笹子川で被害。
1948	昭和23年9月15日 ～9月16日	台風 アイオン	笹子川で被害大。
1949	昭和24年8月31日 ～9月2日	台風 キティ	笹子川で被害大。
1953	昭和28年9月23日 ～9月25日	台風13号	早川地域被害甚大の台風であるが、大月では雨量185mm、 賑岡地内県道2カ所崩落。
1959	昭和34年8月12日 ～8月14日	前線・台風7号	大月市被害甚大、死者2人、負傷者2人、全壊家屋13 戸、半壊113戸。
1966	昭和41年9月21日 ～9月25日	前線・台風26 号	西湖周辺の土石流による被害が甚大。大月市笹子におい て死者発生。
1979	昭和54年10月18日 ～10月19日	台風20号	鳥沢の横吹団地裏山の土砂崩壊。
1982	昭和57年7月31日 ～8月3日	梅雨前線・台風 10号	山腹崩壊、土石流、土砂流、溪流崩壊が発生。大月市で 死者4人、負傷者10人、全半壊家屋15棟、床上浸水家 屋50棟、床下浸水家屋156棟の被害発生。被害総額で 見ると山梨県内で最大の風水害。
1991	平成3年8月20日 ～8月21日	台風12号	土砂崩れによる死者4人、負傷者1人、その他死者3人、 負傷者2人、行方不明1人。
1999	平成11年8月13日 ～8月14日	熱帯低気圧	土砂崩落により、家屋一部損壊等の被害が発生。
2011	平成23年8月31日 ～9月6日	台風12号	七保町瀬戸の山林において約6ヘクタールの山腹崩壊 が発生
2011	平成23年9月19日 ～9月22日	台風15号	桂川氾濫の危険から賑岡町強瀬地区に避難勧告発令（9 月21日16：40、2世帯14名） 国道20号線大月IC付近冠水により、16：10～21：30 通行止め
2016	平成26年2月14日 ～2月15日	2月14日～ 15日の大雪	最大積雪量105cm（大月市消防本部計測） 孤立世帯 40世帯、147名 避難所（滞留者） 17カ所、1,400人 災害救助法適用（平成26年2月15日～5月14日） 物的被害（住宅）全壊6棟、半壊4棟、一部破損369棟

2 過去の主な地震災害

災 害 発 生 日	被 害 状 況 (県下)
1498 (明応7) 8. 25	辰刻大地震、東海道全般被害甚大 (明応地震M8. 6)
(") 8. 28	西海、長浜、大田原、大原ことごとく壁に押され死傷無限 (妙法寺記)
1703 (元禄16) 11. 23	江戸・関東諸国で震度大、甲府では城下町で潰 134 軒、半潰 166 軒、堤破損 3, 160 間、郡内で死 83、潰家 211、半潰 115、山崩れ合計 10 万坪 (元禄地震M8. 2) (新編日本被害地震総覧：1989)
1707 (宝永4) 10. 4	【宝永地震】未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。 潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった (M8. 4) (新編日本被害地震総覧：1989)
(") 10. 5	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害 (潰家 7, 397、同寺 254、死 24) となった (新編日本被害地震総覧：1989)
1782 (天明2) 7. 15	丑刻及び戌刻に大地震、相模・武蔵・甲斐で被害大、甲斐の都留郡長池村 (現・山中湖村) では家数 37 軒のうち 30 潰る (新編日本被害地震総覧：1989)
1854 (嘉永7) 11. 4	【安政東海地震】五ッ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋 7 割潰れ、鰍沢では住家 9 割潰れ、死 150 (M8. 4) (新編日本被害地震総覧：1989、地震の辞典：1987) 甲府に大火が起こり、勤番支配は社倉より米・味噌・塩を放出して罹災民に施す (甲府略志)
1891 (明治24) 12. 24	山梨・静岡県境を震央とする地震 (M6. 5)、北都留郡で地割れ数カ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898 (明治31) 4. 3	山梨県中部を震央とする地震 (M5. 9)、南巨摩郡睦合村 (現南部町) で山岳 (安部岳) の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902 (明治35) 5. 25	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村 (現大和村) に小亀裂等
1915 (大正4) 6. 20	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 9)、甲府市水道管亀裂 4～5 カ所
1918 (大正7) 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震 (M6. 3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7～8 カ所
1923 (大正12) 9. 1	【関東大地震】(M7. 9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1, 761 棟、半壊 4, 992 棟、地盤の液状化現象 3 カ所
1924 (大正13) 1. 15	【丹沢地震】(M7. 3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60 カ所
1944 (昭和19) 12. 7	【東南海地震】(M7. 9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29 カ所等 (山梨日日新聞)
1976 (昭和51) 6. 16	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5)、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22 カ所、田畑 31 ケ所、農業用施設 79 カ所等
1983 (昭和58) 8. 8	山梨県東部を震央とする地震 (M6. 0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 カ所、農林業用施設 55 カ所、道路 21 カ所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66%等、被害総額 3 億 5 千万円
1996 (平成8) 3. 6	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 3)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3, 901 戸等、被害総額 1 億 5 千万円
2001 (平成13) 12. 8	神奈川県西部を震央とする地震 (M4. 6)、上野原では最大震度 5 弱を観測 大月市では震度 2 であった。

2011 (平成 23 年) 3. 11	<p>東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分, 三陸沖を震源とするマグニチュード (M) 9. 0 の地震が発生、県内最大震度は 5 強を観測し、軽傷 2 名、住家の一部破損 4 棟、断水 4, 780 戸、停電 14 万 5 千戸</p> <p>大月市では震度 4 を観測</p>
2011 (平成 23) 3. 15	<p>静岡県東部を震央とする地震 (M6. 4)、県内最大震度 5 強を観測</p> <p>大月市では震度 4 を観測</p>
2012 (平成 24 年) 1. 28	<p>山梨県東部を震央とする地震 (M5. 4)、県内最大震度は 5 弱を観測</p> <p>大月市では震度 4 を観測</p>

第2章 一般災害予防計画

第1節 防災組織の充実

総務管理課	福祉課
消防本部	

第1 大月市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務（大月市防災会議条例第2条）

- (1) 大月市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、大月市水防計画を調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員（大月市防災会議条例第3条）

- (1) 市長（会長）
- (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 市の消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

資料編	・大月市防災会議条例 ・大月市防災会議委員名簿
-----	----------------------------

第2 大月市災害対策本部

大月市災害対策本部は、災害対策基本法第23条に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、本編第3章第1節「応急活動体制」別表1、別表2に定めるところによる。

第3 大月市水防本部

水防管理団体として、水防本部を設置する。ただし、水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をする。

第4 大月市地震災害警戒本部

大月市地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条に基づき設置する。

組織及び分掌事務については、地震編第4章第2節別表1及び別表2によるものとする。

第5 自主防災組織

本市において、市民が「自分の住む地域は自分で守る。」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要であるとともに「減災」の観点からも有用である。

そのため、総務管理課及び消防本部は、市民に対し、広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。

また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行うとともに、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

< 自主防災組織の活動内容 >

平常時	発災時
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ・情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護及び避難所の開設・運営等の防災訓練の実施 ・消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検、物資等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達 ・救出・救護の実施及び協力 ・集団避難の実施 ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ・避難行動要支援者の安全確保等 ・避難所の開設、運営

第6 事業所

市内事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、学校、病院、大規模小売店舗等多数の人が出入りする施設における施設管理者に対し、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

第2節 防災知識の普及に関する計画

総務管理課	教育委員会
消防本部	消防団

防災業務に従事する職員及び一般市民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

第1 職員に対する防災教育

市は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動の概要 ・防災関係職員としての心構え ・災害時の役割分担 ・防災行政無線（可搬局・携帯局）の取扱方法 ・災害の基礎知識 ・災害に関する地域の危険性 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会、研修会の開催 学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。 ・検討会 防災訓練と併せて開催し、業務分担等の認識を深める。 ・見学、現地調査 防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。 ・印刷物等の配布 災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市及び消防本部は、市民に対し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、正しい知識の普及に努める。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する一般知識 ・地域防災計画の概要 ・災害に備えた食料、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備 ・避難所等の避難対策に関する知識 ・火災予防に関する事項 ・住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項 ・屋内、屋外における災害発生時の心得 ・災害危険箇所 ・防災訓練、自主防災活動の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の活用 ・防災ホームページの活用 ・ハローページに掲載されている「レッド・ページ」の活用 ・新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用 ・防災行政無線、CATVの活用 ・社会教育の場の活用 ・県立防災安全センターの活用 ・防災関係資料の作成、配布 ・防災映画、ビデオ等の貸出し ・防災・気象情報のインターネット等への配信 ・ハザードマップの配布

第3 学校教育における防災教育

市は、次により幼児・児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座その他各種教育講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習をすすめる等である。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターには、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、児童・生徒等の課外活動、また一般市民に対しても当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
視 聴 覚 教 室	120人収容、ビデオ、映写装置等	
図 書 、 相 談 室	400冊	
訓 練 、 実 習 室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等	
山梨県立防災安全センター	中央市今福991 (055-273-1048)	

第7 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよ

う努める。

このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第3節 防災訓練に関する計画

各課共通

市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施と、訓練による減災を目指して、次の訓練を実施する。なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合訓練

市は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び市民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を次により実施するものとする。

参加機関	訓練重点事項
<ul style="list-style-type: none">・大月市・県、近隣市町村、自衛隊等関係機関・自主防災組織・ボランティア組織・一般市民・事業所	<ul style="list-style-type: none">・情報通信連絡訓練・災害対策本部設置・運営訓練・避難訓練・救出・救護訓練・災害警備訓練・消防訓練・水防訓練・救援物資輸送・調達訓練・防疫訓練・給水訓練・炊き出し訓練・応急復旧訓練

第2 個別訓練

1 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

(1) 参加機関

市、県及び関東地方非常通信協議会構成員

(2) 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

2 避難訓練

(1) 学校、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法（昭和23年法律第186号）による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

(2) 防火管理者を置かない程度の施設の管理者も(1)に準じて行うものとする。

(3) 外国人、観光客、障害者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよ

う努め、男女共同参画についても留意するものとする。

(4) 学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

ア 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。

イ 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

ウ 人命、身体の安全の確保を基本とする。

3 自主防災組織訓練

各自主防災組織や事業所等の自主防災組織が計画に従い訓練を行う。訓練を行うにあたっては、消防職員、消防団員等防災関係に従事する市職員を派遣して、初期消火に対する訓練や避難、救護、炊き出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

4 防疫訓練

(1) 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 器具、機材等の整備

最低限常備する必要がある器具、機材等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周知な計画をたてるとともに、備蓄物件については、保健介護課においていつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

5 消防訓練

市消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

(1) 実施期間

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

火災のおそれのある地帯、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

(3) 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

6 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次により水防に関する訓練を実施するものとする。

(1) 指定水防管理団体である本市は、年1回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に係る職員を動員して水防訓練を行うものとする。

(2) 年1回、富士・東部建設事務所の職員とともに河川堤防その他水防に係る工作物を巡視し、水防に対する万全を期するものとする。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

総務管理課	建設課
消防本部	消防団

災害応急活動に必要な通信、避難、消防、水防等に係わる施設、設備の整備を次のとおり推進する。

第1 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集伝達等を迅速かつ的確に行うため、専用電話設備等の有線通信設備及び防災行政無線等の通信施設の一層の充実を図る。

施設の概要は、本編第3章第10節「災害通信計画」のとおりである。

第2 倉庫等の充実

防災倉庫については、耐火・耐震構造とするとともに、水防資材の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。

資料編 ・ 水防倉庫一覧

第3 避難所

災害時における被災者の避難所をあらかじめ選定しておくものとする。選定にあたっては、災害に対し安全な施設であることはもとより、給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

資料編 ・ 避難場所と避難所一覧

第4 資機材、物資の充実、点検

1 点検整備は、各自主防災組織にあつては組織の長が、各施設（機関）・各事業所にあつては施設責任者が、消防団にあつては各分団長が当たり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。

2 点検を要する主たる資機材は、備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、災害警備活動用資機材、等とする。

3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第5節 消防予防計画

総務管理課	消防本部
消防団	

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力等の充実化

市は消防力の充実強化に努めるとともに、県はこれに必要な指導・助言を行う。

(1) 自治体消防力の充実強化

ア 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

更に、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

資料編	・消防力の整備状況 ・消防資機材保有状況 ・防火水槽設置状況
-----	--------------------------------------

イ 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。また、市及び消防本部においては「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、応急手当普及啓発活動をホームページ等活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員の救助訓練、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

(2) 地域の自主防災組織の整備強化

ア 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

イ 市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

ウ 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

(3) 市消防計画の確立

市は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

ア 消防力等の整備

イ 防災のための調査

ウ 防災教育訓練

エ 災害の予防、警戒及び防ぎよ方法

オ 災害時の避難、救助及び救急方法

カ その他災害対策に関する事項

を大綱とした市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

2 広域消防応援体制の確立

ア 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

市は、既に締結している相互応援協定の内容充実を図る。

イ 市は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結推進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

消防本部は、次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

消防法第4条の規定により、消防本部は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。また、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、大月市火災予防条例（昭和37年条例第13号）に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間を始め消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第3 消防相互応援協定

市は、資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。したがって、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

資料編	・山梨県常備消防相互応援協定書 ・消防相互応援協定 ・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 ・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
-----	--

第4 林野火災予防対策

本市の林野面積は、市域の約87パーセントを占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっており、林野火災が発生すれば、林野の焼失はもちろん、人家への延焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市及び消防本部は、市民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど、市民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市及び消防本部は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市及び消防本部は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上次の事項等について計画するものとする。

(1) 防火管理計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防ぎょ鎮圧計画
- エ 他市町村等応援計画
- オ 資機材整備計画
- カ 防災訓練実施計画
- キ 啓発運動推進計画

4 火災防ぎょ体制の整備

大規模な林野火災が発生し延焼拡大、その他重大な事態となるおそれがある場合は、防災ヘリコプターによる空中消火活動を行うものとし、災害対応拠点の確保や消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほか、消火資機材等の整備を行い地域の実情に即した防ぎよ体制の確立を図る。

5 監視体制の強化

市及び消防本部は、林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。市民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、市防災行政無線等により行う。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づき時期、許可条件等について十分調整する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接するときは、関係市町村に通知する。

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、火災予防条例等に基づき、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

6 予防施設、資機材等の整備

消防本部及び関係機関は、防火水槽の設置や自然水利の活用を検討するとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

7 自衛消防組織の確立

大月市森林組合は、市、県と密接な連絡をとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等につき、あらかじめ消防計画を策定し、自衛体制の強化を図るものとする。

8 防火思想の普及

消防本部は、林野火災の発生期を中心に、登山口、林道、樹木等へのポスター、標識板等の設置並びに広報紙等の配布を通じて、予防広報を積極的に推進する。

第6節 風水害等災害予防計画

産業観光課	建設課
消防本部	消防団

第1 山地の災害予防

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃の兆しのある溪流等に対し、予防治山事業を県に働きかけ、推進する。

本市には、崩壊土砂流出危険地区181箇所、山腹崩壊危険地区36箇所、地すべり危険地区3箇所があるが、特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、山地災害の予防対策として積極的に県に要請する。

資料編 ・ 山地災害危険地一覧

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的な保全工事を施行する。

第2 河川対策

市は、河川の重要水防区域等に対し、関係機関と連携、協力し、河川構造物の整備、改修を推進する。

特に出水期には、災害予防対策として点検活動の強化が有用であることから、警戒を強めることとし、点検による維持と改修に努める。

資料編 ・ 重要水防区域一覧

2 ダムによる洪水調節

葛野川沿いの地域は、梅雨期や台風時に降雨量が多く、出水による被害を受けてきた。このため、災害復旧工事や河川改良工事などの治水事業が継続して行われてきたが、災害の防除には、ダムによる洪水調節が最も有効であるとして、洪水調節、取水の安定化、河川環境の保全や水道用水の確保を目的として多目的ダムが建設された。

このため、市は、貯留水の放流については、管理者との情報伝達体制の整備を十分に図るものとする。

(深城ダムによる洪水調節の現況)

完成	平成 17 年 3 月
計画高水流入量	400 m ³ /S
調節量	200 m ³ /S
放流量	230 m ³ /S
平常時最高貯水位	625. 5m
洪水時最高水位	629. 5m
一次洪水準備水位	610. 5m
二次洪水準備水位	—
	上記計画は確率 80 年洪水を対象として策定。 洪水期(6 月 1 日～9 月 30 日)は水位を 610. 5m に下げて洪水時最高水位までの 19. 0m を利用して洪水調節を行う。

第3 砂防対策

1 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、両岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市には、土石流危険溪流として指定されたものが、150溪流存在する。

これらの溪流については、県に要請して積極的に砂防事業を推進する。

資料編 ・ 土石流危険溪流一覧

2 地すべり対策

本市には、資料編に掲げるとおり、地すべり危険箇所が11箇所ある。地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域が4箇所（林政関係2、土木関係2）あるため、これも、県に要請して積極的に対策工事を推進する。また、指定以外の危険箇所についても、県に対し指定の促進を図り、現地の監視を強化しながら対処していく。

資料編 ・ 地すべり防止区域一覧

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

そこで、次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施す等の改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の促進

本市には、資料編に掲げるとおり、急傾斜地崩壊危険区域が47箇所、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が54箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が154箇所ある。このうち急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく指定箇所である。

市は、県に要請し、対象区域の拡大を図るものとする。

なお、指定された地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。

資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧

第5 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域における災害予防対策

1 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定については、本市の意見を聴いて県が行うこととなっており、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

本市には、資料編に掲げるとおり、土砂災害警戒区域 852 箇所（急傾斜地の崩壊区域 597 箇所、土石流区域 236 箇所、地すべり区域 19 箇所）が指定されている。

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど県と連携して、特定開発行為の許可、建築物の構造制限、移転等の土砂災害ソフト対策を推進する。

2 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市では、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制等について、本編第3章第7節「予報及び特別警報・警報・注意報等の伝達計画」、同章第16節「避難計画」により対応を行う。

また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある

場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の周知に努める。

なお、土砂災害警戒区域内における円滑な警戒避難体制を確保するため、土砂災害ハザードマップ等を作成配布した、今後も風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、土砂災害警戒情報発表時、警戒宣言発令時、東海地域の地震・地殻活動情報入手時あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報誌等により啓発に努める。

それとともに

3 土砂災害警戒情報

甲府地方気象台と県が共同で発表する土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに市が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うことや、住民の自主避難の判断等に活用することを目的としたものであり、市は情報を受けたとき、直ちに地域住民、自主防災組織及びその他関係機関へ伝達を行う。避難勧告等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断する。

資料編・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

第7節 農地災害予防計画

産業観光課

農業用施設の改修を実施し、施設の増強を図り、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

第1 農業施設

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

1 ため池保全対策

本市の老朽ため池の状況は、資料編に定めるとおりである。

小篠地区のため池については、昭和61年から平成2年にかけて整備が行われており、小田地区、藤沢地区のため池は、現状では漏水していない。しかし、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておくものとする。

資料編 ・主たる老朽ため池の所在地及び整備状況

2 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

第2 農作物に対する措置

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領（昭和56.4.1改正）」に基づき、台風等による風水害に対しては、気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。

農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するものとする。

第3 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第8節 建築物災害予防計画

総務管理課	建設課
地域整備課	消防本部

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築物の不燃化

1 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。

本市においては、JR大月駅周辺の市街地2.59haが防火地域に指定されているが、今後も必要に応じ、防火地域、準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

2 市営住宅の不燃化

市は、既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

第2 都市再開発計画

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。

本市においては、市中心部の国道20号線沿い2.12haについて、市街地の災害防止のため、旧防災建築街区の指定を受け、防災建築街区造成事業を行っている。

第3 公共施設災害予防計画

1 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される市役所、不特定多数の者が集まる公共施設、災害時に避難所が開設される学校等については、計画的に調査を実施し、県の整備計画に合わせて、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいもの

は、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第4 防災査察

消防法第4条及び同第16条の5に基づき、映画館、百貨店、ホテル、病院等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対する安全性の維持と災害予防を強化する。

第9節 文化財災害予防計画

教育委員会	消防本部
消防団	

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

本市の文化財の現況は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 文化財一覧

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって指定された文化財の保護は、県及び市の教育委員会が法定受託事務として行っている。

2 県及び市の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び大月市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）による文化財は、県及び市が独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。

3 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、国、県及び市がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進する。また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓、避雷針等消火設備の促進を図る。

これら指定文化財の防災施設については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、

予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定文化財では50%を上限とする。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 特殊災害予防対策計画

総務管理課	産業観光課
消防本部	消防団

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

市は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関と相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防職員、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、化学消防自動車等の整備に努め、特殊災害対応資機材、測定器、検知器マニュアル等の強化を図る。

資料編 ・ 高圧ガス関係事業所一覧

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退の勧告又は指示

資料編 ・ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等一覧

第11節 原子力災害予防対策計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害⁵とは無縁であった山梨県にも、風評被害や心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

県内には、原子力施設が存在せず、最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所の原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも、本市をはじめ山梨県内の地域は含まれていない。中部電力(株)浜岡原子力発電所については、山梨県の南部県境までの距離が約70kmあり、大月市までの距離は約120kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質⁶及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改訂を受け、見直しを行う必要がある。

※「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、

⁵原子力災害：原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害（原子力緊急事態（原災法第2条第1項第3号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態）により国民の生命、身体又は財産に生じる被害）をいう。

⁶放射性物質：原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの物質により汚染されたものをいう。

当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。(ア～ウは、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合)

- ア 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)
放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 (概ね半径 5 km)
- イ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action Zone)
緊急時防護措置を準備する区域 (概ね 30 km)
- ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA : Plume Protection Planning Area) (今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

第1 最も近い原子力事業所⁷

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉 5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30	H21. 1. 30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平時から、県及び関係機関等との連携を密にし、必要に応じて、衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

第3 原子力災害に関する市民等への知識の普及と啓発

市は、県と協力し、次の内容について、市民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第12節 情報通信システム整備計画

総務管理課

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあっては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備

⁷ 原子力事業所：原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。

の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

第1 市防災行政無線システムの整備

市は、市本部、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、市防災行政無線を設置・配備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線については、定期的に子局の保守点検を行い、設置年度の古いもの等については更新等の措置を講じるとともに、人口の増減など社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

資料編 ・ 市防災行政無線設置状況

第2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめN T Tに災害時優先電話として登録してある。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第4 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察、消防等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 市内で利用可能な無線施設

第5 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 CATVの有効活用

本市には、CATV放送として、(株)ケーブルネットワーク大月が開局している。CATVは、災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また文字放送、手話放送など要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効である。

市は、今後、(株)ケーブルネットワーク大月と災害時における情報提供等について、協定を締結するなど協議を図っていくものとする。

3 アマチュア無線団体の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、防災訓練等を通して、あらかじめ市内アマチュア無線団体との協力体制の確立を図るものとする。

4 メールマガジン「おおつき防災安全メール」

防災行政用無線の放送内容をはじめ、東海地震などの各種災害関連情報や防犯に関わる情報等を市民に文字情報として伝えるため、山梨県市町村総合事務組合の運営する「山梨県・市町村電子申請受付共同システム（ポータル名「やまなし申請・予約ポータルサイト」）」を利用し、携帯電話・パソコンにメール配信するシステムの利用を促進する。

5 エリアメール

携帯電話事業者の自治体向け災害情報伝達サービスを利用して、市内に居る市民及び観光客等に緊急情報（避難勧告やテロ等）の提供を行っていくものとする。

第13節 要配慮者対策の推進計画

総務管理課	市民課
福祉課	保健介護課

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な高齢者、障害者等の災害対応力の弱い、市内に居住する要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

市では、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂版）等に基づき、これまで災害時要援護者支援対策を推進してきました。

しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年8月に国(内閣府)が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく、要配慮者対策に取り組むものとする。

第1 要配慮者対策

1 要配慮者と避難行動要支援者

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第15号）妊産婦、日本語が不慣れな外国人、在宅難病患

者なども配慮を要する者となる。その内、特に発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者を「避難行動要支援者」という。

これまで一般的な用語としては「要援護者」又は「災害時要援護者」が用いられてきたが、災害対策基本法（平成25年6月改正）において用語が整理されたことから、地域防災計画上の記述は法律記述の文言である「要配慮者」及び「避難行動要支援者」で整理するものとする。

なお、「要配慮者」・「避難行動要支援者」と同義であるが、大月市災害時要援護者登録制度実施要綱（平成17年9月1日告示第53号）による「要援護者」・「災害時要援護者」等については、従前の記述を用いて区別する。

2 避難行動要支援者名簿

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を特定するため、市保有情報等から所在を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 名簿に登載する者の範囲

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難を図るため、特に支援を要する者で、具体的には以下のとおりとする。

- ア 身体障害者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級から3級まで、視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が2級の者
- イ 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- ウ 65歳以上の一人暮らし高齢者
- エ 寝たきり高齢者
- オ 認知症高齢者
- カ その他援護を必要とする者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿には避難行動要支援者に関する次の情報を記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日、年齢
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他、避難行動等の実施に関し、市長が特に必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

名簿を作成するに当たって、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市保有情報（住民基本台帳、身体障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳等）を集約する。

また、ア（キ）に該当する者については、本人又は家族からの申請に基づき情報を把握する。

(3) 名簿の更新に関する事項

原則、年1回更新する。

(4) 名簿の共有に関する事項

名簿は市内部において、避難支援等の実施に必要な限度で共有する。

(5) 名簿の管理に関する事項

名簿の提供を受けた関係各課等は、名簿情報を適正に管理により、情報漏えいを防止するため、次の措置を講ずることとする。

ア 避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。

ウ 避難行動要支援者名簿は、原則として、担当する地域の避難支援情報に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

また、避難行動要支援者名簿の取り扱い者を限定するよう指導する。

3 同意者名簿

大月市災害時要援護者登録制度実施要綱（平成17年9月1日告示第53号）に基づき、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者（地域支援者）は、次に掲げる者とする。

- (1) 地区担当民生委員・児童委員
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 自主防災会（自治会）

第2 要配慮者に対する事前対策

1 日常地域活動の充実

(1) 福祉課、大月市社会福祉協議会、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、避難行動要支援者に対する救援活動を円滑に実施するため、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域の防災訓練等への参加を呼び掛け、地域活動の充実に努める。

また、災害時に自主的な活動ができるよう、地域の関係機関と情報交換を行う。

(2) 避難行動要支援者及びその家族は、地域活動に積極的に参加し、地域住民等との交流を深めるよう努める。また、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供するように努める。

2 関係福祉団体との連携強化

福祉課は、避難行動要支援者の災害時の安全及び生活を確保できるよう、関係福祉団体との連携を強化する。

- (1) 関係福祉団体との連携を深め、その活動を通じて避難行動要支援者の防災行動力を高める。
- (2) 関係福祉団体を通じて、避難行動要支援者の要望等をまとめ、防災対策に反映させるよう努める。
- (3) 災害時における関係福祉団体との連携体制を整備し、必要な支援体制の充実に努める。

3 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

保健介護課は、おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯等で、緊急時に家族等が対応できない住民を対象に、緊急通報用機器とペンダントの設置を行い、日常生活における緊急時に対処するサービス⁸を行っている。

災害時に的確かつ迅速な救助活動が行えるよう、市は、今後もこのシステムの整備、拡充を図るものとする。

⁸緊急時対処サービス：緊急の事態が発生した場合、見守りセンター（サンテレコム）に通報が入り、見守りセンターからの要請後、消防本部が救援活動を行う。

4 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 在宅高齢者、障害者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、障害者防災マニュアル等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

(3) 地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

5 避難誘導體制

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会、手話通訳、ガイドヘルパー等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

6 避難所における対応

市は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 福祉避難所の開設

避難行動要支援者の避難については、消防団、自主防災組織等の協力を得て、まず身近な地区避難所に避難誘導し、その避難所に「避難行動要支援者専用スペース（福祉避難室）」を設定して収容する。

避難所生活が長期に及ぶ場合、一般の避難者は、地区避難所から指定避難所へ移ることとするが、避難行動要支援者にあつては、資料編に掲げる施設を「避難行動要支援者専用避難所（福祉避難所）」として開設し、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て、当該施設へ移送し、必要なスタッフを確保する。

資料編	・ 避難場所と避難所一覧
	・ 福祉避難所一覧
	・ 災害時要援護者の福祉避難所への受け入れに関する協定

8 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

9 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、優先的入居など高齢者や身体障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの福祉仮設住宅の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、災害に対する知識に乏しく日本語の理解も不十分な外国人に対し、平常時から基礎的な防災情報の提供等、防災知識の普及に努めるとともに、被災外国人や観光客に対応できるような対応づくりに努めるものとする。

第14節 災害ボランティア支援計画

福 祉 課

災害ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な対策を推進する上で大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第1 災害ボランティアの登録及び環境整備

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日ごろから市内において福祉等のボランティアとして活動している者	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を図る。
2	特殊技能者（医師、看護師、保健師、土木・建築技術者、アマチュア無線資格者等）	市社会福祉協議会において、ボランティアの登録制度を実施し、組織化が推進して自主的な運営ができるように協力する。
3	市内外から災害発生後駆けつけるボランティア希望者	(1) 市社会福祉協議会に受付窓口を設ける。 (2) 市社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中からボランティアコーディネーターを選び、自主的な運営ができるように協力する。 (3) 市社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を支給して活動を支援する。

第2 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊き出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動
- 9 子供の遊び相手や高齢者の話し相手

第3 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害ボランティアセンターの設置・運営については、次のとおりとする。

- 1 市社会福祉協議会は、市と連携を図り、大月市総合福祉センターに市災害ボランティアセンターを設置する。
- 2 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体等の協力の下、運営を行う。

第4 災害ボランティアの受入れ体制の確立

市社会福祉協議会は、地域以外からのボランティア等（一般及び専門活動）が速やかに活動を行えるよう、市や県社会福祉協議会などと連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立し、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 関係機関等との連携

市は、市災害ボランティアセンター及び地区災害ボランティアセンター（仮称）において、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援や関係機関等との連絡調整等を図る。

2 受け入れ体制の整備

災害発生時に社会福祉協議会においてボランティアの担当窓口を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

第5 ボランティアリーダー等の養成

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努める。

第6 ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第3章 一般災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各課共通

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 災害対策本部設置前の警戒体制

1 警戒活動

総務管理課長は、次の2に掲げる「災害予防本部」の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、警戒活動を指示する。

項目	内容
活動基準	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県大月市に、大雨、洪水、大雪の注意報の1以上が発表されたとき。 火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき。 その他市長が必要と認めたとき。
配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 第1配備（本章第2節「職員配備計画」参照）
配備要員	<ul style="list-style-type: none"> 部等長 総務管理課長及び法制防災担当職員 秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課の課長及び課長が指名する職員
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の収集・伝達 水害、土砂災害等に関する情報収集 噴火等に関する情報収集
活動の終止基準	<ul style="list-style-type: none"> 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。 災害が拡大し、災害予防本部へ移行したとき。

2 災害予防本部設置

総務管理課長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは災害予防本部を設置する。

項目	内容
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県大月市に、大雨、洪水、暴風、大雪の警報1以上が発表されたとき。 特別警報が発表されたとき 噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）の発表されたとき。 その他市長が必要と認めたとき。
設置、指揮の権限	<ul style="list-style-type: none"> 総務部長 総務部長不在等の場合は、総務管理課長
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 総務管理課
配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 第2配備（本章第2節「職員配備計画」参照）
配備要員	<ul style="list-style-type: none"> 総務管理課職員全員 全部課等の長及び課等長が指名する職員 その他、情勢に応じて増員していくものとする。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の収集・伝達 水害、土砂災害等に関する情報収集、警戒巡視 噴火等に関する情報収集、警戒巡視、 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達 市民への気象情報等の伝達
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。 災害が拡大し、災害対策本部へ移行したとき。

第2 災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置するものとする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を要するとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 富士山に噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、庁舎内総務管理課に置く。ただし、本庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、第2庁舎に設置する。本庁舎、第2庁舎とも被災した場合は、次の施設に設置する。

施設名	所在地	電話番号
花咲庁舎	大月市大月町花咲 1608-19	0554-20-1827
市立図書館	大月市駒橋 1-5-1	0554-22-4815
市民会館	大月市御太刀 2-11-22	0554-22-4811

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所正面玄関及び本部室前に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部・班	庁内放送、市防災行政無線、一般電話、メールマガジン「職員防災・災害情報」等
県	F A X
大月警察署	一般電話等
市内関係機関	市防災行政無線、一般電話、メールマガジン「おおつき 防災安全メール」等
出張所	一般電話等、市防災行政無線、メールマガジン「職員防災・災害情報」等
一般市民等	市防災行政無線、広報車、CATV、メールマガジン「おおつき 防災安全メール」等
報道機関	一般電話、口頭、文書（放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式1）等

資料編 ・放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式1)

5 本部長職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副市長	第2順位 教育長
----------	----------

資料編 ・ 大月市災害対策本部条例

第3 災害対策本部の組織

1 災害対策本部組織図

災害対策本部の組織図は、別表1に掲げるとおりとする。

2 各組織の役割

本部長	市長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	災害対策本部組織図 (別表1) 参照	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
本部連絡員	本部長が指定する班より各1名	本部会議の決定事項等の連絡を行う。
対策部長	総務部長、市民生活部長、産業建設部長、教育次長、病院事務長、消防長	本部長の命を受け、対策部内の調整を行う。
班長	本部長が定める。	対策部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部設置後 ・ その他本部長が必要と認めたとき。
本部会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部組織図（別表1）参照
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務管理課
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 応急対策活動の調整 ・ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ・ 自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ・ 警戒区域の設定、避難の勧告・指示 ・ 災害救助法の適用申請 ・ 応急対策に要する予算及び資金 ・ 国、県等への要望及び陳情 ・ その他災害対策の重要事項

4 災害対策本部所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、別表2に掲げるとおりとする。

5 出張所

次に掲げる各出張所は、所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、災害対策本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

＜名称、位置、所管区域＞

名 称	位 置	電話番号	所 管 区 域
笹子出張所	大月市笹子町黒野田 1359-7	0554-25-2301	笹子町の区域
初狩出張所	大月市初狩町中初狩 100	0554-25-6051	初狩町の区域
七保出張所	大月市七保町林 943	0554-24-7018	七保町の区域
猿橋出張所	大月市猿橋町猿橋 81	0554-22-0542	猿橋町（小篠地区を除く。）の区域
富浜出張所	大月市富浜町鳥沢 1900	0554-26-5301	富浜町の区域
			猿橋町小篠地区
			梁川町下畑地区
梁川出張所	大月市梁川町綱の上 1391	0554-26-2115	梁川町（下畑地区を除く。）の区域

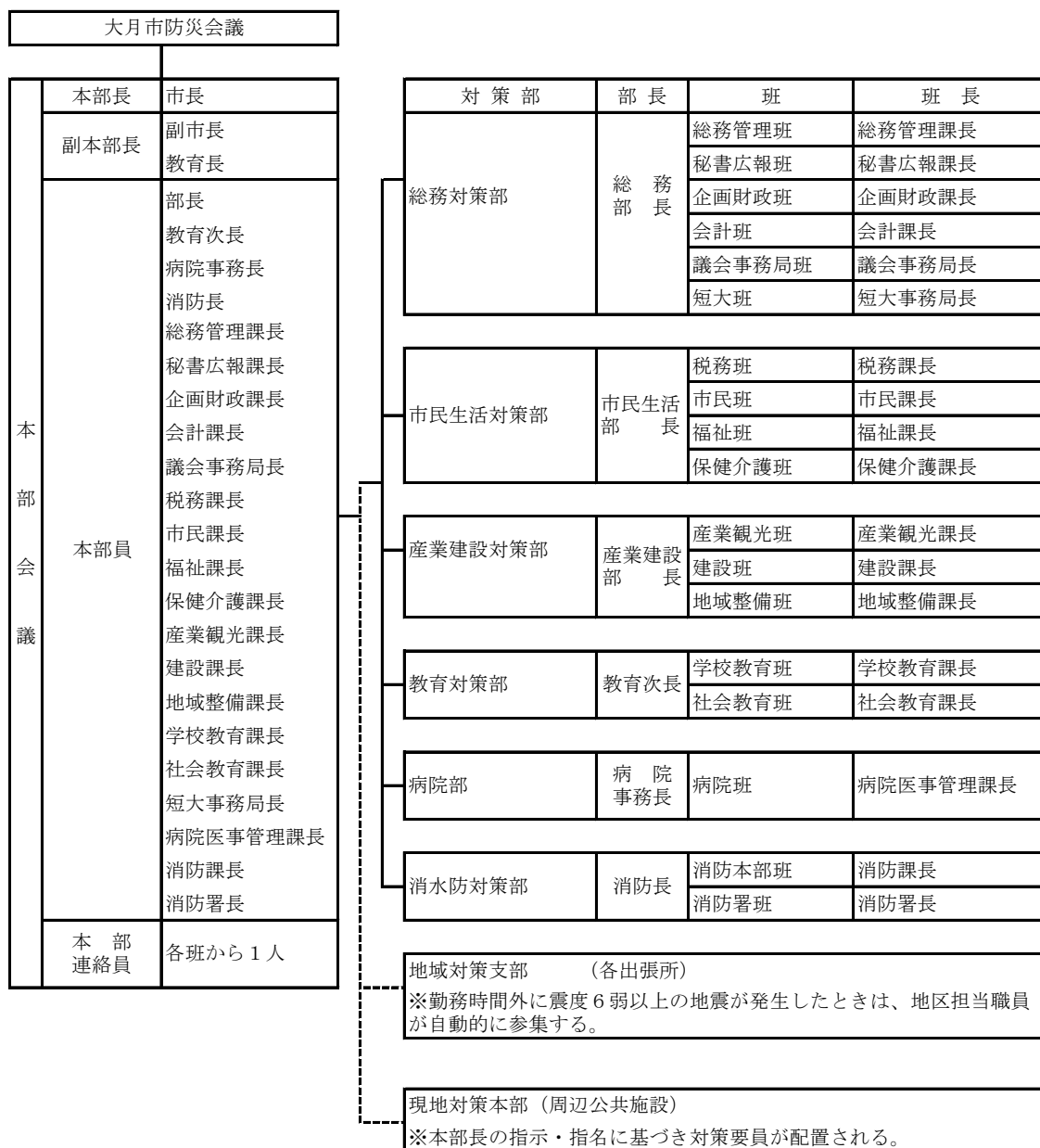
第4 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。

第5 県の現地対策本部との連携

市は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。この場合、受入施設は、市本部設置施設内とする。

別表1 災害対策本部組織図



別表2 災害対策本部分掌事務

部(部長)名	班(班長)名	時期区分			分掌事務
		初動	応急	復旧	
総務対策部 (総務部長)	総務管理班 (総務管理課長)	●			災害対策本部の設置、廃止、庶務
		●			本部会議の開催
		●			自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整
		●			県、他市町村への応援要請、連絡調整
		●			各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ
		●			災害応急対策全般の調整
		●			気象情報、地震情報等の収集伝達
		●			県、関係機関との災害情報の交換
		●			住民組織(自主防災組織等)との連絡調整
		●			市域の災害情報の取りまとめ
		●			災害情報の県、国、関係機関への報告、通知
		●			警戒区域の設定
		●			避難の勧告・指示
		●			緊急通行車両の確認申請
		●			車両、燃料の確保、配車
			●		公共施設、公共空地の利用調整
		○			職員の動員配備
	○			水害の警戒活動	
	○			土砂災害の警戒活動	
	秘書広報班 (秘書広報課長)	●			本部長指示による被災地の現地調査
		●			災害広報
		●			報道機関への協力要請、報道対応
		●			災害に関する写真、ビデオ等による記録
		●			職員の動員配備
			●		職員の給食、衛生管理
				●	見舞者等への応接、秘書
		○			自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整
		○			県、他市町村への応援要請、連絡調整
		○			各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ
		○			災害応急対策全般の調整
	企画財政班 (企画財政課長)	●			避難所の開設
		●			災害救助法の適用
			●		避難所の運営と支援
			●	災害応急対策に係る財政措置	
			●	災害救助費関係資料の作成、報告	
			●	復興計画の企画立案	
○				旅行者、滞在者の安全確保	
			○	応急仮設住宅の建設等	

			○	応急仮設住宅の入居者選定		
市民生活対策部 (市民生活部長)	会計班 (会計課長)	○		避難所の開設		
			○	避難所の運営と支援		
				○	義援金の受け入れ、保管、配分	
	議会事務局班 (議会事務局長)	●			議員との連絡調整	
		○			避難所の開設	
			○		避難所の運営と支援	
	短大班 (短大事務局長)	●			学生の安全確保、安否確認	
				●	応急教育	
		○			避難所の提供と開設	
			○		避難所の運営と支援	
	市民生活対策部 (市民生活部長)	税務班 (税務課長)	●			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
				●		物資集配拠点の設置
			●		民間建物等の被害調査	
				●	罹災証明	
○					食料の確保、供給	
○					生活物資の確保、供給	
			○		炊き出しの実施、支援	
			○		物資の受け入れ、仕分け等	
市民班 (市民課長)		●			被災者台帳の作成と安否情報の提供	
		●			食料の確保、供給	
		●			生活物資の確保、供給	
		●			納棺用品等の確保	
		●			大月都留広域事務組合との連絡調整	
		●			仮設トイレの設置	
			●		炊き出しの実施、支援	
		●		物資の受け入れ、仕分け等		
		●		被災者相談		
		●		遺体の埋葬		
		●		し尿の処理		
		●		生活ごみの処理		
		●		動物の保護、収容(家畜を除く)		
			●	がれきの処理		
		○		食料、生活物資、資機材等の緊急輸送		
			○	物資集配拠点の設置		
			○	被災地の防疫		
(出張所)	○			所管区域内の住民組織(自主防等)との連絡調整		
	○			所管区域内の災害情報の取りまとめ		
	○			所管区域内の災害広報		
		○		所管区域内の被災者相談		
福祉班 (福祉課長)	●			避難行動要支援者の安全確保、安否確認		
	●			遺体の収容、安置		
	●			保育園児の安全確保、安否確認		

		●		ボランティアの活動支援
		●		避難所の要配慮者に対する応急支援
		●		福祉避難所の開設、運営
			●	要配慮者への各種支援
			●	応急保育
			●	義援金の受け入れ、保管、配分
			●	災害弔慰金等の支給
		○		炊き出しの実施、支援
			○	福祉仮設住宅の供給
保健介護班 (保健介護課長)	●			医療救護所の設置、医師会、歯科医師会、薬剤師会への派遣要請
	●			富士・東部保健所への医療救護班の派遣要請、連絡調整
	●			医療救護活動の支援
	●			医薬品、資機材の確保
		●		被災者の健康と衛生状態の管理
		●		被災地の防疫
			●	心のケア対策
	○			生活物資の確保、供給
		○		ボランティアの活動支援
		○		物資の受け入れ、仕分け等
		○		被災者相談
		○		福祉避難所の開設、運営
産業建設対策部 (産業建設部長)	産業観光班 (産業観光課長)	●		土砂災害の警戒活動
		●		旅行者、滞在者の安全確保
			●	食料、生活物資等の安定供給及び価格の指導
			●	商工業関係の被害状況調査及び応急対策
			●	観光関係の被害状況調査及び応急対策
			●	農作物、農耕地の被害状況調査及び応急対策
			●	林産物及び水産施設の被害状況調査及び応急対策
			●	家畜及び畜産施設の被害状況調査及び応急対策
			●	家畜の保護、収容
		○		交通情報の収集、道路規制等の交通対策
		○		道路交通の確保
		○		避難の勧告・指示
		○		避難所の提供と開設
		○	避難所の運営と支援	
		○	がれきの処理	
建設班 (建設課長)	●			土砂災害の警戒活動
	●			警戒区域の状況把握、報告
	●			交通情報の収集、道路規制等の交通対策
	●			道路交通の確保
	●			住家、河川等の障害物の除去
			●	福祉仮設住宅の供給
			●	応急仮設住宅の建設等

				●	応急仮設住宅の入所者選定
				●	被災住宅の応急修理
		○			避難の勧告・指示
		○			水害の警戒活動
			○		被災建築物の応急危険度判定
			○		被災宅地の危険度判定
	地域整備班 (地域整備課長)	●			被災建築物の応急危険度判定
		●			被災宅地の危険度判定
		●			飲料水の確保、供給
		●			東部地域広域水道企業団との連絡調整
		○			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
			○		物資の受け入れ、仕分け等
				○	住家、河川等の障害物の除去
				○	福祉仮設住宅の供給
				○	応急仮設住宅の建設等
				○	応急仮設住宅の入所者選定
				○	被災住宅の応急修理
教育対策部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育課長)	●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
				●	応急教育
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
	社会教育班 (社会教育課長)	○			食料、生活物資、資機材の緊急輸送
		○			臨時ヘリポートの設置
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
			○		炊き出しの実施、支援
病院部 (事務長)	病院班 (医事管理課長)	●			医療救護活動
		●			医薬品資機材の確保
		●			遺体の処理、検案
				●	心のケア対策
		○			救急活動
消水防対策部 (消防長)	消防本部班 (消防課長)	●			消防応援の要請、受け入れ、連絡調整
		●			臨時ヘリポートの設置
		●			消防団との連絡調整
		●			避難誘導
				●	罹災証明(火災関係)
		○			気象情報、地震情報等の収集伝達
	消防署班 (消防署長)	●			水害の警戒活動
		●			消火活動
		●			救助活動
		●			救急活動
		●			遺体の捜索
		○			避難の勧告・指示

各班共通	班内職員の動員配備 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策 本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請 対策部内の応援 本部の指示、調整に基づく各班の応援
------	---

- 注1) 時期区分は次のとおりである。
- 初動：災害警戒又は発生～2日目まで
 - 応急：3日目～7日目まで
 - 復旧：8日目以降
- 注2) ●は主担当、○は副担当を示す。

第2節 職員配備計画

各課共通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
	第1配備	① 大月市に、次の注意報の1以上が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 ② 市域で震度4の地震を観測したとき ③ 火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき。 ④ その他市長が必要と認めたとき	・災害情報の収集、伝達 ・応急対策活動に着手	・部等長 ・総務管理課長及び法制防災担当職員 ・次に掲げる課等の長及び必要に応じ長が指名する職員 秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課
災害予防本部	第2配備	① 大月市に、次の警報の1以上が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ② 市域で震度5弱、5強の地震を観測したとき ③ 特別警報が発表されたとき ④ 噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）の発表されたとき。 ⑤ その他市長が必要と認めたとき	・災害情報の収集、伝達 ・災害（地震にあっては二次災害）の注意、警戒 ・事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる体制	総務管理課職員全員並びに全部課等の長及び長が指名する職員
災害対策本部	第3配備	① 市内全域にわたる大規模な被害が発生したとき ② 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき ③ 噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき ④ その他市長が必要と認めたとき	・市の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 各課等の配備体制

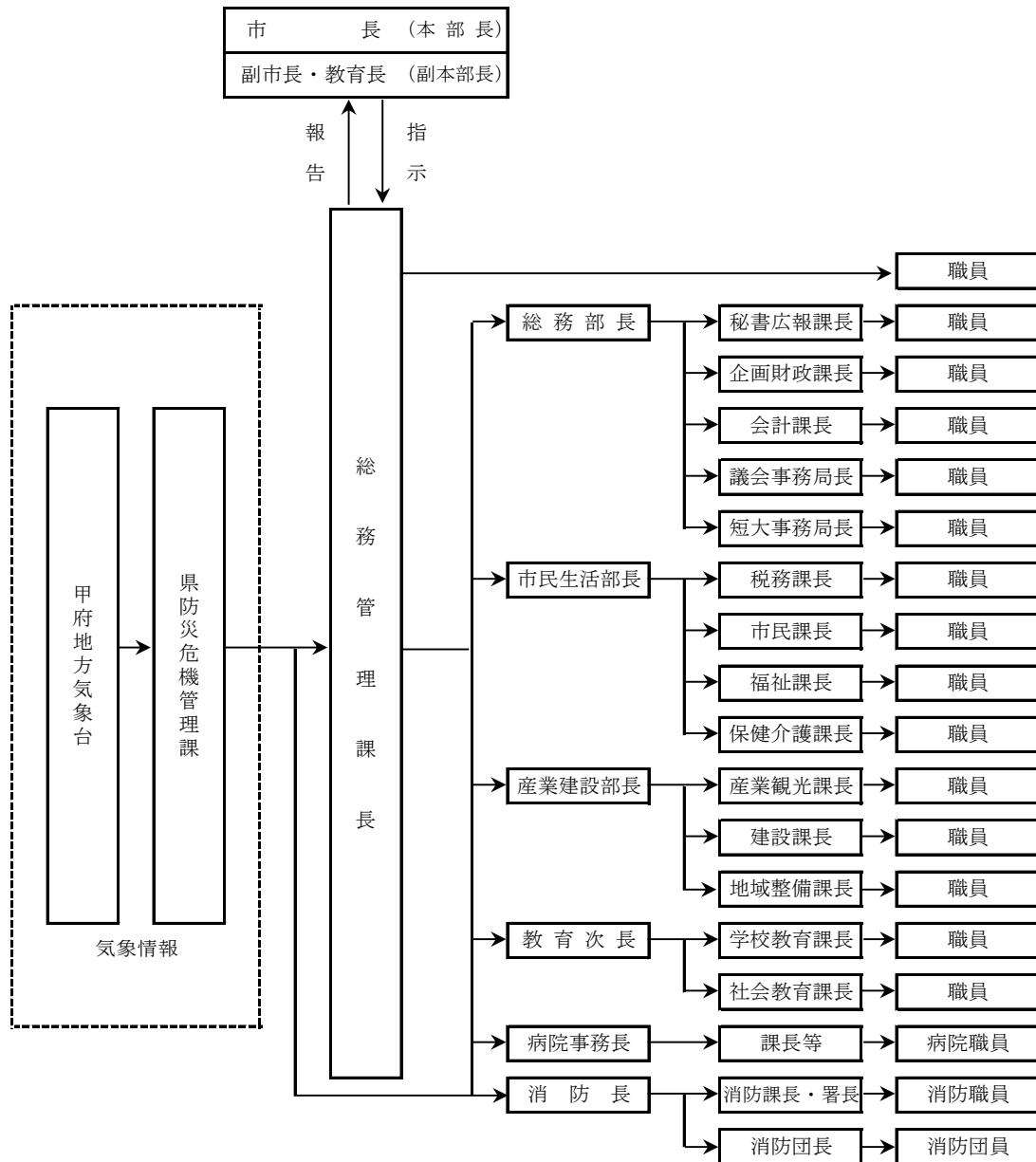
平常時課等名	災害予防本部体制		災害対策本部体制
	第1配備	第2配備	第3配備
部等長	全員	全員	全職員
総務管理課	課長及び法制防災担当	全員	
秘書広報課	課長及び指名職員	課長及び指名職員	
企画財政課		課長及び指名職員	
会計課		課長及び指名職員	
議会事務局		局長及び指名職員	
税務課		課長及び指名職員	
市民課		課長及び指名職員	
福祉課		課長及び指名職員	
保健介護課		課長及び指名職員	
産業観光課	課長及び指名職員	課長及び指名職員	
建設課	課長及び指名職員	課長及び指名職員	
地域整備課	課長及び指名職員	課長及び指名職員	
学校教育課		課長及び指名職員	
社会教育課		課長及び指名職員	
短大事務局	※ 短大の定める基準による		
中央病院	※ 中央病院の定める基準による		
消防本部	※ 消防本部の定める基準による		

第2 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

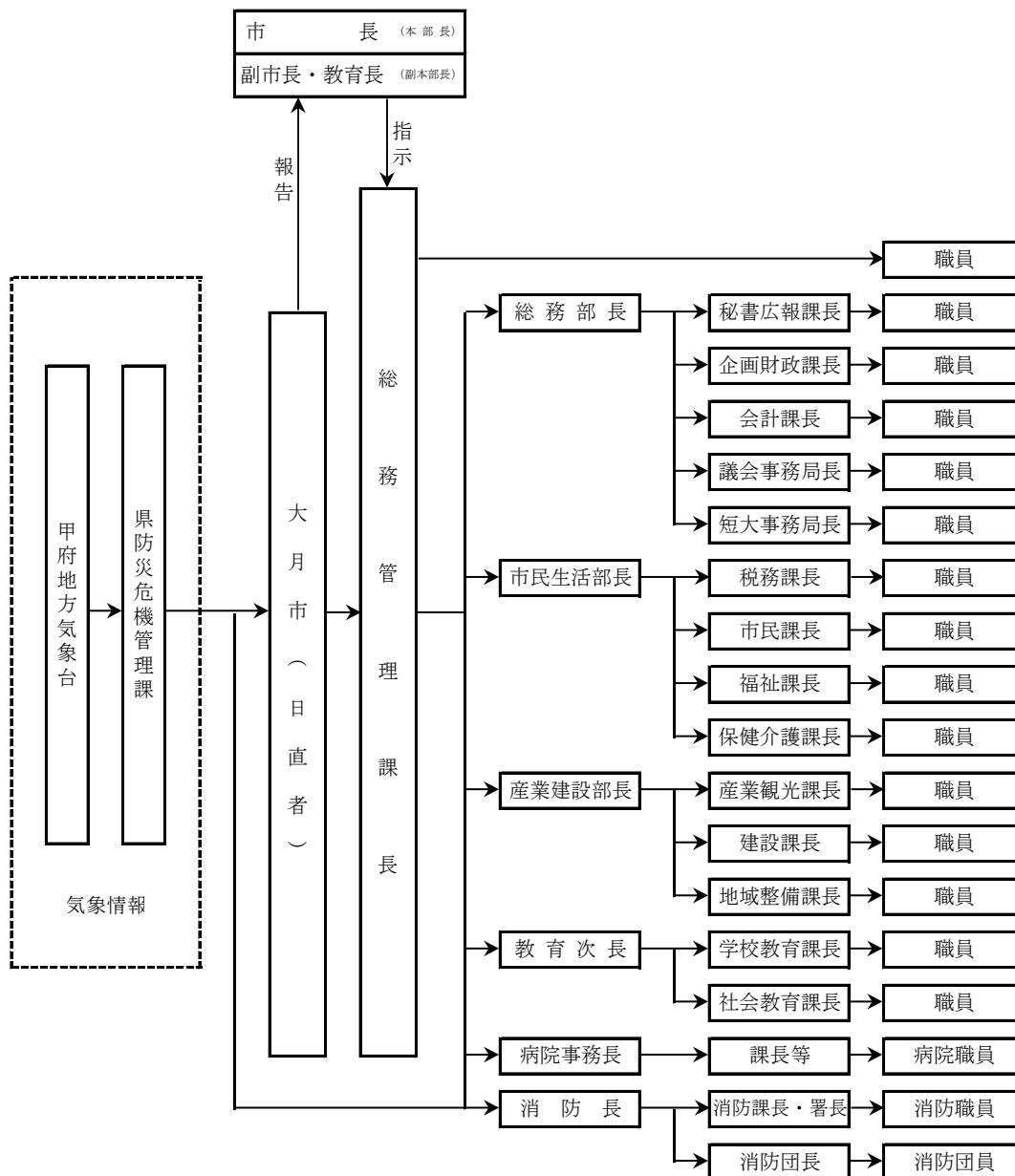
1 勤務時間中における伝達

- (1) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務管理課長は、非常配備を伝達するとともに庁内放送により徹底させる。
- (2) 総務管理課長からの連絡を受け、各部課長等は直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外、休日における伝達体制は、次の図のとおりとするが、第1の1「配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

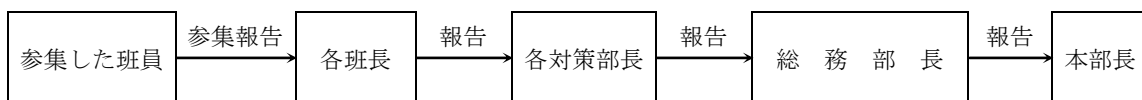


3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。ただし、交通途絶等で困難なときは、最寄りの出張所若しくは避難所へ参集する。

4 参集の報告

参集した班員は、班長に参集報告を行う。以下、次のとおり、それぞれ参集状況を取りまとめ、本部長へ報告を上げる。



第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は各対策部内で調整するものとするが、対策部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他

部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各対策部長は、他の対策部の職員の応援を受けようとするときは、総務対策部長に要請するものとする。

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、要請により、他の対策部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた対策部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。
- (3) 大規模災害が発生した場合で職員の参集率が低い場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部会議（本章第1節第3「災害対策本部の組織」）を招集し、初期応急対策方針を決定するものとする。

第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

総務管理課 消防本部

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。（別表1「緊急運航連絡系統図」参照）

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力のみでは防ぎよが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請することができる。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 山梨県が定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

市長は、消防防災航空隊に対して電話等により、次の事項を明らかにして速報後、消防防災航空隊出場要請書によりFAXで行うものとする。（別表2、別表3参照）

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受け入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

資料編	・飛行場外離着陸場等一覧
	・ヘリコプター主要発着場一覧 ・協定に基づくヘリポート
	・災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書

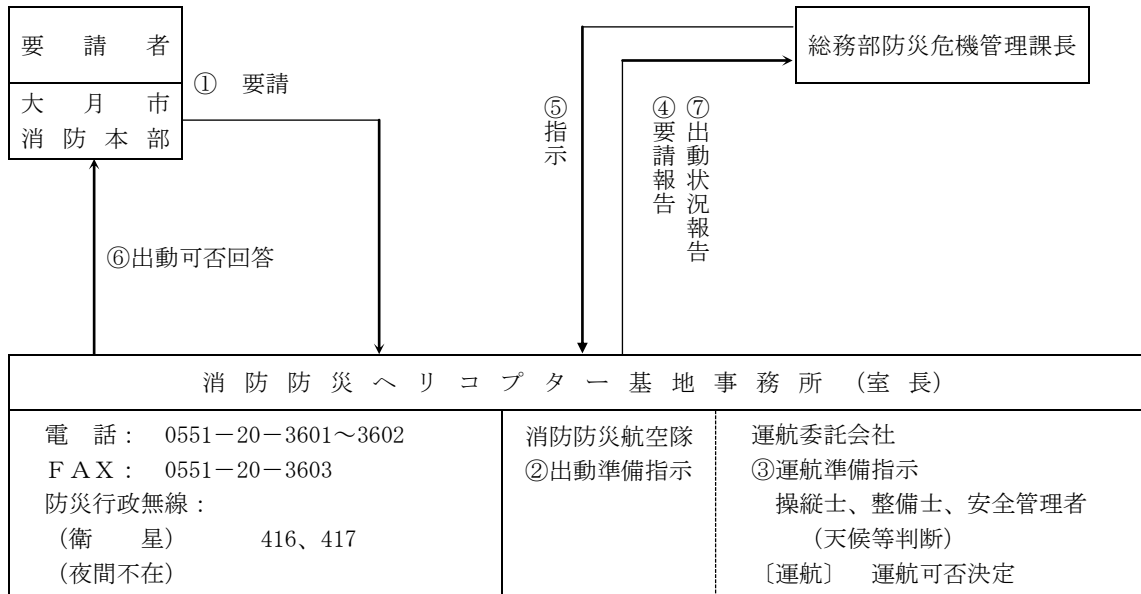
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

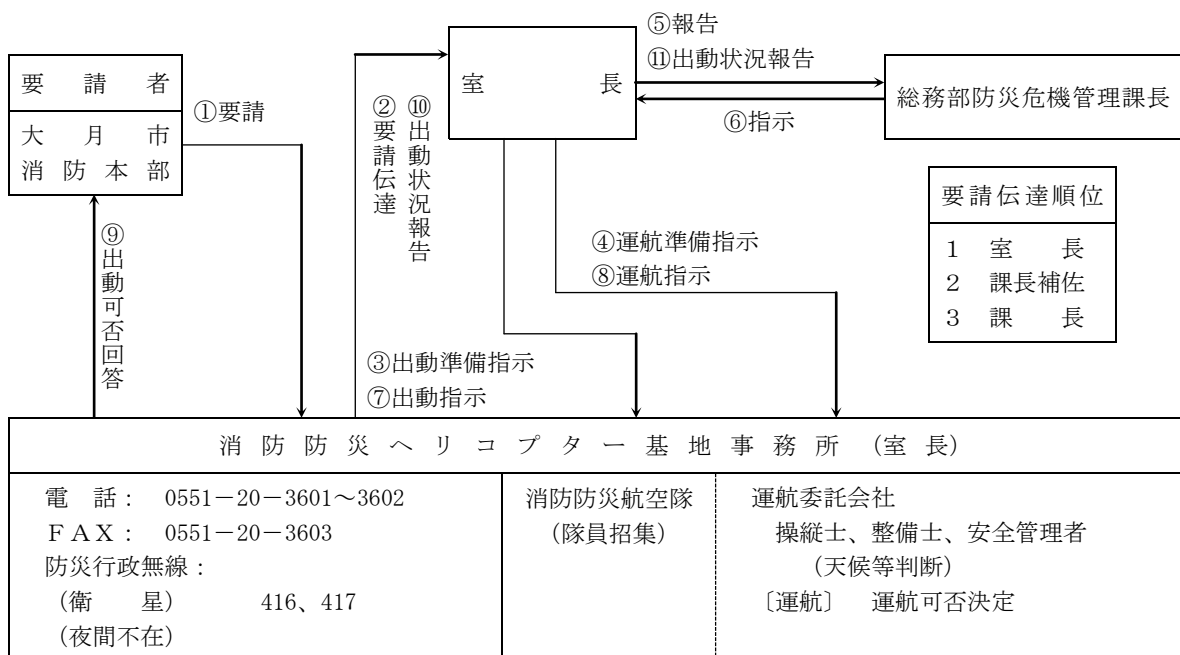
別表1

緊急運航連絡系統図

1 緊急運航連絡系統図



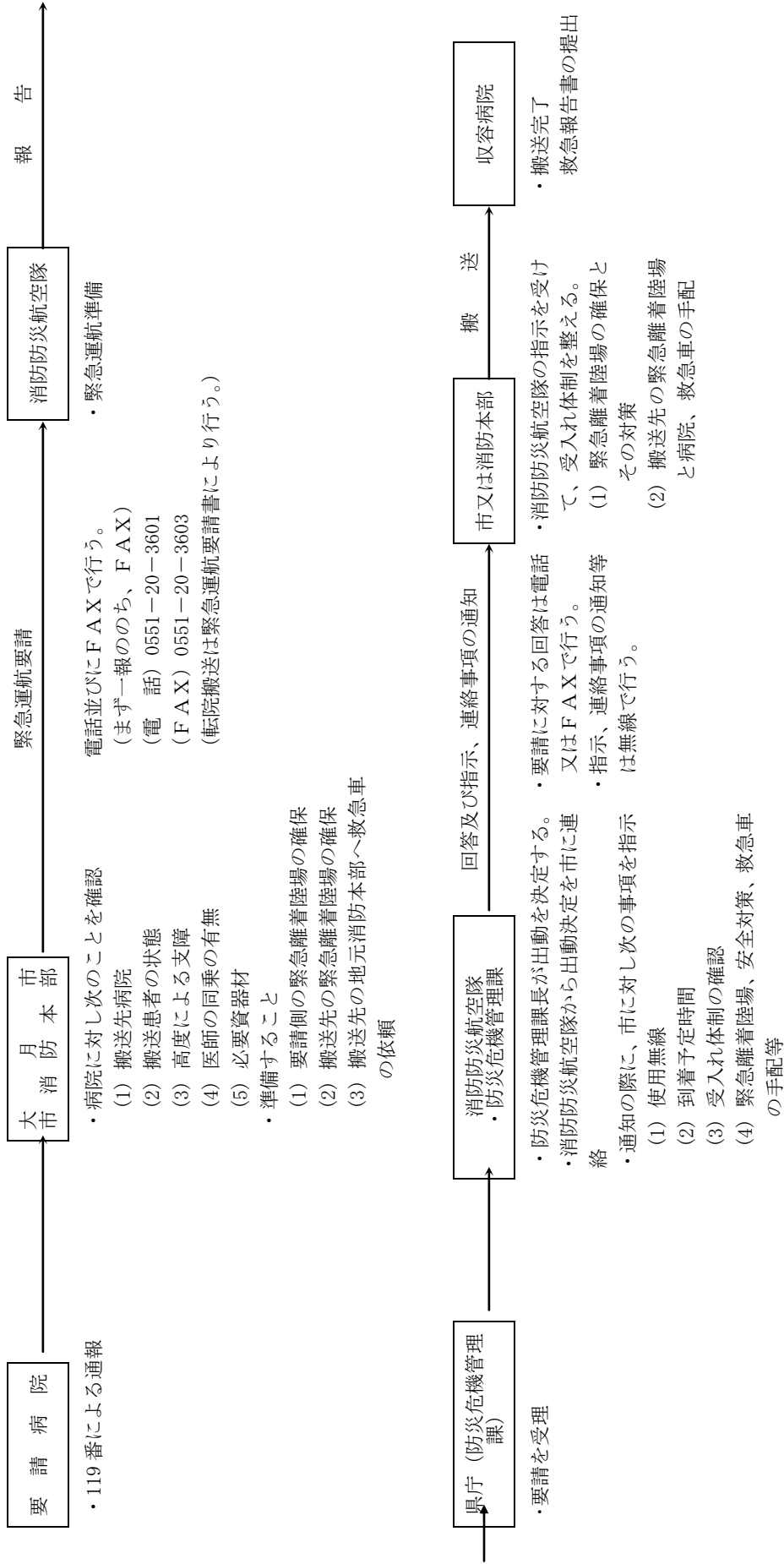
2 土・日・祝日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

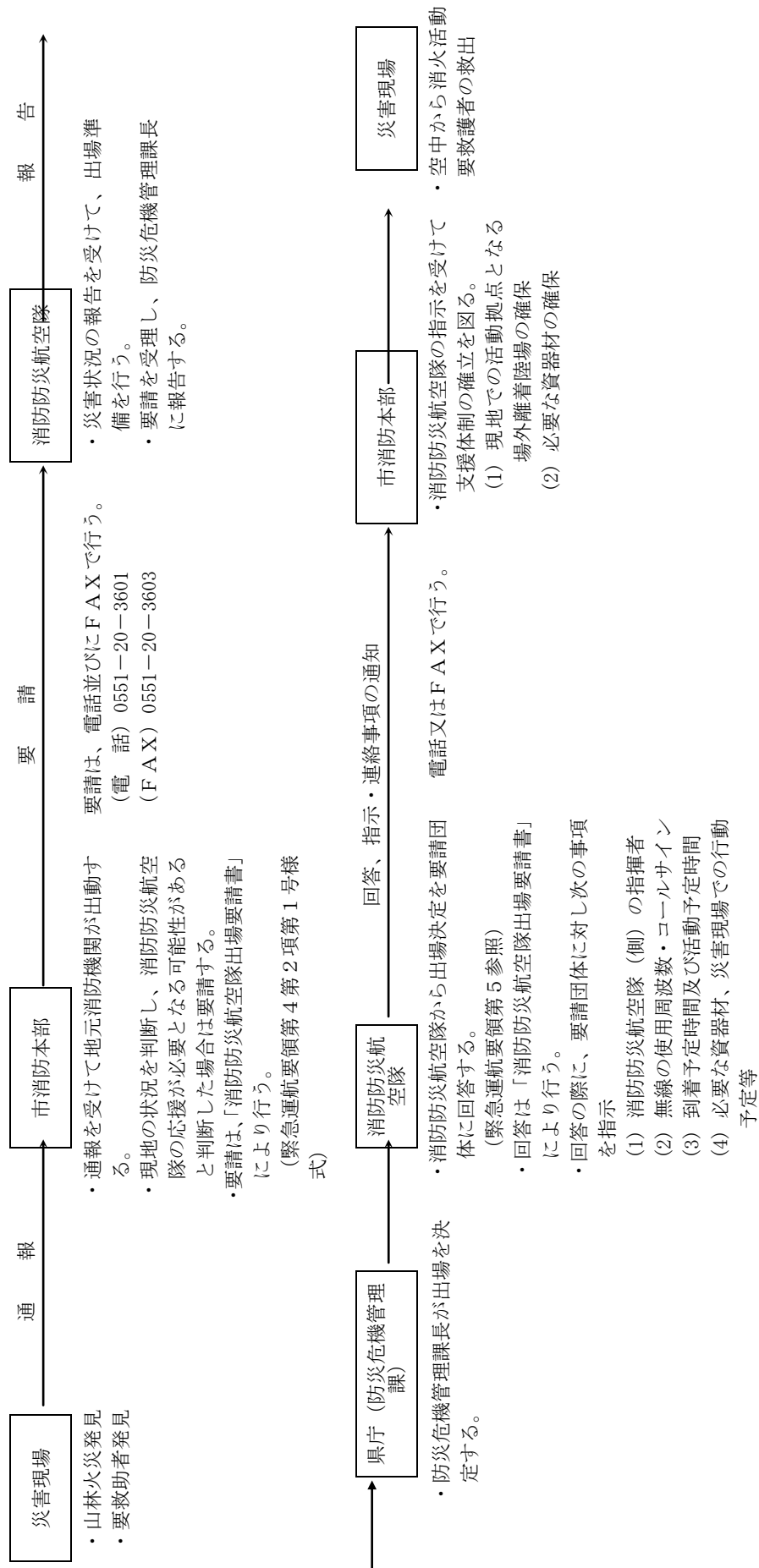
別表 2

救急搬送の流れ（転院搬送の場合） ※医師の同乗が必要



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ
(山林火災・人命救助の場合)



第4節 応援協力要請計画

総務管理課

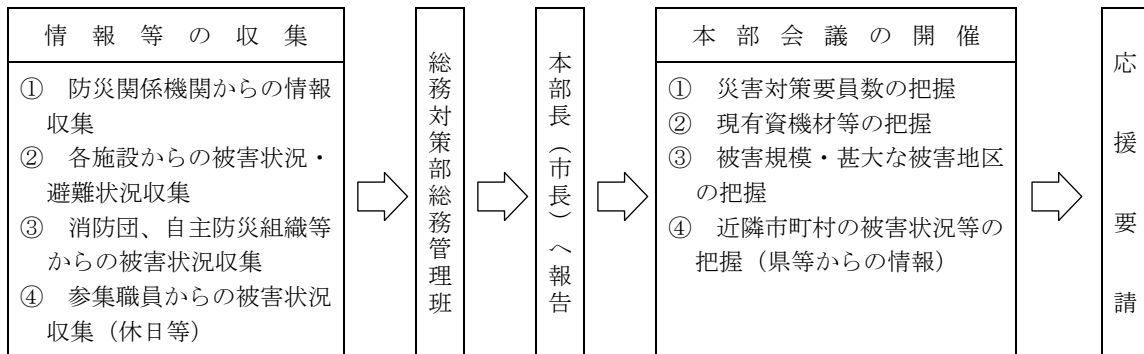
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はまず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求めるときは、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定を締結している。

締結している協定は、資料編に掲げるとおりであるが、これら締結先の市に対し、協定に基づき応援を要請する。

なお、県内の締結市連絡先は、次のとおりである。

市名	電話番号	衛星系番号
甲府市	055-237-1161	201
富士吉田市	0555-22-1111	202
都留市	0554-43-1111	204
韮崎市	0551-22-1111	207
南アルプス市	055-283-1111	390
甲斐市	055-276-2111	381
笛吹市	055-262-4111	321
北杜市	0551-42-2111	403
上野原市	0554-62-3111	441
山梨市	0553-22-1111	205
甲州市	0553-32-2111	203
中央市	055-274-1111	385

資料編	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 ・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
-----	--

2 消防応援の要請

(1) 県内への消防応援要請

市長又は消防長は、大規模災害で必要と認めるときは、資料編に掲げる協定に基づき、県内の他市町村又は消防長に対し、応援を要請する。

(2) 県外への消防応援要請

市長は、県内の消防力では対処できないと判断したときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めるときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、広域航空応援を要請する。

資料編 ・山梨県常備消防相互応援協定書
 ・消防相互応援協定
 ・大月市・上野原市・小菅村・丹波山村消防相互応援協定
 ・飛行場外離着陸場等一覧
 ・ヘリコプター主要発着場一覧
 ・協定に基づくヘリポート
 ・災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書

3 郵便局に対する協力要請

市は、資料編に掲げるとおり大月郵便局と災害時における覚書を交わしている。このため、避難場所、物資集積場所等の用地及び避難先、被災状況等の情報の相互提供等、必要を認める場合は、協力を依頼するものとする。

資料編 ・災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市等との連絡を速やかに行うため、総務管理班に連絡窓口を設置する。

2 ヘリポートの確保

資料編に掲げるヘリポートにつき、ヘリコプターの発着に係る体制を整備する。なお、大月カントリークラブ及び花咲カントリー倶楽部については、協定に基づき施設の提供を要請する。

資料編 ・協定に基づくヘリポート
 ・災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書

3 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の場所を一時集積場所と定める。

名 称	所 在 地	電話番号
勤労青年センター	大月市猿橋町猿橋 867	0554-23-1271
総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	—

被災により、指定した一時集積場所が使用不能の場合は、「災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書」により郵便局から用地の提供を受ける等、代替場所を早急に決定する。

資料編 ・災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書

4 宿舎等の手配

応援要請により動員された職員等の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩場所等作業に必要な体制を整える。なお、宿泊施設については、市内公共施設の中から、避難所、物資集積所等としての使用状況を考慮し、決定するものとする。

資料編 ・大月市防災拠点機能

第5節 広域一時滞在計画

総務管理課	企画財政課
会計課	短大事務局
福祉課	保健介護課
産業観光課	教育委員会
消防本部	消防団

第1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難のために必要な市長が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、市長は、被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結に努めること等により、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、または、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

また、市・県の区域を超えた避難者については、知事からの協議による受け入れに努める。

第2 県内広域一時滞在

1 市長（協議元市町村長）の対応

(1) 協議の実施

市長は、災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認めた場合は、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

(2) 知事への報告

(1)の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(3) 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

(4) 県内広域一時滞りの終了

市長は、広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

2 市長（協議先市町村長）の対応

(1) 協議の実施

市長は、協議元市町村長又は知事より、1(1)又は第5の1の協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(2) 受け入れ決定の通知等

市長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(3) 県内広域一時滞在の終了

市長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

3 知事の助言（山梨県）

市長からの求めに応じて知事は、広域一時滞在中に関する事項について助言を行う。

第3 県外広域一時滞在中

1 市長（協議元市町村長）及び知事の対応

(1) 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民の県外の他の市町村における一時的な滞在中（県外広域一時滞在中）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、他の都道府県知事（協議先知事）に対して、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

(2) 知事による当該他の都道府県知事との協議（山梨県）

市長より(1)の要求があったとき、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(3) 内閣総理大臣への報告（山梨県）

(2)の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(4) 受け入れ決定の通知等（山梨県）

協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、知事は速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(5) 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(6) 県外広域一時滞在中の終了

市長は、県外広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

第4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

1 知事の対応（山梨県）

(1) 知事と市長の協議

知事は、他の都道府県知事（協議元知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。

(2) 協議元知事への通知

知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元知事に通知する。

(3) 広域一時滞在の終了

知事は、協議元知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。

2 知事から協議を受けた市長（協議先市町村長）の対応

(1) 被災住民の受け入れ

協議を受けた市長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(2) 受け入れ決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(3) 広域一時滞在の終了

市長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

第5 知事による協議等の代行及び特例（山梨県）

1 広域一時滞在（県内）の協議等の代行

知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、第2の1に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぐ。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

2 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より第3の1(1)の要求がない場合にあっても、第3の1(2)に準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

総務管理課

災害時において、公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があり、災害の状況から直ちに対処しなければならない状況であって、他の機関では対処不能、若しくは能力が十分でないため自衛隊で対処する必要性がある場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の概要

1 範囲

災害派遣の範囲は、人命・財産を保護する応急救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては前項の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成の段階において要請権者との調整を実施することとされている。

2 活動内容

区 分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ
避難の援助	避難者の誘導・輸送等
被災者の 捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等
消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の 障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の警戒・除去
応急医療・救護 及び防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関が提供） 参考例：阪神・淡路大震災、東日本大震災時における避難所への巡回診療
通 信 支 援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資 の緊急輸送	被災者等の怪我人、及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安 又は除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去
そ の 他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

第2 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

- (1) 市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に対し、要請をするよう求めることができる。
- (2) 市長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係わる災害の状況を長官又はその指定する者（陸上自衛隊第1特科隊長）に通知することができる。

< 緊急時連絡先 >

部隊名	電話番号		FAX番号	防災行政無線
	昼間	夜間		
陸上自衛隊第1特科隊 (陸上自衛隊北富士駐屯地) 〒401-0511 南都留郡忍野村忍草 3093	(0555) 84-3135 84-3136 (内線 238)	(0555) 84-3135 〔内線 280〕 又は 302〕	(0555) 84-3135 84-3136 (内線、239)	(衛星系)435 (地上系) 9-220-1-051

(3) 災害派遣の要請手続

部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

2 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、独自の判断によって出動することができる。

資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書

第3 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を総務管理課に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さを有するものとする。）
- (4) 駐車場
- (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場
2方向に障害物のない広場（UH-1型 1機約40メートル×40メートル）

- | | |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・飛行場外離着陸場等一覧 ・ヘリコプター主要発着場一覧 ・協定に基づくヘリポート ・災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書 ・自衛隊宿泊予定施設 |
|-----|---|

第4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 必要な資機材の購入費、借上料及び修繕費
- 2 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 3 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- 5 その他疑義のあるときは、自衛隊と市で協議するものとする。

第7節 予報及び特別警報・警報・注意報等の伝達計画

総務管理課

第1 予報・特別警報・警報の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・特別警報・警報

(1) 予報・特別警報・警報・注意報等の種類

種類	概要
府県天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地方天気分布予報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意する予報
警報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告する予報。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警報して行う予報
府県気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、大雨による

	土砂災害発生の危険度が高まった時、市長村長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう対象となる市町村を特定して発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報
指定河川洪水予報	河川の増水やはん濫などに対する水防化活動活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を定めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

※予報区とは予報及び警報・注意報対象とする区域。天気予報は全国、地方、府県の各予報区がある。

(2) 警報・注意報基準一覧表

府県予報区		山梨県		
市町村等をまとめた地域		東部(大月市)		
警報	大雨	雨量基準		土壌雨量指数基準
		平地地：R1=60 平地地以外：R1=90		150
	洪水	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
		平地地：R1=60 平地地以外：R1=90	桂川流域=49, 葛野川流域=11, 笹子川=17	平地地：R3=120 かつ桂川流域=25
	暴風(平均風速)	20m/s 以上		
	暴風雪(平均風速)	20m/s 以上 雪を伴う		
大雪	24時間降雪の深さ 40cm 以上			
注意報	大雨	雨量基準		土壌雨量指数基準
		平地地：R1=30 平地地以外：R1=50		117
	洪水	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
		平地地：R1=30 平地地以外：R1=50	桂川流域=27, 葛野川流域=9, 笹子川=14	平地地：R3=80 かつ桂川流域=25
	強風(平均風速)	12m/s 以上 [甲府地方気象台 14m/s 以上を目安とする]		
	風雪(平均風速)	12m/s 以上 [甲府地方気象台 14m/s 以上を目安とする] 雪を伴う		
	大雪	24時間降雪の深さ 10cm 以上		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	乾燥	河口湖特別地域気象観測所で最小湿度 25%以下で実効湿度 50%以下		
	濃霧(視程)	100m 以下		
	霜(最低気温)	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下		
	なだれ	1. 表層なだれ：24時間降雪が 30cm 以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ：積雪 50cm 以上、最高気温 15℃以上(甲府地方気象台)で、かつ 24時間降水量 20mm 以上		
	低温(最低気温)	夏期：最低気温が甲府地方気象台で 16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で 12℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で -6℃以下、河口湖特別地域気象観測所で -10℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm 以上			

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。
例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合があります。「平坦地、平坦地以外」等の地域は次表『「平坦地、平坦地以外」の地域区分図』を参照。
- (3) 大雨の欄中の「土壌雨量指数基準」については、市における基準値の最低値を示す。
土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。
※詳細は資料「土砂災害警戒情報発表基準（1km 四方毎に設定土壌雨量指数基準値）」参照
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

<参考>

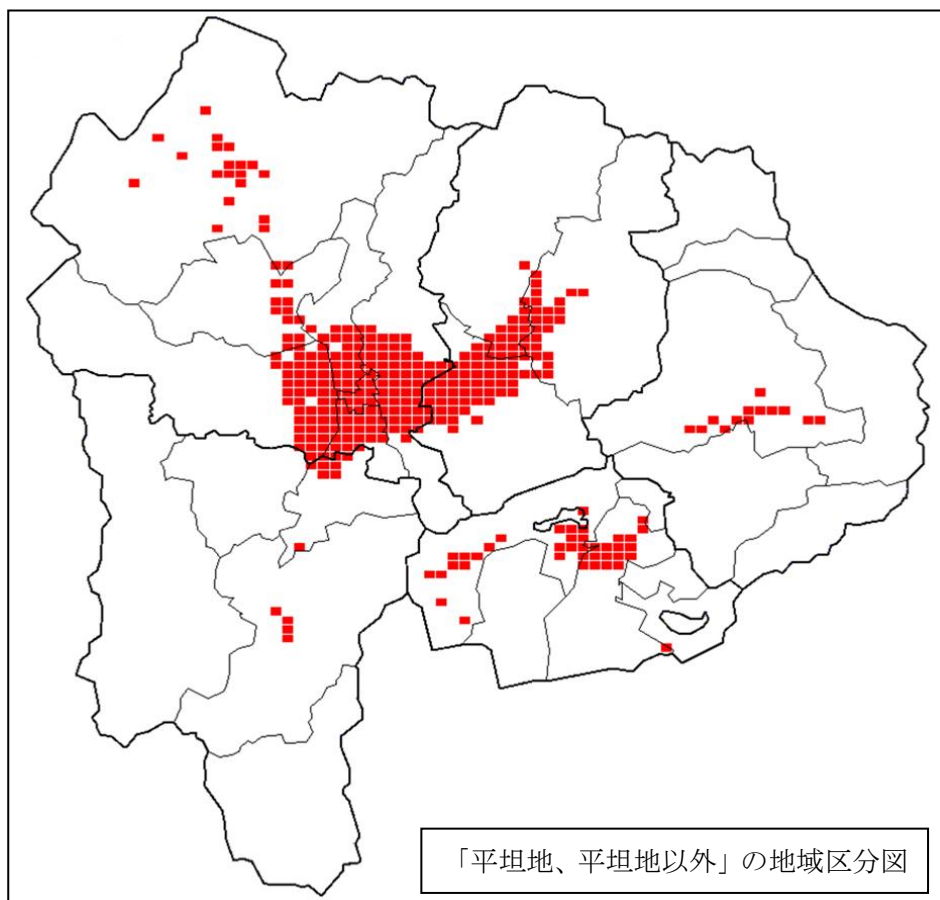
土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

平坦地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率 25 パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

資料編 ・ 土砂災害警戒情報発表基準（1km 四方毎に設定土壌雨量指数基準値）



(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標	発表基準
山梨県記録的短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象(雨量)観測所又は、解析雨量で、1時間に100mm以上の降雨を観測又は、解析したとき。

(5) 気象等に関する特別警報の発表基準

大雨や大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれ
が著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準		指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量が予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- | |
|---|
| <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値を超過した5Km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上で出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5Km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上で出現(ただし、3時間降水量が150mm(※2)を超える格子のみカウント対象とする)。</p> |
|---|

土壌雨量指数(※1) : 降った雨が地下の土壌中にたまっている状態を表す値。

この値が大きいほど、土砂災害の危険性が高い。

3時間降水量が150mm(※2) : 1時間50mm(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間降り続くことに相当

「50年に一度の値」

区域	48時間降水量	3時間降水量	土壌雨量指数
大月市	456mm	127mm	251

注1) 「50年に一度の値」の値は5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) 土壌雨量指数の警報基準値は平成25年7月時点の値である。

注3) 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注4) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけでないことに留意。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hpa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深	備考
山梨県	甲府	41cm	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	81cm	

注1) 50年に一度の値の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(6) 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方气象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。

ア 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村（平成22年3月末現在）を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と气象台が協議の上、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

解除基準

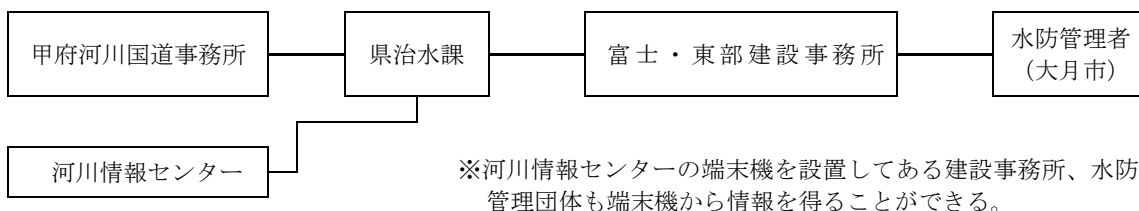
解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の減少傾向を確認した場合とする。

(7) 国土交通省及び県の機関が発表する警報（水防警報）

ア 水防警報の種類

待機、準備、出動、指示及び解除の5種類とする。

イ 伝達系統



2 火災気象通報

甲府地方気象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく予報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止。

<通報の基準>

- ① 実効湿度 60%以下で最小湿度 35%以下となり、最大風速が 7 m/s 以上吹く見込みのとき。
- ② 実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下となる見込みのとき。
- ③ 最大風速 12m/s（甲府 14m/s 以上）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

3 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。

<警報の基準>

- ① 県知事から火災気象通報を受けたとき。
- ③ 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。

第2 火山の噴火警報・火山情報等の種類と発表基準、噴火警戒レベル

1 噴火警報レベル導入火山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口 周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)

2 降灰予想

気象庁火山監視・情報センターが、噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

3 火山情報等

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・情報センターが発表する。

(2) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・情報センターが毎月又は必要に応じ作成し、発表する。

4 富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が富士山周辺の居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、富士山周辺の居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
	火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。

噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。
------	------	-----------	---	-------	---------------------------

※ 噴火の規模の区分は、噴出量により 2～7 億 m³を大規模噴火、2 千万～2 億 m³を中規模噴火、2 百万～2 千万 m³を小規模噴火とする。

第3 特別警報・警報・注意報等の伝達

1 市役所部内の伝達

特別警報・警報・注意報等の伝達にあたっては本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については防災行政無線及び電話等を使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) メールマガジン「おおつき 防災安全メール」
- (5) その他

第4 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

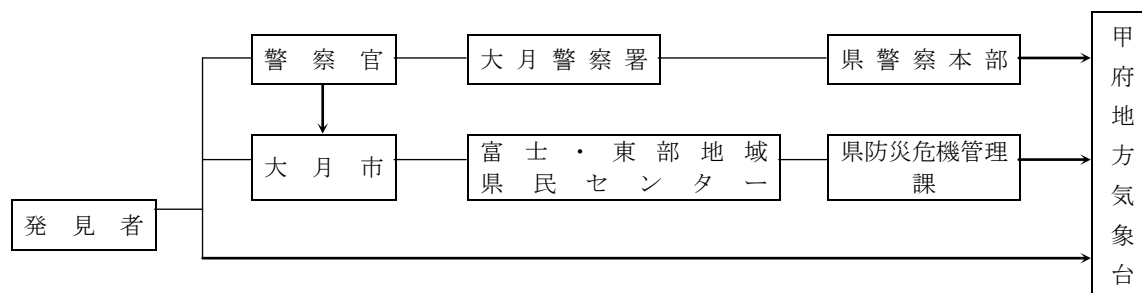
(2) 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

(3) 火山活動

噴煙、火口付近の状態、地熱地帯の状態、鳴動、火山性地震、温泉、湧水、河川、湖沼、井戸などの異常、その他火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体等

3 伝達系統



第8節 被害状況等報告計画

各課共通

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害報告については、本計画に準じて行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

1 各部における調査

各部は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

被害状況等の調査報告及びとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

対策部	担当		協力団体等	調査事項
	班	調査責任者		
総務対策部	総務管理班	総務管理課長		他部・班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括 市庁舎等の被害
	短大班	短大事務局長		短大の被害
市民生活対策部	税務班	税務課長	市政協力委員長・自主防災会長等	民間建物等及び固定資産の被害
	市民班	市民課長	各施設管理者	各出張所の被害 ごみ処理、し尿処理施設の被害
	福祉班	福祉課長	民生委員、各施設管理者	保育所、総合福祉センター、デイサービスセンター等福祉施設の被害
	保健介護班	保健介護課長	各施設管理者	介護関係施設の被害
産業建設対策部	産業観光班	産業観光課長	農業委員、クレイン農業協同組合、大月市森林組合、大月市商工会	農産物、林産物、農林業施設、農地及び山林の被害 岩殿山ふれあいの館等産業観光施設の被害
	建設班	建設課長	大月市建設協会	道路、橋梁、河川等市の管理する公共土木施設の被害

	地域整備班	地域整備課長	各施設管理者 指定工事店	下水道施設の被害 簡易水道、浄水施設等水道施設の被害
教育対策部	学校教育班	学校教育課長	各学校長、各施設 管理者	小・中学校、学校給食センター等学校教 育施設の被害
	社会教育班	社会教育課長	各施設管理者	図書館、郷土資料館、市民会館、総合体 育館、勤労青年センター、公民館等施設 の被害
病院部	病院班	病院医事管理 課長		病院施設の被害
消水防対策 部	消防本部班	消防課長		消防施設の被害

2 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、別表に掲げるとおりの調査班を編成して、消防団、自主防災組織の協力を得て、調査にあたる。

3 郵便局との連携強化

市は、大月郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、大月郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ・ 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書

4 関係機関からの情報収集

市は、大月市消防本部、大月警察署、富士・東部建設事務所など関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

5 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するものとする。

6 被害報告についての協力

市防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要であると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるのでこれを活用する。（災害対策基本法第21条）

第2 情報のとりまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務管理班長がとりまとめ、総務対策部長により本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、総務対策部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。

〈県への報告先〉

名 称	電話番号	F A X 番号	衛星系無線番号	所 在 地
富士・東部地域県民センター	0554-45-7808	0554-45-7804	420-2021	都留市田原3-3-3
総務部防災危機管理課	055-223-1430	055-223-1429	200-2511	甲府市丸の内1-6-1

〈消防庁への報告先〉

区分		通常時 ※消防庁応急対策室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	96-90-49013	96-90-49102
	F A X	96-90-49033	96-90-49036
ネットワーク 地域衛星通信	電話	048-500-90-43411	048-500-90-49102
	F A X	048-500-90-49033	048-500-90-49036

2 消防機関への通報殺到時の措置

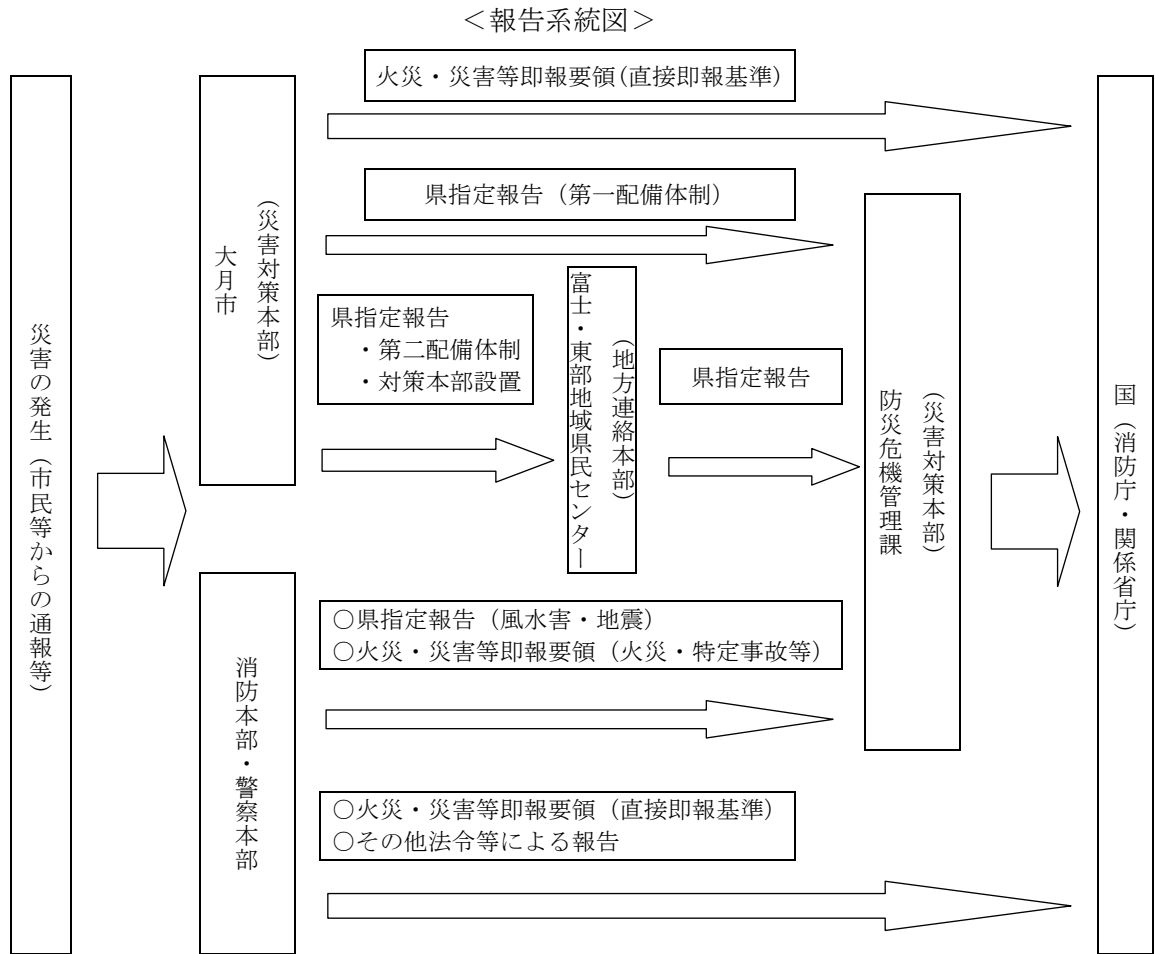
市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 被害報告の種別

県等に対する被害報告の種別は、次のとおりであり、報告系統図は、図のとおりである。



(1) 県指定に基づく被害報告

ア 様式

県指定に基づく被害報告は、次の様式によるものとする。

- (ア) 市町村被害状況票（様式3-4-2）
- (イ) 市町村災害対策本部設置状況・職員参集状況票（様式3-4-5）
- (ウ) 避難所開設状況一覧表（様式3-4-6）

資料編 ・ 地域県民センターへの報告様式（様式3-4-2、様式3-4-5、様式3-4-6）

イ 報告ルート

- (ア) 第一配備態勢（大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制の発表）、震度4の地震の観測）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報		市・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">↑ 直接即報基準</div>
人、建物	市	市→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市農務事務所	市→農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課

道路、橋梁、河川 砂防、ダム、都市 建築、崖崩れ 下水道	各 管 理 者	管理者→建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所
発 電 施 設	各 発 電 施 設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

(火口周辺警報：噴火警戒レベル3 (入山規制の発表))

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部→県(防災危機管理課)→国(消防庁、関係省庁等) 直接即報基準
森林、道路、観光 農業、砂防	市	市→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

(イ) 第二配備態勢(大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、特別警報、噴火警報：噴火警戒レベル4 (避難準備)の発表、震度5弱・強の地震の観測)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→地域県民センター→県(防災危機管理課)→国(消防庁、関係省庁等) 直接即報基準 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市	市→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→医務課→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市	→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課 市 →保健福祉事務所→環境整備課→防災危機管理課
農水産物	市	市→農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 農務事務所	市→農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市 林務環境事務所	市→林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川 砂防、ダム、都市 建築、崖崩れ、下 水道	各 管 理 者	管理者→建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所
発電施設	各 発 電 施 設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

(噴火警報：噴火警戒レベル4 (避難準備)の発表)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→地域県民センター→県(防災危機管理課)→国(消防庁、関係省庁等) 直接即報基準 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
その他情報	市 各 管 理 者 等	市・各管理者等→県各出先機関→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

(ウ) 第三配備態勢(災害対策本部設置)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
被害状況	市民・自主防災組織 事業者・管理者 市	市民等→市災害対策本部→地方連絡本部→県災害対策本部→国(消防庁、関係省庁等)

(エ) その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会	商工会→商工総務課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市 →教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者 →私学文書課 →防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係 各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係 各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外 各管理者→管財課 →防災危機管理課

(2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告

ア 様式

災害報告取扱要領に基づく被害報告は、次の様式によるものとし、報告にあたっての判定基準は、資料編に掲げる「被害程度の判定基準等」によるものとする。

- (ア) 災害確定報告（様式第1号）
- (イ) 災害中間年報（様式第2号）
- (ウ) 災害年報（様式第3号）

資料編 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号）
・被害程度の判定基準等

イ 被害状況等の報告

市は、把握した被害状況について必要な事項を県に報告するものとする。

ウ 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が当初は軽微であっても、2都県以上にまたがるもので、一の都県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別財政援助を要するもの
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められるもの

エ 報告の種類、期日等

(ア) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	様式第1号	1部
災害中間年報	12月20日	様式第2号	1部
災害年報	4月30日	様式第3号	1部

(イ) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(ウ) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 火災・災害等即報要領に基づく被害報告

ア 様式

- 火災・災害等即報要領に基づく被害報告は、次の様式によるものとする。
- (ア) 火災等即報（様式第1号、様式第2号）
 - (イ) 救急・救助事故報告（様式第3号）
 - (ウ) 災害即報（様式第4号その1、その2）

資料編 ・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第4号）

イ 報告手続

- (ア) 「第2 即報基準」（山梨県地域防災計画資料編Ⅰ。以下「即報基準」という。）に該当する火災又は事故（以下(ア)において「火災等」という。）が発生した場合には、市（消防本部）は、火災等に関する即報を県に対し行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が行うものとする。
- (イ) 「即報基準」に該当する災害が発生した場合には、市（消防本部）は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (ウ) 「第3 直接即報基準」（山梨県地域防災計画資料編Ⅰ）に該当する火災・災害等が発生した場合には、市（消防本部）は、第一報を県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市（消防本部）は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (エ) 市（消防本部）は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

第4 報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、おおむね人的被害及び住家の被害を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第5 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・被害程度の判定基準等

別表 被害調査班編成表

班 名	班 長	調査区番号	調 査 区
笹 子 班	笹子出張所長	1	白野、原、吉久保
		2	アミダ海、黒野田
		3	追分
初 狩 班	初狩出張所長	4	下一の1、下一の2
		5	下二の1、下二の2
		6	藤沢
		7	側子、丸田
		8	神戸、立河原
大 月 班	指名された職員	9	大月1丁目(除く、琴平自治会)
		10	大月2丁目(含む、大月1丁目琴平自治会)
		11	大月3丁目
		12	駒橋1丁目
		13	駒橋2丁目
		14	駒橋3丁目
		15	御太刀1丁目
		16	御太刀2丁目
		17	沢井
		18	下花咲
		19	富士見台
		20	上花咲
		21	青木原、久保、前沢
		22	小佐野、沢中、下原
		23	上真木、上、下
		24	間明野
		25	桑西
		26	恵能野
賑 岡 班	指名された職員	27	浅利
		28	強瀬(川隣を含む)
		29	岩殿、神倉、ゆりヶ丘
		30	上畑倉、下畑倉
		31	東奥山、日影
		32	宮の沢、菅沼、中村
		33	遅能戸、金山
七 保 班	七保出張所長	34	下和田
		35	大島
		36	葛野
		37	奈良子、矢竹

		38	林、用沢
		39	田無瀬、瀬戸 1
		40	瀬戸 2
		41	瀬戸 3、4
		42	駒宮
		43	上和田、小金沢
		44	下浅川、浅川 1、2
猿 橋 班	猿橋出張所長	45	津成、太田
		46	久保、小田
		47	小沢、朝日小沢
		48	幡野、田中
		49	小倉、梨木
		50	東町、霞町、行原
		51	横町、仲町、寿町、小柳町
		52	伊良原、恋路、天神森
		53	殿上 1、2、3、4、5、6
		54	桂台 1、2、3 丁目
富 浜 班	富浜出張所長	55	山谷、中野
		56	堀の内、遠山
		57	坂尻、下中、下宮
		58	上東、上中、上西、寺向、横吹
		59	駅南
		60	峰沢、大久保
		61	小向、袴着
		62	宮谷上、中
		63	宮谷下、新道
		64	下畑、小篠
梁 川 班	梁川出張所長	65	斧窪、彦田、立野
		66	西村、綱本、上原、中原、下原
		67	中野、金畑、塩瀬
		68	新倉、清水大保呂

第9節 広報計画

総務管理課	秘書広報課
市民課	消防団

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務管理班及び秘書広報班において行う。ただし、笹子、初狩、七保、猿橋、富浜、梁川の各出張所にあつては、本部からの通知を受け、住民への広報を行う。

第2 広報の方法

市防災行政無線、有線放送、広報車、電話、メールマガジン「おおつき 防災安全メール」等を通じ、また市ホームページにより迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口を市民班及び各出張所に設置し、人員の配置等体制の整備を図る。

資料編	・市防災行政無線設置状況 ・有線放送
-----	-----------------------

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第8節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により市民生活対策部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、秘書広報班が撮影することとするが、関係部・班が撮影したものも収集し保管する。また、必要により、民間人、関係機関からの資料提供を受ける。

第4 広報内容

広報は、総務管理班及び秘書広報班が、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、市防災行政無線、有線放送、広報車等により被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、障害者・高齢者等の避難行動要支援者や外国人に対しても適切な広報に努めるものとする。

- (1) 災害時における住民の心構え
- (2) 避難の勧告、指示事項
- (3) 災害情報及び市の防災体制
- (4) 被害状況及び応急対策実施状況
- (5) 被災者に必要な生活情報
- (6) 一般住民に対する注意事項
- (7) その他必要な事項

第5 報道機関に対する放送要請

市長は、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。放送要請は、県を窓口として依頼することができる。ただし、県を通じて放送要請を求めるとまのなないときは、市長は直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
N H K 甲 府	S58.7.1	(055) 255—2113	9-220-1-058	放送部
山 梨 放 送	S58.7.1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 (090-155-8222)	9-220-1-066	放送本部
テ レ ビ 山 梨	S58.7.1	昼 (055) 232—1114 夜 (055) 266—2966	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H2.2.28	(055) 228—6969	9-220-1-068	

資料編 ・ 放送局への放送要請様式

第6 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」をNTTが開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所、避難所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

第10節 災害通信計画

総務管理課

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線（固定系・移動系）、有線放送

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線及び有線放送を活用し通信の確保を図る。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

資料編	・市防災行政無線設置状況 ・有線放送
-----	-----------------------

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・NTT回線
市	↔	大月市消防本部	=	NTT回線
市	↔	大月警察署	=	NTT回線
市	↔	消防団	=	NTT回線
市	↔	自主防災組織	=	NTT回線・防災行政無線（同報系）・広報車・有線放送

第2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめNTTに登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第3 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察、地方整備局等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

市域における他機関の通信施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	・市内で利用可能な無線施設
-----	---------------

第4 孤立防止用非常無線通信の確保

有線通信が途絶したとき、市に設置した孤立防止用非常無線電話により通信を確保する。本市に配備されている孤立防災用無線機は次のとおりである。

なお、平常時は通信できないため、使用に際してはNTT山梨支店へ連絡する。また、NTTでは、孤立状態を確認したときは使用可能状態とし市へ連絡を行うものとする。

<孤立防止用非常無線電話>

局名	所在地	施設名	呼出番号	非常電源	移動局数	通信範囲	電話番号
七保	七保町瀬戸1000	旧瀬戸小学校		有	無	県内	0554-24-7251

第5 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
 - (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
 - (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
 - (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
 - (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
 - (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
 - (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
 - (8) 避難者の救援に関するもの
 - (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
 - (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
 - (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
 - (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの
- 2 非常通信の依頼手続
- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
 - (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
 - (3) あて先は、受信人の住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
 - (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
 - (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。
- 3 非常通信の料金
- (1) 東日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
 - (2) 東日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第6 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、甲府地方気象台及び県から次の災害情報を取得することができる。

1 甲府地方気象台ホームページに掲載される最新の気象情報

甲府地方気象台ホームページURL： <http://www.jma-net.go.jp/kofu/>

1 県ホームページに掲載される最新の気象情報

2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

県ホームページURL： <http://www.pref.yamanashi.jp/>

市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等を掲載するとともにメールマガジンやフェイスブックを通して、広く住民に周知するものとする。

市ホームページURL： <http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/>

市公式Face book： <https://www.facebook.com/otsukicity>

第7 災害用伝言ダイヤルの活用

地震などによる大規模災害発生時には、安否確認やお見舞いなど電話を利用する方が非常に多く、被災地域内における電話が大変つながりにくくなってしまうため、消防活動などの被災者救援活動に支障をきたす場面が多くみられるので、大規模災害発生時には、被災地域との電話による連絡は控え、災害用伝言ダイヤルを活用することを周知するものとする。

第8 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、市内アマチュア無線団体に対して防災行政無線で市内に一斉に依頼し、情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

第9 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第10 衛星携帯電話の配備、利用

市は、地震や豪雨等により道路が寸断された場合に、孤立するおそれのある集落との連絡手段を確保するため、災害時に強い衛星携帯電話を整備する。

第11節 要配慮者、避難行動要支援者対策計画

福 祉 課	保健介護課
建 設 課	

第1 避難行動要支援者の安全確保、安否確認

1 安全確保

福祉班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、各避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2 安否確認

福祉班は、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、次の方法で名簿を作成し、実施する。

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 富士・東部保健所その他関係機関の調査に基づく報告

第2 避難所の避難行動要支援者に対する応急支援

福祉班は、避難所担当班等を通じて、避難所の避難行動要支援者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

ケアサービスリストの作成	<input type="checkbox"/> 必要な介護・介助要員の種別、人数 <input type="checkbox"/> 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	<input type="checkbox"/> 踏み板等の設置による段差の解消 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> パーティション（間仕切り） <input type="checkbox"/> 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
避難行動要支援者専用スペースの確保	<input type="checkbox"/> 少人数部屋への割り当て <input type="checkbox"/> 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<input type="checkbox"/> 適温食と高齢者に配慮した食事の供給 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<input type="checkbox"/> 掲示板の設置、手話通訳の派遣 <input type="checkbox"/> ボランティアによる個別情報伝達

第3 福祉避難所等の確保、避難行動要支援者の移送

1 福祉避難所等の確保

福祉班は、必要と認めるときは、総合福祉センターを避難行動要支援者専用の福祉避難所として開設し、緊急受け入れを要請する。

上記施設のみでは不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に福祉避難所を設置する。

資料編 ・福祉避難所一覧 ・災害時要援護者の福祉避難所への受け入れに関する協定
--

2 福祉避難所等への移送

福祉班は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに避難行動要支援者を移送する。この際、避難行動要支援者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

第4 避難行動要支援者への各種支援

福祉班、介護保険班は、富士・東部地区医療救護対策本部、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の避難行動要支援者に対し、次のような支援を行う。

<input type="checkbox"/> 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等 <input type="checkbox"/> ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援 <input type="checkbox"/> チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等
--

第5 福祉仮設住宅の供給

建設班、福祉班は、県と協議の上必要と認めるときは、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

<input type="checkbox"/> 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討 <input type="checkbox"/> 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第6 福祉仮設住宅での支援

福祉班は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のよう

な支援を行う。

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

第12節 消防計画

総務管理課	産業観光課
建設課	消防本部
消防団	

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 大月市消防本部

資料編に掲げるとおり、本市では、小菅村と丹波山村を管内に加え、大月市消防本部を常備消防として設置している。

2 大月市消防団

本市の消防団は、資料編に掲げるとおり、現在8分団、団員定数900名で編成されている。しかしながら、昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

資料編 ・ 消防組織一覧

第2 活動体制の確立

消防長は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防団長は、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

1 消防本部（署）の活動

消防本部（署）は、次の点に留意して消火活動を行う。

- (1) 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- (2) 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- (3) 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- (4) 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- (5) 避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎよを優先して行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害時に次のような活動を行う。

出火防止	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ・出火時は、市民の協力をえて、初期消火を行う。
消火・救急救助	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時は、消水防対策部と協力し、消火活動を行う。 ・火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・指示がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

第3 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は、一般の防ぎょ計画では必ずしも万全を期すことができないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、消防ポンプ車の運用については、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る等いかなる火災の事象にも応じられるよう、計画を樹立するものとする。

2 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時において、市消防本部及び消防団の消防力のみでは消防活動に不足を生じる場合は、県内市町村及び消防機関で締結している「山梨県常備消防相互応援協定書」、「消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県常備消防相互応援協定書 ・消防相互応援協定
-----	--

3 災害防ぎょに関する措置

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。
- (2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が町を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定締結市町に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

- (1) 応援部隊の集結場所の指定
 - ア 応援部隊の集結場所を指定する。
 - イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。
- (2) 応援部隊の水利の誘導
 - ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
 - イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を樹立する。

- (1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておくものとする。
 - ア 道路地形及び水利の状況
 - イ 公園、空地、路面の有無
 - ウ 建築物の粗密及びその構造の種別

- エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無
- (2) 防ぎよ計画の設定要件
 - ア 出動部隊数
 - イ 消防署又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
 - ウ 各部隊到着順ごとの水利統制
 - エ 各部隊の進入担当方面
 - オ 使用放水口及び所要ホース数
 - カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
 - キ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

6 特殊建物の防ぎよ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防ぎよ計画を樹立するものとする。

なお、防ぎよ計画設定要件は、上記「危険区域の防ぎよ計画」の設定要件に準じ、防ぎよ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区ごとに、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第2次及び第3次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を樹立するものとする。

(1) 飛火防ぎよ部隊の編成

ア 飛火警戒隊

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎよする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

- (ア) 所定防ぎよ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。
- (イ) 前項のほか風下方面は自衛消防隊による。

イ 警戒巡ら隊

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、おおむね次による。

- (ア) 消防団若しくは自衛消防隊をもってこれにあてる。
- (イ) 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛団体等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある

る地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

- ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。
- イ 自衛団体には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎよ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎよ手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防ぎよ線の種別

- ア 大防ぎよ線……大火災を防止する延焼阻止線
- イ 中小防ぎよ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎよ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

- ア 地形、水利状況
- イ 道路、公園、空地の有無
- ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無
- エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎよ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

- ア 所要部隊の配置と担当方面の指定
- イ 応援部隊の集結場所の指定
- ウ 各隊の採るべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎよ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎよ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第4 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本編本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎよ対策

林野火災防ぎよに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎよ計画を定めるとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防ぎよ担当区域
- (3) 携行する消防資器材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止

- ウ 進入、退路の明確化
- エ 隊及び隊員相互の連携
- オ 地理精通者の確保
- カ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資器材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第5節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第13節 水防計画

総務管理課	産業観光課
建設課	消防本部
消防団	

本計画は、水防法（昭和24年法律第139号）第32条の規定に基づき、水防作業の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の各河川、池、沢、洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第1 水防組織

山梨県水防計画に基づき、大月市水防管理団体として、大月市水防本部を次のとおり設置する。ただし、大月市災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をするものとする。

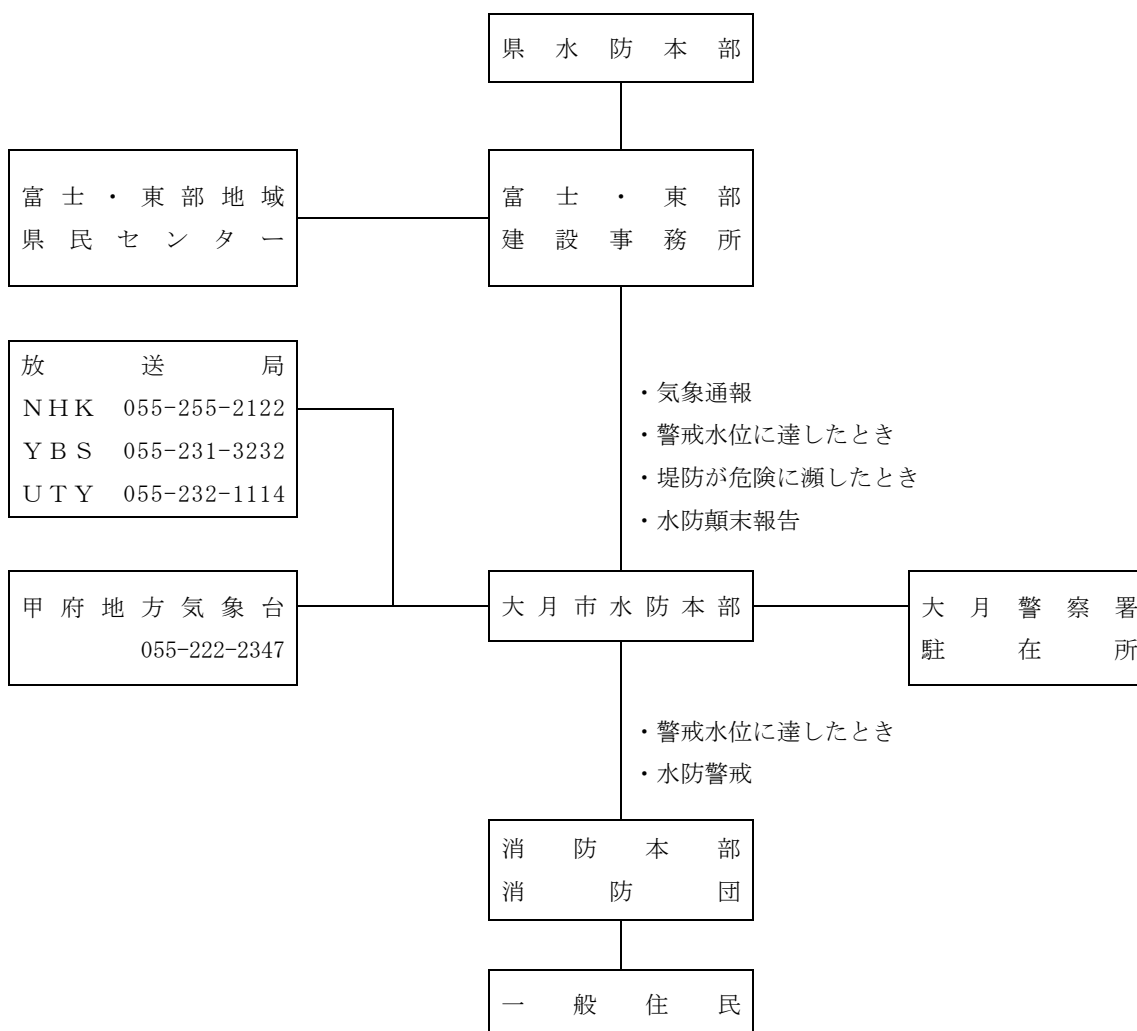
1 組織系統

水防本部	庶務係	気象情報の収集、警報の広報 警戒区域の状況調査、被害調査 緊急対策樹立 庁内、甲府地方气象台、山梨県、大月警察署等との連絡、情報の収集 防資材の調達
	作業係	水防工法の指導及び水防作業
	輸送係	車両の確保及び現場への水防資材輸送

2 分担職員

本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長、消防長	
本部長	消防課	消防課長
	消防署	署長
	市	総務部長、市民生活部長、産業建設部長、教育次長
庶務係	消防課	総務担当
	消防署	庶務予防担当
	市	総務管理課、建設課、産業観光課
作業係	消防課	警防担当
輸送係	消防署	消防防災担当
	市	建設課、産業観光課

3 連絡系統図



第2 水防区域

1 水防区域分担

資料編 ・ 水防区域分担

2 重要水防区域

第3 設備、資機材等の整備

1 水防倉庫及び資機材

2 資機材の確保

資材の確保のため水防区域近在の竹木等を調査するとともに、各農家等及び関係倉庫の手持数量を調査し、緊急時の補給に備えること。

また、備蓄資材の使用損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくこと。

第4 気象、水位の観測通報及び連絡

1 気象状況、雨量の通知

県水防支部（富士・東部建設事務所）を通じて気象状況、雨量の通報を受けたときは、直ちに甲府地方气象台と常時連絡の方法を講じるとともに、必要と認めるときは、連絡系統図により管内一般へ状況通知を行う。

2 水位の通報及び連絡

県水防支部（富士・東部建設事務所）より水位の観測通報を受けたときは、その状況に応じて、水防団等に対し非常配備等の連絡をする。

また、県水防支部から気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、通報水位を超えたときは、直ちに県水防支部（富士・東部建設事務所）を通じて県水防本部に所定の報告を行う。

(1) 市内にある雨量及び水位観測所

(2) 水位の観測通報

水位通報の間隔は、次のとおりとする。

- ア 通報水位に達したときより通報水位に下がるまでの間1時間ごとに
- イ 警戒水位に達したとき。
- ウ 最高水位に達したとき。
- エ 警戒水位まで下がったとき。

(3) 水位の報告方法

水位の報告は、観測場所、日時、増減の見込等を電話により報告する。

第5 通信連絡

1 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のため、電話、電報の通信を要する主なる系統は第本節「3 連絡系統図」によるものとする。

2 重要通報

次に掲げるものの通知は、確実なる方法を取り、受報者の確認を得るものとする。

- (1) 水防本部指示
- (2) 洪水予報及び水防警報

3 通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については、おおむね次に掲げるもののほか、非常の場合は、NHK甲府放送局、山梨放送及びテレビ山梨より、連絡するものとする。

- | | |
|---------|---------|
| ○一般電話 | ○電報 |
| ○警察電話 | ○自動車、鉄道 |
| ○警察応急無線 | ○自転車 |
| ○鉄道専用電話 | ○徒歩 |
| | ○防災行政無線 |

第6 出動及び作業

1 水防管理団体の非常配備

(1) 配備指令

水防本部長が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- ア 水防本部長が自らの判断により必要と認める場合
- イ 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

水防本部の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとする。

(3) 水防団に対する非常配備

待 機	<p>水防団との連絡員を本部に置き、団長はその後の状況により、一般団員を直ちに次の段階に入りえるような状態に置くものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水予報が発せられたとき。 ○ 県水防本部が待機の体制に入ったとき。
準 備	<p>水防団の団長、班長等は、所定の詰所に集合し、資機材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険な工作物のある箇所へ団員を派遣するとともに、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。</p> <p>準備命令は、おおむね次の状況のとき発するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。 ○ 水防警報が通知されたとき。 ○ 自ら必要と認めたとき。
出 動	<p>水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警備配置につく。出動命令はおおむね次の状況のとき発するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 ○ 水防警報が通知されたとき。 ○ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

水防管理者は、次の場合、富士・東部建設事務所に報告するものとする。

- | |
|--|
| <p>警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。この場合、水防管理者は、その所管地区警察にも報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険が増大して水防作業を開始したとき。 ○堤防その他の異常を発見したとき。 |
|--|

2 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行うとともに、勤務員をして適当に交替休憩させ長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

(1) 水防非常配備の種類

第1 配備体制	時間雨量 20mm 以上若しくは日雨量 50mm 以上に達したときは、配備員は、本部に集合し、情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他活動ができる体制をとる。
第2 配備体制	所属職員の約半数を動員し、水防活動の必要を認めたととき、若しくは地区住民等から水防の連絡を受けたときは、遅滞なく水防活動が遂行できる体制をとる。
第3 配備体制	所属職員を動員して完全なる水防体制をとる。

(2) 非常配備につく時期

第1 号指令 (第1 配備体制)	気象水位等の情報により警戒する必要があるが、具体的に水防活動には時間的余裕があるとき。
第2 号指令 (第2 配備体制)	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、10 時間以内には水防活動が開始されると考えられるとき。
第3 号指令 (第3 配備体制)	事態が切迫し、数時間後には水防活動の必要が予想され、あるいは危険性が大きで、第2 配備体制では処理しきれないとき

(3) 非常配備要領

水防組織中の各係を各々 2 班に分け、夜間を 21 時から翌日 8 時 30 分までとし、昼間を 8 時 30 分から 21 時までとし、交替するものとする。

第1 配備体制	1 班ずつ 12 時間交替として配備、水防事務にあたらせる。
第2 配備体制	2 班ずつ 12 時間交替として配備、水防事務にあたらせる。
第3 配備体制	水防計画において定める全員をもって一応解除まで継続勤務するものとする。

なお、第1 号指令後は、できるだけ外出は避け、待機し、気象状況の変化に注意して水防指令の発令が予想されるときは、出動しなければならない。

3 水防作業上の心得

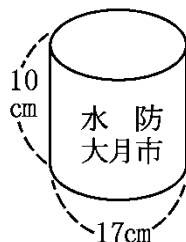
- (1) 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一端出動したときは、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をしてはならない。
- (2) 作業中は、終始敢闘精神をもち、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (3) 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は、「溢水」、「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。

4 水防のため出動する車の標識及び信号

(1) 水防標識

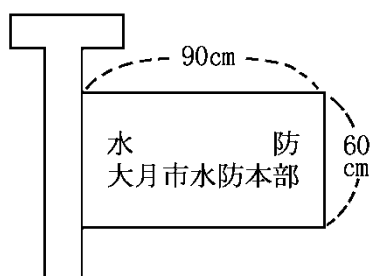
水防作業を正確迅速かつ規則正しく行うため、次の標識を用いる。

ア 水防員の腕章

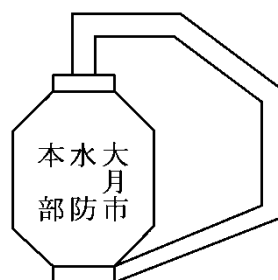


イ 水防本部標識

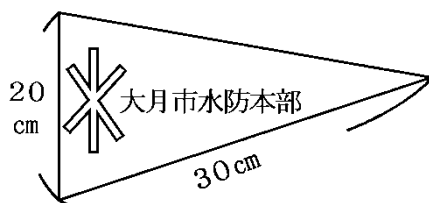
昼間



夜間



ウ 水防自動車標識



(2) 水防信号

種類	設備	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

注1) 信号は適宜の時間継続すること。

2) 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差し支えない。

3) 危険が去ったときは、口答伝達又は防災行政無線により周知する。

5 決壊の通報

水防管理者、消防団長は、堤防等が破堤したときは、直ちに富士・東部建設事務所長及び隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

6 避難のための立退

(1) 水防管理者は、堤防等が破堤したとき、又は破堤の危機に瀕したときは、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き、又はその準備を連絡系統図により指示するものとする。

(2) 立退き及びその準備を指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。水防管理者は立退計画を作成し、警察署長と協議しておくこと。

7 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ水防警戒に必要ななくなったときは、水防を解除し、これを一般に周知させるとともに、富士・東部建設事務所長を通じ知事にその旨を報告するものとする。

第7 水防訓練及び常時監視

指定水防管理団体である本市は、年1回以上県水防指導員の指導により、区域内の消防機関及び水防に係る職員を動員して、水防訓練を行うものとする。また、年1回富士・東部建設事務所の職員とともに河川堤防その他水防に係るある工作物を巡視し、水防に対し万全を期することとする。

第8 水防報告

1 水防報告

水防管理者が富士・東部建設事務所長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 水防のため水防団を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 破堤氾濫したとき。
- (4) 洪水増減の状況
- (5) 応援の状況
- (6) その他必要と認める事態が生じたとき。

2 水防顛末書

水防管理者は、水防が終了したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、資料編に掲げる「水防実施状況報告書」により富士・東部建設事務所長に報告するものとする。

<報告事項>

- 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 警戒出動及び解除命令の時刻
- 水防団の出動及び人員
- 水防作業の状況
- 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する措置とその効果
- 使用資材の種類及び員数並びにその消耗及び残量
- 水防法第28条による収用又は使用に係る器具資材の種類及び使用場所
- 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 土地を一時使用したときは、その場所及び所有者の住所、指名とその事由
- 応援の状況
- 居住者出動の状況
- 警察の援助状況
- 現場指導職員指名
- 立退の状況及びそれを指示した事由
- 水防関係者の死傷
- 功労者名及びその功績
- 降雨後の水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- 堤防その他施設に緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- その他必要な事項

第9 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体は、その区域内の水防に対する費用を、水防法第41条の規定により負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援に要する費用の負担は、相互協議による。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防管理者は、水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土、石、竹、木、その他資材の使用並びに収用

ウ 車両、その他運搬具又は器具の使用

エ 工作物、その他障害物の処分

(2) 公用負担命令権限証

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあっては、資料編に掲げる「公用負担命令権限証」を携行しなければならない。

資料編 ・ 水防関係様式（様式2）

(3) 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として、資料編に掲げる「公用負担命令書」を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

資料編 ・ 水防関係様式（様式3）

第10 資料の提出及び立入

水防法第49条の規定により、大月市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、必要な土地に立ち入る場合において、資料編に掲げる「身分証明書」を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

資料編 ・ 水防関係様式（様式4）

第14節 雪害対策計画

福 祉 課	建 設 課
中 央 病 院	消 防 本 部
消 防 団	

本市において、降雪による被害は少ないが、まれに見られる大雪による市民の安全と交通の確保を図るため、国、県、市並びに関係機関の相互連携により、除雪作業の調整を行い除雪の円滑化を図る。

また、生活道路の除雪については、受益者並びに住民の協力を得て、除雪の円滑化を図るものとして、安全な地域住民の生活の確保と孤立化の防止に努める。

第1 平常時の対策

関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について耐雪強化を図る。

1 道路、鉄道の耐雪強化

- (1) 除雪体制の強化
- (2) 除雪機械等の整備
- (3) 雪害対策に係る訓練の実施

2 雪に強いまちづくりの推進

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止する取り組みは、地震対策にも有用であるため、地域が一体となった雪にも強いまちづくりを促進する。

- (1) 建物周辺にオープンスペースの確保に努める。
- (2) 建築物の配置には雪への考慮の視点を心がける。
- (3) 地域ごとの除雪機械等の整備
- (4) 豪雪に対する市民の意識づけ、雪害予防知識の普及のための広報活動を実施する。

3 医療の対策

降雪により交通輸送が困難となる場合を予想して、平常時より次の対策を実施する。

- (1) へき地巡回診療の実施
- (2) 患者輸送車の整備

第2 交通対策

1 道路交通対策

(1) 道路交通対策に関する体制

対策本部	本部長	産業建設部長
	副部長	建設課長
	本部職員	建設課職員及び本部長が命じたもの

(2) 体制と対策は次表による

	体制発令基準	業務内容	通行規制他
準備体制		対策体制の確立	
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面が凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる可能性がある場合 ・積雪深が10 c mに達した場合 ・气象台から大雪注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・路面状況に関する情報収集と的確な把握 ・積雪深が10 c mを超えた場合及び特に必要と認めた場合の除雪作業開始の指示 ・路面凍結のおそれがある場合の、凍結防止剤散布の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオへの広報依頼 ・防災無線
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面が凍結等により、一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20 c mに達し、更に降雪のおそれがある場合 ・積雪があり、气象台から大雪警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・路面状況に関する情報収集と的確な把握 ・積雪深が20 c mを超えた場合及び特に必要と認めた場合の除雪作業開始の指示 ・路面凍結のおそれがある場合の、凍結防止剤散布の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオへの広報依頼 ・防災無線 ・一時的、部分的交通規制に実施
非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等により、豪雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・積雪深が30 c mに達し、交通が広範囲にわたり混乱を生じた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・路面状況に関する情報収集と的確な把握 ・除雪作業の継続を支持 ・路面凍結のおそれがある場合の凍結防止剤散布の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオへの広報依頼 ・防災無線 ・交通規制、通行止を実施

(3) 効果的かつ公平に除雪を進めるための除雪指針（雪害マニュアル（道路除雪編）から）

ア 市道の除雪基準

積雪量に応じて主要幹線道路（10cm以上、15cm以上、20cm以上）、その他の1、2級市道及び路線延長が500mを超えるもの（50cm以上）、その他除雪を必要とする路線（1m以上）に分けて指定路線（別表）を選定し、除雪する。

イ 除雪の優先順位

市民生活に必要不可欠な交通量の多い幹線道路（国道、県道、主要市道）、病院や重要な公共施設をつなぐ路線、水道、電気などライフラインの確保に必要な路線を中心に選定する。

ウ その他

（ア）除雪は、市民生活に必要最小限の路線について進めることとし、一集落一路線確保を原則とする。また、除雪に時間を要し、長期の孤立化が予想される場合は速やかに避難所等の利用を勧める。

（イ）積雪量に応じて、圧雪、1車線確保、拡幅除雪、排雪を行い、原則としてスタッドレスタイヤでの走行が可能な状況とすること。

（ウ）農林道の除雪については、指定路線を除き、農林業従事者などの受益者による除雪を原則とする。

2 鉄道輸送及びバス運行の確保

雪害による列車の運転阻害を最小限に止めるため、除雪及び除雪体制の確立、整備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。また、バス業者は、国、県、市が行う除雪路線における定期バスの運行を確保する。

資料編 ・大月市小型除雪機購入費補助金交付要綱 ・雪害マニュアル道路除雪編
--

第3 地域生活の確保

1 市の対策

(1) 生活道路等の除雪を円滑に実施するため、自治会が行う除雪に対し小型除雪機の整備の助成を行う。

(2) 孤立集落対策

雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講じる。

ア 食料の緊急補給等及び急病人等に対する通信連絡の確保について、関係機関と協力体制を整備し、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

イ 住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

ウ 緊急交通を確保するため四輪駆動車等の配備に努める。

2 地域の対策

(1) 消防機械器具の保全整備

(2) 防火水槽、消火栓等周辺の除雪および水利確保

(3) 地域ぐるみの防火活動の推進

(4) 一人暮らし老人等への支援対策

ア ボランティアによる雪かき支援、協力体制の確立

イ 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援活動体制の確立

- (5) 非常持出品の確保
寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に対し周知を図る。
 - (6) 農業共済制度への加入促進
 - (7) 住民参加型除排雪方法の確立
住民との対話により相互に知恵を出し合いながら、各地域の実情に即した、住民も参加した除排雪方法を確立する。
- 3 電気・通信の確保
電気と通信は、日常生活の安定に欠くことのできないものであるため、電力会社及び通信会社の協力により電気・通信の確保を図る。

第15節 原子力災害応急対策計画

中部電力(株)浜岡原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合（大月市が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策とする。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節の対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 特定事象発生後

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条の規定に基づき、特定事象を発見し、又は発見の通報を受けた場合、主務官庁、所在都道府県、所在市町村等に通報することになっており、この場合において、所在都道府県及び関係周辺都道府県は、関係周辺市町村にその旨を通報することとしている。

市は、県を通じて情報の収集に努める。

2 原子力緊急事態宣言発出時

迅速な情報収集体制を整え、県を通じて情報の収集を行うとともに、市が行う応急対策について県と調整を行う。

第2 活動体制の確立

1 原子力災害警戒連絡会議の開催

市は、中部電力浜岡原子力発電所において特定事象が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集及び連絡体制を確立するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行うため、原子力災害警戒連絡会議を開催する。

なお、特定事象に至らない場合であっても、原子力防災上必要な対策を行う必要があると認めた場合は、原子力災害警戒連絡会議を開催する。

原子力災害警戒連絡会議の構成員等は、市災害予防本部に準ずるものとする。

2 原子力災害警戒本部の設置

市は、内閣総理大臣が、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において原子力緊急事態宣言を発出した場合で市長が必要と認めた場合は、原子力災害警戒本部を設置する。

原子力災害警戒本部の本部長、本部員等は、市災害対策本部に準ずるものとする。

第3 緊急時モニタリング活動

必要に応じてモニタリング調査には状況に応じて市内の公共施設等の空間放射線量、水道水等の放射性物質濃度を測定し、その結果を公表する。

第4 市・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害により他市町村から当市へ避難者の受け入れについては、県からの協議により、本章第5節広域一時滞在計画により受け入れを行うこととして、一時避難所を確保するとともに、状況に応じた避難者の受け入れに努める。

第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合、内閣総理大臣は、法第15条に基づいて、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、原子力災害対策指針の基準を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことを指示することとなっている。

万一、当市に対して同法に基づく指示があった場合、県及び市（情報班）は、住民等に対して正確かつきめ細かな情報の提供を行う。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦その他避難行動要支援者に十分配慮する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

市は、県と連携し、必要に応じ、相談窓口を設置するなど、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めた上で、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細やかな情報の伝達を行う。

第16節 富士山火山災害対策計画

富士山が噴火した場合に、本市で予想される火山現象である降灰から、市民等の身体及び財産を守るため、必要な応急対策等を行うものとする。

第1 降灰予想等の周知

気象庁による降灰予想が発表されたとき、もしくは市内に降灰があったときは、県等と連携して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、防災行政用無線や広報車等によるほか、報道機関の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

第2 市民が実施する自衛措置

市民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用するものとする。

第3 降灰の回収

私有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

なお、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について県等と事前に検討を行う。

第4 陸上交通の復旧

- 1 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。
- 2 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第17節 緊急輸送計画

総務管理課

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務管理班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務管理班に依頼するものとする。総務管理班は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本編本章第18節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想され

る場合は、総務管理班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、災害時における相互援助に関する協定に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により(社)山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

資料編 ・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
 ・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書

2 列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合又は列車によることのほうが効率的であり適当と思われる場合は、JR東日本(株)に要請し、列車による輸送を行うものとする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本編本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

資料編 ・飛行場外離着陸場等一覧
 ・ヘリコプター主要発着場一覧 ・協定に基づくヘリポート
 ・災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書

4 賃金職員等による輸送

1から3までによる輸送が不可能な場合は、賃金職員等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本編本章第33節「労働力確保計画」の定めるところによる。

第4 緊急輸送路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

1 第一次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起・終点
高速道路	-	中央自動車道(西宮線)	市内全線
	-	中央自動車道(富士吉田線)	市内全線
一般国道(指定区間)	20	国道20号	市内全線 (大月地内はバイパス区間と駒橋地内国道139号との接続部までの区間とする。(大月橋東詰交差点～高月橋入口交差点を除く区間))
	139	国道139号	富士見バイパス北交差点～国道20号交点(大月橋東詰交差点)

2 第二次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起・終点
一般国道（指定外）	139	国道 139 号	国道 20 号交点（駒橋地内高月橋入口交差点）～東京都境

第 18 節 交通対策計画

総務管理課	建設課
消防本部	警察署

災害により道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第 1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

- (1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。
また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設班を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。
- (2) 上記調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。
- (3) 市本部は、調査班等から収集した情報を大月警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

資料編 ・ 自主防災組織一覧

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、市内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては大月警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第 2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第 46 条第 1 項
警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第 76 条、 道路交通法第 4 条第 1 項
	大月警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第 5 条第 1 項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第 6 条第 4 項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を産業建設対策部長に指示して行い、大月警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 大月警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 大月警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、大月警察署長に通知するものとする。

資料編 ・ 異常気象時における道路等通行規制

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

6 交通規制の標示

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて非難するときは、できるだけを道路外の場所に移動し、連絡先の表示に留意する。
 - ※ やむを得ず道路上に車を置いて非難するときは、道路左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけままとし、ロックはしない。
 - ※ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区間を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車する。

第4 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

また、インターネットにより情報提供を行う。

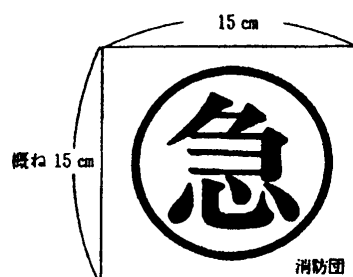
第5 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務管理班）が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。

※標識中の「消防団」の個所は「作成団体名及び責任者職氏名」を記載する



(通行車両の責任者（総務管理班）が作成して貼付する。)

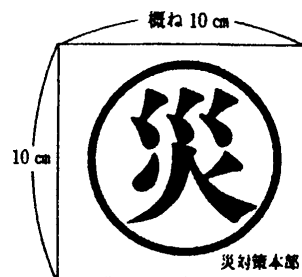
2 災害復旧等の出動の取扱い

(1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士・東部地域県民センター、富士・東部建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

(2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社企画課	055-226-3835
中日本高速道路(株)八王子支社	0426-91-1171



(通行車両の責任者（総務管理班）が作成して貼付する。)

(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務管理班）が作成した右の表示を通行車両の責任者（総務管理班）が貼付する。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、大月警察署及び交通検問所等において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても、庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

3 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- (2) 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救護、救助その他保護に従事するもの
- (4) 被災児童・生徒の応急教育に従事するもの
- (5) 施設・設備の整備及び点検に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの
- (7) 防犯、交通規制、社会秩序維持に従事するもの
- (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (9) その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

資料編	・緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書 ・市有車両一覧（消防本部除く）
-----	--

第19節 災害救助法の適用計画

各課共通

市における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

第1 役割分担

応急対策項目		担 当	分 担 内 容
1 災害救助法の適用	実施機関	知 事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		市 長	災害発生の都度、知事からの通知に基づき、救助を行う。
	経費の支弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。
2 被害の認定基準	市	被害の認定を「被害程度の認定基準」により適正に行う。	
3 災害救助法の適用申請	市 長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失認定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各対策部長にその旨を通知する。	
4 救助の実施	市	災害救助法の範囲内で救助を実施する。	
5 救助活動の記録と報告	市	救助の実施状況を取りまとめ、市長に報告する。	
	市 長	本市の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。	

第2 災害救助法の適用

1 災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき、市長は救助を行う。

2 県の支弁及び負担

(1) 県の支弁及び負担：救助に要する費用は、県がこれを負担弁償する。

(2) 国庫負担：県が支弁した災害救助費が100万円以上となる場合においては、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。

3 災害救助法の適用基準

本市における災害基準法の適用基準は次のとおりである。

(1) 住家の全焼、全壊等で滅失した住家の世帯数が50世帯以上の場合

(2) 滅失世帯数が、(1)の基準には該当しないが、県下の滅失世帯数が1,000世帯以上で、本市における滅失世帯数が25世帯以上の場合

(3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上で、本市における被災世帯が多数の場合

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救助が著しく困難

- な特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

第3 被害の認定基準

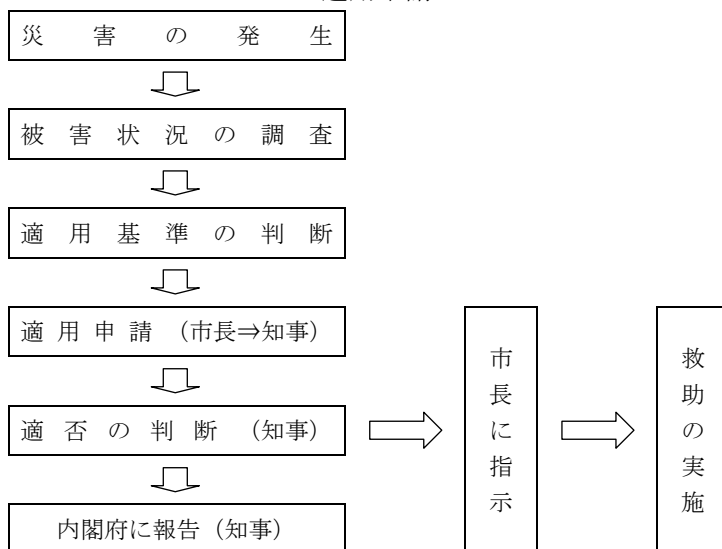
- (1) 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、資料編に掲げる「被害程度の判定基準等」による。
- (2) 各関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。

資料編 ・ 被害程度の判定基準等

第4 災害救助法の適用申請

- 1 市長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合、又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- 2 市長は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。

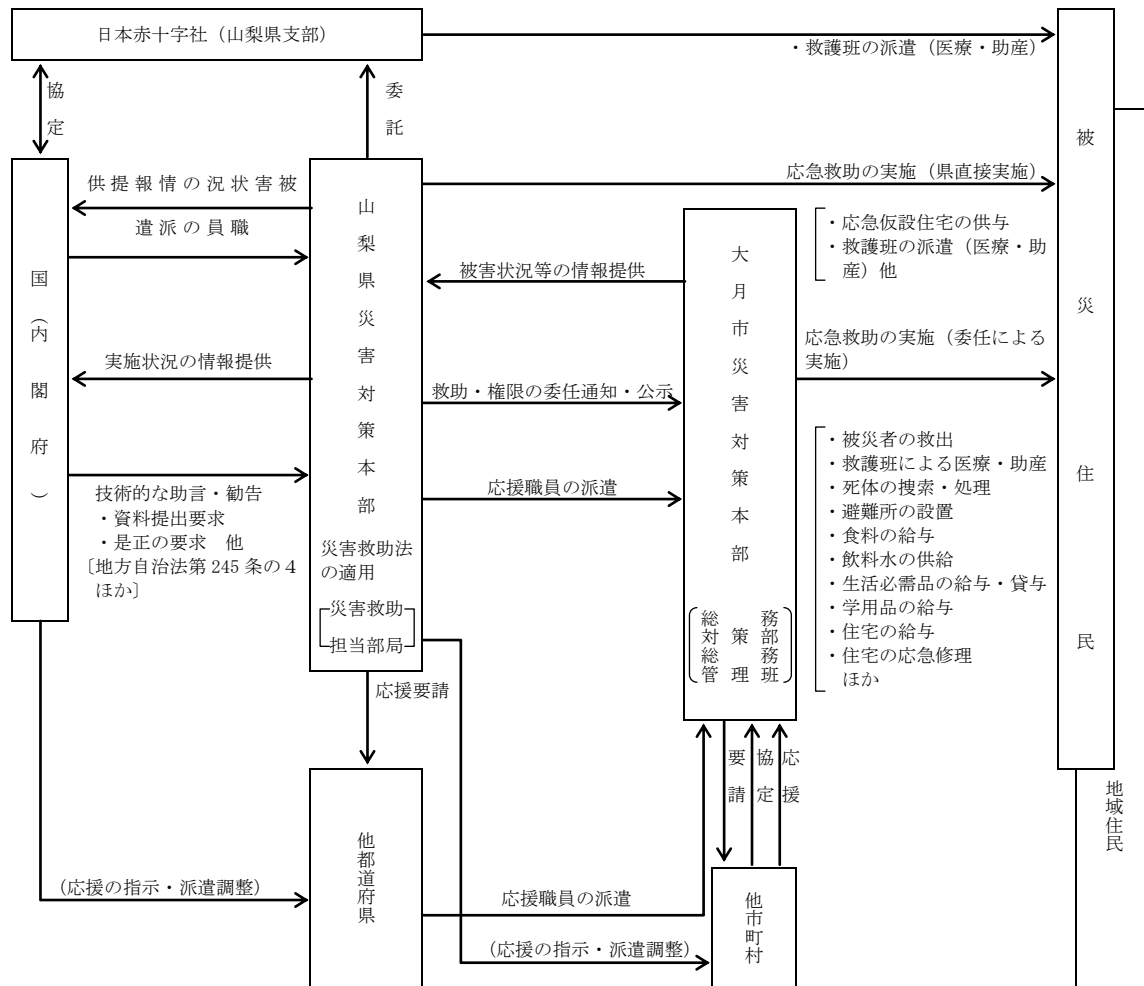
<適用申請のフロー>



第5 救助活動の記録と報告

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、市長に報告する。
- 2 市長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第6 災害救助法による応急救助の実施概念図



第7 災害救助法による救助の基準

1 避難

(1) 避難所収容対象者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者
- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 現に被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設する。

(3) 避難所設置の方法

- ア 災害の状況により、市で処理が困難の場合は、隣接市町村へ収容を委託するものとする。
- イ 公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

夏期 (4月～9月)	1人1日当たり 300円以内	天幕借上料、便所設置費等すべての経費を含む。
冬期 (10月～3月)	別に定める額を加算する。	

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

- (ア) 県に要請し、プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。
- (イ) 敷地は、あらかじめ市が定めた場所とする。
- (ウ) 設置は、直営、請負又リース等とする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1戸当たり 平均 29.7m ²	1戸当たり 2,387千円以内	災害発生の日から 20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、事務費

エ 供与期間

建設工事が完了してから2箇年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

- (ア) 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者
- (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理の規模及び期間

費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模	備 考
1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から 1箇月以内	居室、炊事場、便所等必要欠く ことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣府に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,010円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 飲料水の供給

(1) 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及

び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費

(3) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流出	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助産

(1) 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去

(1) 対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	1 世帯当たり 133,900 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸 送費及び賃金職員等雇上費

10 死体の捜索

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用

捜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,300円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は通常借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,000円以内
検 案 の 費 用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行うとき。

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大 人 (12 歳以上)	小 人 (12 歳未満)	備 考
1体当たり201,000円以内	1体当たり160,800円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

13 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	対 象	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1箇月以内	小学校児童	教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費
		中学校生徒	
		高等学校生徒	正規の授業で使用する教材実費
文房具、通学用品	災害発生の日から15日以内	小学校児童	1人当たり 4,100円以内
		中学校生徒	1人当たり 4,400円以内
		高等学校生徒	1人当たり 4,800円以内

14 輸送

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

- ア 被災者を避難させるため、市長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送
- イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送
- ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送
- エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送
- オ 死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間以内

救助の実施が認められる場合	その期間	備考
罹災者の避難	定めていないが1日位	
医療助産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 "	
罹災者救出 飲料水の供給	災害発生の日から3日 " " 7日 "	
物資の輸送配分	" 15日 "	(教科書以外の学用品)
	" 1箇月 "	(教科書)
	" 10日 "	(被服、寝具)
	" 7日 "	(食料、調味料)
	" 14日 "	(医薬品)
死体の捜索	" 10日 "	
死体の処理	" 10日 "	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則 (別表)

第8 災害救助事務手順

本表は、市における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。

あくまでも、一般的な例なので、災害の規模や市の救助体制に応じて、実施順序や実施内容に変更が生じる場合がある。

段階	実施事項	内容	担当部・班
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	●総務対策部企画財政班 ○総務対策部会計班 ○総務対策部議会事務局班 ○総務対策部短大事務局班 ○教育対策部学校教育班 ○教育対策部社会教育班 ○産業建設対策部産業観光班
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保 (事業者、団体等) 2 商工会等との事前打合せ	●市民生活対策部市民班 ●市民生活対策部税務班 ○市民生活対策部保健介護班 ○産業建設対策部産業観光班
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	●総務対策部総務管理班 ●消水防対策部消防署班
	被害状況調査体制の確立	1 地区の消防団及び自主防災組織による調査を行うにあたり、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	●総務対策部総務管理班 ○各対策部各班

災害発生直後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 市役所の地区担当責任者の出動、被害調査班による調査 被災世帯調査原票（様式1）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助 被災世帯の集計 ・世帯別被害調査表（様式2）の作成 ・地区別被害状況調査表（様式3）の作成	●総務対策部総務管理班 ○各対策部各班	
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○被害状況即報 市 → 防災危機管理課 ○地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 市→保健福祉事務所→福祉保健総務課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○被害状況即報 市→地方連絡本部（地域県民センター）→県災害対策本部 ○地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 市→保健福祉事務所→福祉保健総務課 ※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告		
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用要請	市→富士・東部県民センター→防災危機管理課	●総務対策部総務管理班	
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	●総務対策部企画財政班 ○総務対策部会計班 ○総務対策部議会事務局班 ○総務対策部短大事務局班 ○教育対策部学校教育班 ○教育対策部社会教育班 ○産業建設対策部産業観光班	
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ	●消水防対策部消防署班	
	炊き出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	●市民生活対策部市民班 ○市民生活対策部税務班 ○市民生活対策部福祉班 ○教育対策部社会教育班	
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ	●産業建設対策部地域整備班	
	医療・助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、富士・東部保健所）への医療救護班の派遣要請等	●市民生活対策部保健介護班 ●病院部病院班
		救護班によらない医療の実施	1 北都留医師会、大月市歯科医師会、大月市薬剤師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	●市民生活対策部保健介護班 ●病院部病院班

	死体の捜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	●消水防対策部消防署班
	死体の処理	遺体安置所の確保、処理の実施	●病院部病院班
	埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給	●市民生活対策部市民班
災害救助法適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	●市民生活対策部保健介護班 ●病院部病院班 ●消水防対策部消防署班
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	●市民生活対策部市民班 ○市民生活対策部税務班 ○市民生活対策部保健介護班 ○産業建設対策部産業観光班
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	●教育対策部学校教育班
	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画	●産業建設対策部建設班
	義援金受付開始	受付窓口の設置等	●市民生活対策部福祉班 ○総務対策部会計班
災害救助法適用後・第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	●総務対策部総務管理班
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	●市民生活対策部福祉班
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	●産業建設対策部建設班 ○産業建設対策部地域整備班 ○総務対策部企画財政班
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	●産業建設対策部建設班 ○産業建設対策部地域整備班 ○総務対策部企画財政班
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	●総務対策部企画財政班
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	●市民生活対策部福祉班
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	●市民生活対策部福祉班
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	●市民生活対策部福祉班
	確定報告	文書報告	●総務対策部総務管理班

●は主担当、○は副担当を示す。

資料編 ・各種救助に係る様式（様式1～様式22）

・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第4号）

第9 災害救助法による報告事項及び書類整備

区分	報告事項	書類整備
避難所設置	1 避難所開設の日時、場所 2 箇所数及び収容人員 3 開設期間の見込み 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式4） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 避難所設置及び収容状況（様式6） 5 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

炊き出しその他 食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> 炊出し開始、終了報告 炊出し場所、数 炊出し場所別給与人員 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計表 救助活動の種類別実施状況（様式4） 救助の種目別物資受払状況（様式5） 炊き出し給与状況（様式8） 購入代金等支払証拠書類 食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給	<ol style="list-style-type: none"> 供給地区、対象人員、供給水量供給方法 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計表 救助活動の種類別実施状況（様式4） 救助の種目別物資受払状況（様式5） 飲料水の供給簿（様式9） 支払関係証拠書類
医療・助産	<ol style="list-style-type: none"> 救護班の派遣の必要性 救護班の開始、終了報告 診療人員及び実施状況 診療名簿(医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等) 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計表 救助の種目別物資受払状況（様式5） 救護班活動状況（様式10） 病院、診療所医療実施状況（様式11） 報酬に関する証拠書類 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類 助産台帳（様式12）
救出	<ol style="list-style-type: none"> 救助の実施状況報告 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計表 救助活動の種類別実施状況（様式4） 救助の種目別物資受払状況（様式5） 被災者救出状況記録簿（様式7） 救出費用支払及び物品関係証拠書類
被服・寝具その他生活必需品の 給・貸与	<ol style="list-style-type: none"> 世帯構成員別被害状況 給与状況報告（完了報告） 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計表 救助の種目別物資受払状況（様式5） 物資の給与状況（様式16） 救助物資受領書 救助物資給与関係調達、支払証拠書類
応急仮設住宅	<ol style="list-style-type: none"> 入居該当者の報告（選考委員会により選考） 設置戸数、箇所 着工（竣工）報告 特別基準設定を必要とする場合 供与期間経過後はその処分方法 	<ol style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計表 救助の種目別物資受払状況（様式5） 応急仮設住宅台帳（様式19） 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書 建築工事（契約書、設計書、仕様書等）関係書類 建築工事代金等支払証拠書類
死体の捜索	<ol style="list-style-type: none"> 捜索状況報告 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計表 救助活動の種類別実施状況（様式4） 救助の種目別物資受払状況（様式5） 死体捜索状況記録簿（様式13） 捜索費用支払及び物品関係等証拠書類
死体の処理	<ol style="list-style-type: none"> 死体の処理の実施状況 死者の名簿（住所、氏名、死因、死亡日時、場所等） 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計表 救助活動の種類別実施状況（様式4） 救助の種目別物資受払状況（様式5） 死体処理台帳（様式14） 死体処理費支払関係証拠書類

埋葬	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬救助の実施状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式4） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 埋葬台帳（様式15） 5 埋葬費支払関係証拠書類
障害物の除去	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害物除去対象数 2 障害物除去実施状況 3 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式4） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 障害物の除去状況（様式18） 5 除去のための工事（契約書、仕様書等）関係書類 6 除去費支払関係証拠書類
住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅応急修理の該当者の報告（民生委員の意見、生保の資産調査を参考に該当者を決定） 2 修理戸数 3 着工及び竣工報告 4 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式4） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 住宅応急修理記録簿（様式20） 5 修理のための工事（契約書、設計書、仕様書等）関係書類 6 工事代金等支払関係証拠書類
学用品の給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 学年別被災児童、生徒数の報告（被災者名簿と学籍簿と照合の上被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計） 2 支給状況の報告（小、中学生別に1人当たり配分計画表を作成する。） 3 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式4） 3 学用品の給与台帳（様式17） 4 学用品購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類
応急救助のための輸送		<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況（様式5） 3 輸送記録簿（様式21） 4 輸送費関係支払証拠書類
応急救助のための賃金職員等雇上げ		<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 賃金職員等雇上台帳（様式22）

資料編 ・ 各種救助に係る様式（様式1～様式22）

第20節 避難計画

総務管理課	企画財政課
会計課	短大事務局
福祉課	保健介護課
産業観光課	教育委員会
消防本部	消防団

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 避難準備情報発表体制の確立

(1) 市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制の確立に努める。

したがって、避難情報の種類を従来の「避難勧告」、「避難指示」の2類型から「避難準備（避難行動要支援者避難）情報」、「避難勧告」、「避難指示」の3類型に発展させる。

<3類型の避難情報>

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（避難行動要支援者避難）情報	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	○ 切迫した現在の状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

<避難に関する情報の発令に関し基準となるべき情報>

避難情報	避難に関する情報発令の基準となるべき 桂川その他河川、水路、内水の状況
避難準備（避難行動要支援者避難）情報	○ 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと予想される場合
避難勧告	○ 近隣で浸水が拡大した場合
避難指示	○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合

避難情報	避難に関する情報発令の基準となるべき 土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）の状況
避難準備（避難行動要支援者避難） 情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）の発見された場合 ○ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見された場合 ○ 山梨県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度予測が「レベル2」になり、現況値が基準値に近づいたとき <p>※レベル2：1時間以内に基準値超過を予想</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣で土砂災害が発生 ○ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 ○ 山梨県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度予測が「レベル3」になり、土砂災害の前兆現象を確認したとき <p>※レベル3：現在基準値を超過している</p>

土砂災害に係る避難勧告等の発令の判断基準は前の表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- イ 土砂災害の前兆現象に関する情報等、巡視や通報等により得られた現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨域等、関係機関と連絡を密にして情報収集に努めること。
- ウ 収集した情報については、関係機関等との間で相互に情報交換し、情報の共有を図ること。
- エ 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である災害は、発表対象とはしていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意すること。
- オ 避難勧告等の発表を行う地域等の判断にあたっては、県の砂防課で提供している補足情報（山梨県土砂災害警戒情報システム）を参考とすること。
- カ 避難勧告等の発令に先立ち、住民が安全に避難できる状態であるかどうかを十分に確認すること。
- キ 土砂災害危険区域（もしくは土砂災害危険箇所）ごとに、住民が避難する上で必要となる情報の収集に努める。
- ク 具体の発令にあたっては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。
- コ その他、本節第5「避難難行動の原則」に十分留意することとする。

<避難に際しての注意事項>

- 火の元、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切って避難すること。
 - 安全に避難することを第一の目的とし、過重な物品の携行はしないこと。
 - ⇒ 食料、水、タオル、ちり紙、最小限の着替え、肌着、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ⇒ 非常食などには、できるだけ水を必要としないレトルト食品や缶詰を用意
 - ⇒ できれば、身分証の類を携行すること。
 - 服装は、動きやすいものとする。
 - ⇒ 軍手、丈夫な靴、長袖、長ズボン、帽子（できればヘルメット、防災頭巾）
 - ⇒ 必要に応じ防寒具、雨具
- ※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(2) 大月市災害時要援護者登録制度実施要綱（平成17年告示第53号）により、市内に居住する災害時要援護者（避難行動要支援者）に対する自主防災組織による支援体制を確立する。

資料編 ・大月市災害時要援護者登録制度実施要綱

(3) 市は、地域住民の意見を取り入れた避難計画策定に配慮し、自治会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災ハザードマップの配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

3 避難伝達手段の整備

市は、上記2に定める避難情報を確実に住民に周知させるため、市防災行政無線を中心とした通信伝達施設の整備を推進する。また、市職員による広報車による伝達、消防団、自主防災組織を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

4 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市及び消防本部は、大月警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

<避難誘導に関する留意事項>

- 各地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- 地区の実態に応じて、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生委員等と連携を密に行うよう努める。

避難行動要支援者の避難については、まず身近な避難所に避難誘導し、その避難所に「避難行動要支援者専用スペース（福祉避難室）」を設け、必要に応じ「避難行動要支援者専用避難所（福祉避難所）」へ二次避難させる体制を整

える。

福祉避難所は、資料編に掲げるとおりとするが、必要に応じ民間の社会福祉施設を「民間福祉避難所」として活用できるよう協議を整えておく。

資料編 ・福祉避難所一覧
・災害時要援護者の福祉避難所への受け入れに関する協定

イ 帰宅困難者対策

市は、大規模風水害により列車が長期間停止した場合の指定避難所への避難者受入れを想定し、各駅（JR大月駅、富士急大月駅）と事前に協議しておくものとする。

ウ 不特定多数の利用者がいる施設等の対策

市及び消防本部は、大月警察署と連携して、ホテル、スーパー、市立中央病院等不特定多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第2 避難勧告・指示及び警戒区域の設定の内容

1 避難勧告・指示

(1) 基準

基準については、前記第1の2に定めるとおりであるが、「切迫した状況」の具体的事象は次のとおりである。

- ア 洪水のおそれがあるとき。
- イ 土砂災害のおそれがあるとき。
- ウ なだれのおそれがあるとき。
- エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。

(2) 内容

市は、次の内容を明示して避難勧告・指示を行う。

＜明 示 事 項＞

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 避難対象地域 | <input type="checkbox"/> 避難の理由 |
| <input type="checkbox"/> 避難先 | <input type="checkbox"/> 避難時の注意事項 |
| <input type="checkbox"/> 避難経路 | <input type="checkbox"/> その他必要事項 |

(3) 種類

避難勧告・指示の種類は次のとおりである。なお、避難勧告・指示を行った場合は、速やかに知事に報告する。

区分	実施者	根拠法	措 置	実施の基準
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条第1項、第2項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知事	災害対策基本法第60条第5項		災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示	市長	災害対策基本法第60条第1項、第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき。
	知事	災害対策基本法第60条第5項		災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条		洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官	災害対策基本法第61条第1項		立ち退きの指示、 立ち退き先の指示
		警察官職務執行法第4条	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
自衛官	自衛隊法第94条第1項	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。		

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難勧告・指示の違い

避難勧告・指示は、対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実施者	根拠法	措 置	実施の基準
ア	市長	災害対策基本法第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のための特に必要と認められるとき。
イ	水防団長、水防団員、消防職員	水防法第21条第1項		水防上緊急の必要がある場合
ウ	消防吏員、消防団員	消防法第28条第1項、第36条		火災の現場、水災を除く場合
エ	警察官	災害対策基本法第63条第2項ほか		上記ア、イ、ウの実施者が現場にいない場合又は依頼された場合
オ	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第63条第3項		上記ア、エの実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第3 避難勧告等の周知・誘導

1 住民への周知

避難勧告・指示の実施は、住民に対し次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に障害者、高齢者等避難行動要支援者や外国人に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実な伝達に努める。

<避難勧告・指示の伝達方法>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 市防災行政無線及び有線放送による放送 ○ メールマガジン「おおつき防災安全メール」 ○ サイレンの吹鳴、打鐘 ○ 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達 ○ 広報車による伝達 ○ エリアメール
--

<避難行動要支援者に配慮した伝達方法>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 市防災行政無線による放送 ○ 消防団、自主防災組織による戸別伝達 ○ 緊急通報システムによる戸別伝達
--

2 避難の誘導

(1) 住民等の誘導

避難の方法としては、消防団、自主防災組織の協力の下、できるだけ集団避難を行うものとする。自力で避難することが困難な者については、自主防災組織による介助により安全かつ迅速な避難を行う。

対 象	担 当
市民	消防署班、消防団、警察官、自主防災組織等 在宅の避難行動要支援者は、地域住民の協力により行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 帰宅困難者の誘導

市は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

3 案内標識の設置

市は、避難所等を明示する案内標識を設置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。

4 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとし、次を目安とする。

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

第4 避難場所と避難所

1 区分と考え方

避難行動について、避難場所を「集合地」と「指定避難場所」に分け、避難所については、「地区避難所」と「指定避難所」に区分する。

なお、その考え方は、次のとおりである。

避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所

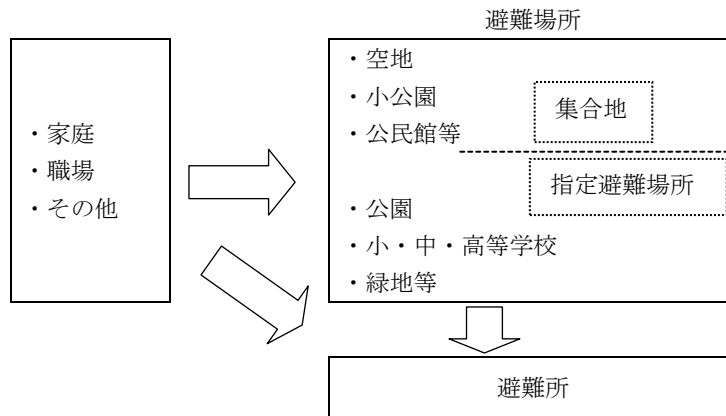
避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

区 分		概念（区分の考え方）
避難場所	集合地	自主防災組織ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難場所への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空地」、「小公園」、「公民館」等の広場をいう。 ※集合地が「指定避難場所」と同じという自主防災組織等もある。
	指定避難場所	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「小・中・高等学校」、「公園」等のグラウンド等をいう。 ※自主防災組織等によっては「集合地」が「指定避難場所」と同じ場合もある。
避難所	地区避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※ 避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 山崩れ・がけ崩れ等の危険が見込まれるところはできる限り避ける。 ○ 建築物は、できるかぎり耐震・耐火性の高い建物をできる限り選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。
	指定避難所	

資料編 ・ 避難場所と避難所一覧

2 避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次のとおり避難する。



第5 避難行動の原則

各人の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に記す。

- 1 激しい降雨時には、河川には近づかない。
- 2 小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- 3 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- 4 大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。
- 5 避難勧告が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- 6 市は、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、避難勧告を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。
- 7 小河川等による浸水に対しては、避難勧告が発令されないことを前提とし、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で上階等への待避等を行う。
- 8 小河川等による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- 9 小河川等による浸水に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- 10 地下空間等関係者は、大雨注意報が発令された段階から、個別にWeb 情報等から雨量や雨域の移動等を把握し、対処する必要がある。
- 11 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、市等にすぐに連絡する。
- 12 土砂災害危険区域等に居住していて、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側に待避する。
- 13 避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。
- 14 台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。

- 15 避難勧告等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

第6 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行うものとする。特に学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

不足する場合には、郵便局との協定又は相互応援協定に基づき避難所の提供を求めるものとする。

- (3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資料編	・避難場所と避難所一覧 ・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 ・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 ・災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 ・大規模地震等の災害時における創価学会大月池田文化会館施設の地区避難所使用に関する申し合わせ事項確認書
-----	---

2 自主避難への対応

市民から自主避難したい旨の申し出があった場合、市は、地区避難所の施設を提供する。

3 避難所の管理

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちにそれぞれの避難所に企画財政班、会計班、議会事務局班、短大班、産業観光班、学校教育班、社会教育班の職員を派遣し駐在させ、施設管理者と協力して避難所の管理運営にあたる。

(2) 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。
なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

(3) 避難所派遣職員の責務と生活環境への配慮

避難所派遣職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たる。

なお、避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、避難者のプライバシーの保護、巡回警備等による避難所の安全性の確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者や外国人等のニーズを把握し、これらの者への頻繁な情報提供を行うことにより、避難所生活の不安をやわらげるよう努めるとともに、「乳幼児の遊び場」「ほふく室」「授乳室」等の避

難者目線での施設設置や施設配置等スペースの在り方に十分な配慮を行う。

(4) 避難所開設の報告

避難所派遣職員は、避難所を開設したときは、企画財政班を通じて総務管理班に報告を行う。

総務管理班は、県に対し、次の報告を行う。

＜避難所開設の報告事項＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 避難所開設の日時及び場所○ 箇所数及び収容人数○ 開設予定期間 |
|---|

4 避難所の運営

(1) 運営担当

避難所の運営は、災害初期では避難所派遣職員が担当する。

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、ボランティア、自主防災組織の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

(2) 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、その写しを企画財政班を通じて総務管理班に送付する。

(3) 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知○ 物資の配布活動等の補助○ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ○ 防疫活動等への協力○ 施設の保全管理 |
|---|

(4) 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を市民班に請求する。

物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

(5) 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、企画財政班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

(6) 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。なお、障害者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

(7) 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材の確保
- 仮設トイレ、入浴施設、ごみ箱等の設置による良好な衛生状態の確保
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護
- 巡回警備等による避難所の安全性の確保
- 男女ニーズの違い等男女双方の視点への配慮等

資料編 ・ 避難所開設・運営関係様式（様式1～様式4）

第7 福祉避難所の開設

避難行動要支援者の避難については、消防団、自主防災組織等の協力を得て、まず身近な地区避難所に避難誘導し、その避難所に「避難行動要支援者専用スペース（福祉避難室）」を設定して収容する。

避難所生活が長期に及ぶ場合、一般の避難者は、地区避難所から指定避難所へ移ることとするが、避難行動要支援者にあつては、資料編に掲げる施設を「避難行動要支援者専用避難所（福祉避難所）」として開設し、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て、当該施設へ移送し、必要なスタッフを確保する。

資料編 ・ 福祉避難所一覧

第8 防火対象物等の避難対策

学校、市立中央病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 地すべり、豪雨による土砂流出等児童・生徒の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第9 帰宅困難者、滞留者の保護

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者の発生に対し、市は、交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

市は、滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通

機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第10 孤立集落への対応

県、市は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

第11 市・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、市・県の区域を超えた避難者について、本章第5節広域一時滞在計画により、知事からの協議による受け入れに努める。

第2 1 節 医療助産計画

保健介護課 中央病院

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第2 救護班の編成

1 医療の万全を期するため、病院部病院班（市立中央病院）を中心に救護班の編成を行う。救護班の編成は、主に次のとおりとする。

救 護 班 の 編 成	市立中央病院医師、看護師 日赤奉仕団
-------------	-----------------------

2 北都留医師会、富士・東部保健所、大月消防本部等との緊密な連携を図るものとする。

3 患者搬送入院等救護活動の緊急性にかんがみ、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。

第3 医療救護所の設置

1 市は、次に掲げる中から適当と思われる施設に医療救護所を設置し、傷病者の応急措置や治療に当たる。

- (1) 避難所となる学校等
- (2) 災害現場に近い公民館、集会所等公共施設
- (3) 一般診療所

2 市は、医療救護所の設置にあたり、次の点に留意する。

- (1) 被災傷病者の発生及び避難状況
- (2) 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制

- (3) 被災地の医療機関の稼働状況
- (4) 医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し
- (5) 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第4 医療救護班

1 医療救護体制整備

市は、北都留医師会、大月市歯科医師会、大月市薬剤師会（以下「大月市三師会」という。）に対し、医療救護班（地区医師会班）、歯科医療救護班、及び薬剤師班の編制を要請し、大月市三師会の医療救護体制に関する名簿を整備する。

2 医療救護班の要請

市は、医療救護所を設置したときは、速やかに大月市三師会に医療救護班（地区医師会班）等の派遣を要請する。

市は、大月市三師会からの医療救護班（地区医師会班）等の派遣が困難な場合、または市内の医療機関等が被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合、あるいは予想される場合は、速やかに富士・東部地区医療救護対策本部長に対し、派遣場所、必要とする班数等を明示して医療救護班の派遣を要請する。

大月市三師会及び富士・東部地区医療救護対策本部の設置場所及び連絡先は、次のとおりである。

【大月市三師会連絡先】

名称（設置場所）	所在地	電話番号	F A X 番号
北都留医師会	大月市御太刀二丁目 8-8	0554-22-6500	
大月市歯科医師会	大月市御太刀一丁目 8-19	0554-22-0135	
大月市薬剤師会	大月市猿橋町猿橋 47	0554-23-1155	

【富士・東部地区医療救護対策本部連絡先】の設置場所及び連絡先は、次のとおりである。

設置場所	所在地	電話番号	F A X 番号	無線番号
富士・東部保健所	富士吉田市上吉田一丁目 2-5	(0555) 24-9032	(0555) 24-9037	衛星系 430-3071

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療救護活動に関する協定書 ・災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書 ・災害時の歯科医療救護に関する協定書
-----	--

3 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の応急医療救護業務は次のとおりである。

(1) 医療救護班

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力

(2) 歯科医療救護班

- ア 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供と衛生指導

- イ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療
- ウ 警察機関等の要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力
- エ その他必要な措置

(3) 薬剤師班

- ア 傷病者に対する調剤及び服薬指導
- イ 医療救護所等及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理及び納入
- ウ 前各号に掲げるもののほか、医薬品の使用方法、衛生管理及び消毒方法等防疫対策などの情報提供及び薬学的指導

第5 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

資料編 ・ 医療機関一覧

2 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、本節末尾の別図に掲げる体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

3 医療機関救護業務

災害時の医療機関での応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (8) 死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力

4 歯科医療活動

市は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

(1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

(2) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

(3) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災

地における歯科保健相談、指導等を実施する。

5 医薬品の確保

市は、医療救護活動のために必要とする医薬品及び医療資機材は、予め備蓄しておく。不足する場合は、大月市薬剤師会の協力を得て調達を行う。また、市内において調達が困難な場合は、富士・東部地区医療救護対策本部へ供給要請を行い必要物品・必要量を確保する。

6 精神保健医療活動

精神科救護活動は、大規模災害後に予想される次に掲げる事項等の対応が必要となるため、県救護本部（障害福祉課）に対して精神科救護班の派遣要請、精神科病院の空床の確保等を要請する。

- (1) 治療中断した被災患者への診療機会の提供
- (2) 被災体験及びその後の避難所生活等のストレスによって事例化（心的外傷後ストレス症候群＝PTSD）してきたケースへの対応
- (3) 入院病床の確保及び患者の搬送手段並びに夜間対応

第6 地域保健活動

救護班のほかに、保健所、市の保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。

- 1 感染症対策
- 2 慢性疾患対策
- 3 認知症高齢者対策
- 4 寝たきり高齢者防止対策
- 5 巡回リハビリ
- 6 検診体制、その他の体制整備

第7 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

- (1) 搬送手段
 - ア 救急車
 - イ 庁用車両
 - ウ 自家用車両
 - エ 消防防災ヘリコプター
- (2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

- (3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、大月警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第8 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 市（担当：保健介護班）は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。なお、情報提供は、市防災無線、広報車、掲示板への掲示等によるものとする。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

- (2) 市は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。

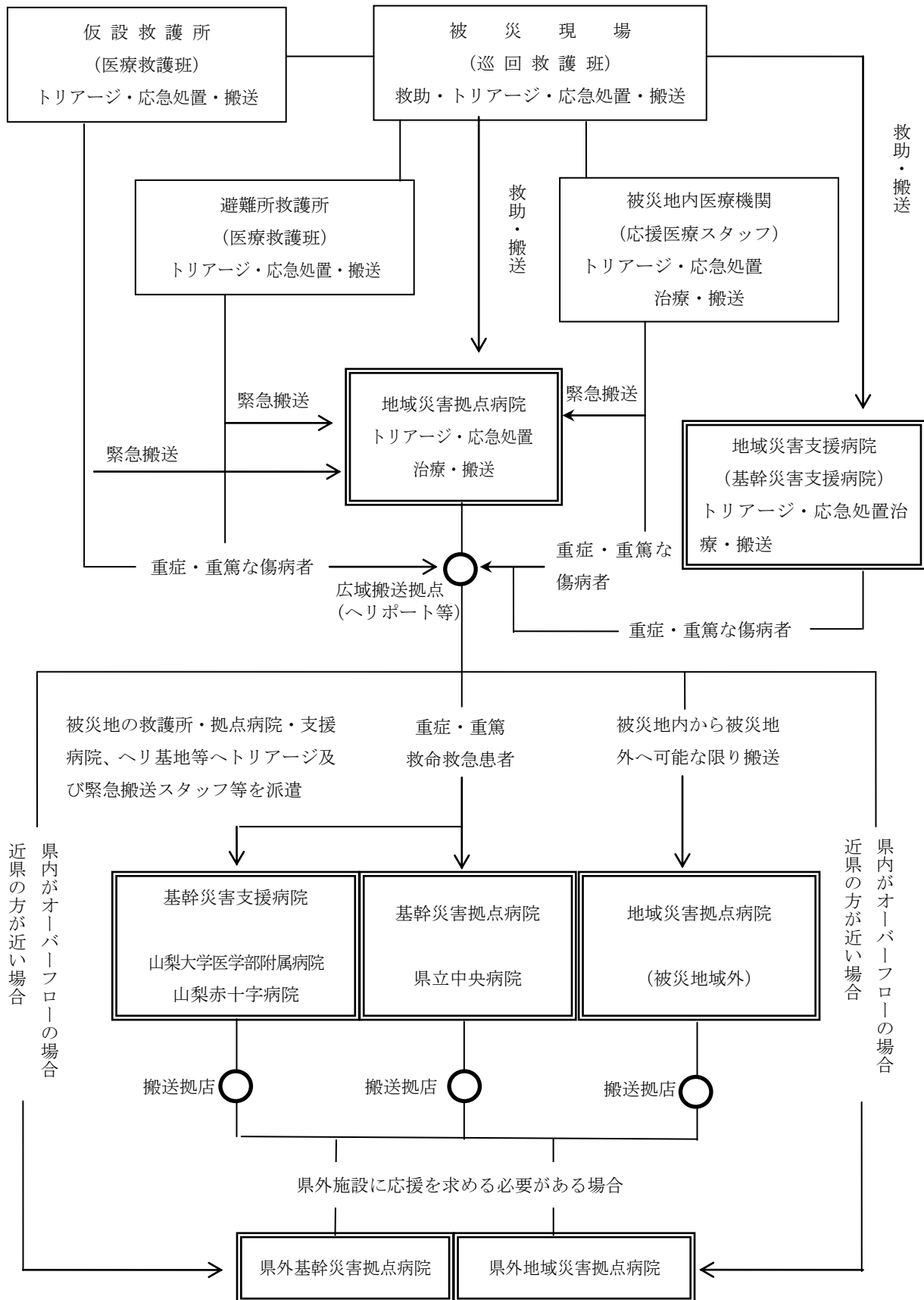
ア 被災入院患者の氏名

イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

別図（「応急医療救護活動及び後方医療救護活動体制」）

被災現場側から見た応急医療救護体制



第22節 防疫計画

保健介護課

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

保健介護班は、市保健師とともに北都留医師会の協力を得て防疫組織を編成し、富士・東部保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症予防法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症予防法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、感染症予防法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

感染症予防法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては感染症予防法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

感染症予防法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線・有線放送による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

ア 感染症予防法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

イ 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材及び薬剤の調達

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資器材を利用する。

なお、散布については、状況に応じて住民組織や市民の協力を得て行うものとする。

2 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 ・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 ・市内薬局一覧
-----	---

第23節 食料供給計画

税務課	市民課
保健介護課	産業観光課

災害の発生によって食料の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うものとするが、知事から実施を通知された場合には市長が行う。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、パン、麺類、缶

詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食当たり玄米200g（精米180g）とし、乾パンについては、115gを1食分とする。
- (2) 乳児及び幼児用粉乳、離乳食
乳児及び幼児用粉乳、離乳食については、必要量を市内の薬局から調達するものとする。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、地震編第1章第4節「被害想定」による避難者数を参考とする等、あらゆる被害を考慮して必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 米穀の確保

- (1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。
- (2) 各自主防災組織においては、災害発生を想定して、常時自主防災組織の人口に相応した自主的な「非常米」の備蓄米を確保しておくものとする。
- (3) 市内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも市の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。
- (4) 協定締結市町村に必要な量の米穀の供給を依頼する。
- (5) 災害救助法適用の場合については、災害時における食料の緊急引渡し手続きに基づき、市長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとする。

この場合、引渡しを受けた場所からの輸送は、市長が行うものとする。

資料編	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 ・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
-----	--

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

山梨県は締結する「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」に基づき、災害救助法が適用された場合、農林水産省（生産局）は、知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、農林水産省（生産局）に対し、所定の文書をもって緊急引渡しの要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食料供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

- (1) 被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合は、市の備蓄品を放出し、不足する場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、大月市商工会等に協力を要請し、弁当及びパンを確保する。

資料編 ・食料等備蓄の状況
 ・災害時における物資の供給に関する協定書

(2) 災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し、炊出しに至るまでの応急用として、政府保有の乾パンの引渡しを受けるものとする。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者及び大月市商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳、離乳食など、また寒い時期には温かなものなど）。
- ② 特定の食料を受け付けられないアレルギー性疾患等の患者に配慮する。
- ③ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

第4 食料集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、市民班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食料の衛生管理に万全を期するものとする。

<救援食料・調達食料集積所>

名 称	所 在 地	電話番号
大月市勤労青年センター	大月市猿橋町猿橋 867	0554-23-1271
総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	—

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出し場所は、避難所となる学校の家庭科教室（調理室）、学校給食センター、公民館等を使用する。また、状況によっては各避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市職員をもってあてるほか、日赤奉仕団、ボランティア、自主防災組織等の協力を得るものとする。

3 その他炊き出しの方法

- (1) 自主防災倉庫、市備蓄倉庫の調理器具等を活用する。
- (2) 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- (3) 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

資料編 ・食料等備蓄の状況
 ・市備蓄倉庫
 ・自主防災倉庫

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、市民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第24節 生活必需物資供給計画

税 務 課	市 民 課
保健介護課	産業観光課

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給（貸）付を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料等）

3 必要物資の把握

市は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、各避難所ごとの避難所管理職員が自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、市民班に報告する。

4 生活必需品等の確保

(1) 市内業者等からの調達

市は、クレイン農協大月支店及び大月市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記(1)によるのみでは必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合は、協定締結市町村に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(3) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に斡旋を要請する。

調達時の留意点

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ② 季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資料編 ・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
・災害時における物資の供給に関する協定書

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次のとおり食料の集積所と同様の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、市民班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、市民班の中から当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

<救援物資・調達物資集積所>

名 称	所 在 地	電話番号
大月市勤労青年センター	大月市猿橋町猿橋 867	0554-23-1271
総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	—

第4 「山梨県小災害内規」による給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第25節 給水計画

地域整備課

本市の水道水は、次表のとおり、簡易水道と上水道により、供給されている。

種別	給 水 区 域	
上 水 道	大 月	1丁目 2丁目 3丁目
	御太刀	1丁目 2丁目
	駒 橋	1丁目 2丁目 3丁目
	大月町	沢井 下花咲 上花咲
	賑岡町	強瀬 (川隣を含む。) 岩殿 神倉 畑倉 日影 東奥山 浅利の一部
	七保町	下和田 大島 葛野 田無瀬 林 駒宮 下瀬戸
	猿橋町	殿上 桂台 小柳町 寿町 仲町 横町 東町 霞町 小倉 梨木 田中 伊良原 四季の丘 天神森 小田 太田 岡 久保 津成 小篠
	富浜町	堀の内 下鳥沢 上鳥沢 寺向 峰沢 大久保 宮谷原 宮谷新道 袴着 小向 横吹 鳥沢駅南 坂尻 遠山 中野の一部 山谷
	梁川町	斧窪 彦田 西村・綱本 原 清水大保呂 新倉
簡 易 水 道	笹子町	追分 黒野田 阿弥陀海 吉久保 原 白野
	初狩野	立河原 神戸 側子 下初狩 藤沢 日向 丸田
	大月町	真木 (恵能野を除く。)
	賑岡町	西奥山の一部 浅利の一部
	七保町	上和田 八坪 奈良子の一部
	猿橋町	幡野 小篠 小沢
	富浜町	宮谷 中野の一部
	梁川町	下畑 立野 塩瀬 中野・金畑

災害のためこれらの飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、上水道については、東部地域広域水道企業団と連携し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 給水活動

地域整備班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織等の協力をえて、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

1 給水需要の調査

地域整備班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2 給水活動の準備

地域整備班は、給水需要に基づき備蓄品だけでは不足すると判断するときは、次のように給水活動の準備を行う。

＜給水活動の準備事項＞

活動計画作成	○ 給水方法 ○ 人員配置	○ 給水量 ○ 広報の内容・方法	○ 資機材の準備 ○ 水質検査等
給水目標 (1人1日当たり)	○ 飲料水の確保が困難なとき	3ℓ (飲料水)	
	○ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	14ℓ (飲料水+雑用水)	
資機材等の確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。		
応援要請	市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、富士・東部保健所に応援を要請する。		

3 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、地域整備班は次により給水活動を実施する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

(4) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

または、山梨県が協定を結ぶ「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」に基づき県に応急給水依頼（経費は市負担）により調達する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資料編 ・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
・災害時における救援物資の提供に関する協定書

4 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

5 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、県が定める「応援要請FAX様式」を用いて、富士・東部保健所に応援要請をするとともに、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

6 応急給水用施設及び資機材の現状

応急給水用施設及び資機材については、資料編に掲げるとおりである。

資料編	・浄水機、発電機設置場所 ・飲料水兼用耐震性貯水槽
-----	------------------------------

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

地域整備班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、市民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

2 富士・東部保健所への被害報告

地域整備班は、県が定める「災害発生報告書」を用いて、県防災行政無線、FAX、電話等により、速やかに富士・東部保健所に報告するものとする。

3 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により、簡易水道施設災害復旧等に関する協定に基づき、市指定給水装置工事事業者の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、県が定める「応援要請FAX様式」を用いて、富士・東部保健所に応援要請。または、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編	・簡易水道施設災害復旧等に関する協定書
-----	---------------------

第5 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政無線、有線放送、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、市防災行政無線、有線放送、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第26節 教育計画

福 祉 課 教育委員会

教育施設又は園児・児童・生徒の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災園児・児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の保育所・学校（以下この節において「学校等」という。）における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長の協力を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として市長が、市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校等の一部が被災した場合	① 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ② 二部授業の実施
学校等の全部が被災した場合	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校等の利用
特定の地区全体が被災した場合	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校等、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮設校舎の建築
市内の大部分が被災した場合	避難先の最寄りの学校等、公民館等の公共施設の使用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

<応急教育の内容>

学習に関する教育内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ② 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ol style="list-style-type: none"> ① 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ② 衣類、寝具の衛生指導 ③ 住居、便所等の衛生指導 ④ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ol style="list-style-type: none"> ① 生徒等の相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 生徒等のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ③ 専門家と連携し、生徒等の心のケア対策を行う。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、保育所長・学校長（以下この節において「校長等」という。）は、災害の規模、園児・児童・生徒（以下この節において「生徒等」という。）、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 生徒等への対応

校長等は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 安全の確保

風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、生徒等の安全を確保する。

また、事故等により、学校等にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防署等と連携の上、生徒等を安全な場所に避難誘導する。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとするが、電話不通の場合は、市防災行政無線、有線放送、広報車等により周知するものとする。

(3) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長等は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

(4) 下校時の危険防止

下校途中における危険を防止するため、生徒等に必要な注意を与える。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置を

とる。

3 保護者への引渡し、保護

生徒等を帰宅、下校させることが危険なときは、学校等で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、学校等で保護する。

(1) 校内保護

校長等は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(2) 安否の確認

教育班は、災害が発生したときは、校長等を通じて生徒等、教職員の安否の確認を行う。

また、生徒等が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や生徒等への連絡を行う。

(3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長等は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

4 健康管理

(1) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 被災生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校等については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校等の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長等は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。

(2) 学校等が住民の避難所として使用される場合は、当該学校の家庭科教室（調理室）の施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されるため、炊き出しの調整に留意する。

(3) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校等内に避難所が開設された場合、校長等は市及び市教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

教育班は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて

行うものとする。

第5 保育園児の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児の安全を確保する。

また、事故等により保育所にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防署班等と連携の上、園児を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

保育所長は、保護者の迎えがないときは、園児を保育所にて保護する。

3 安否の確認

福祉班は、災害が発生したときは、保育所長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第6 応急保育

福祉班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第27節 災害廃棄物処理計画

市民課	産業観光課
建設課	地域整備課

災害により発生した倒壊家屋災害廃棄物・災害時のごみ及びし尿の処理を円滑かつ迅速に進め、被災地の衛生状態の保持、復旧活動の推進のため適切処理を行うべき内容を整理し、災害時の環境保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

被災地における廃棄物の処理は市長が主体となって行うものとするが、被害が甚大で市で処理することが不可能な場合は、富士・東部林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第2 実施方法

1 一般廃棄物処理計画

(1) 被害状況の把握

災害発生後、速やかに大月都留広域事務組合(以下「広域事務組合」という。)の「ごみ処理施設」の被害状況を把握、また、上水道、下水道、電気・道路等のライフラインの被害状況と復旧見込みを確認し、被災地区を始め避難所におけるゴミ収集処理の見込み量及び仮設ゴミ収集場所の必要数の把握し、必要な場所に仮設ゴミ収集場所を設置する。

また、避難所の設置に伴う仮設ゴミ収集所や回収方法等も随時に決定する。

(2) 収集運搬作業

仮設ゴミ収集場所の設置により、ゴミ収集量の増加が予測される。

許可業者に協力要請を行い、緊急を要する箇所から作業を実施する。

(3) 処理方法

市は、収集したゴミを、広域事務組合の「ゴミ処理施設」で処理することを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の市にも処理施設の使用要請を行うものとし、ごみ収集場所の管理については、必要な消毒液、消臭剤等を確保し、衛生の保持に努めなければならない。

また、多量のゴミの発生及び環境衛生の確保並びに交通事情等により早期処理や撤去が必要な場合は、一時的なゴミの仮置場等も設置しなければならない。

市民に対して正確な情報の提供は重要であり、被災状況、収集、処理方法等についての広報活動を適切な時期に実施する。

なお、状況によっては、市民に自ら処理あるいは「ゴミ処理施設」までの運搬、分別などの協力を求めることとする。

○ 通常時排出量

平成25年度実績による、市内から排出されるごみの量は次の表のとおりとなる。

<通常時：地区別の一般廃棄物推計排出量>

地 域 名	平成25年度実績				
	可燃物	不燃物	粗 大	資 源	合 計
笹子地区	1.01	0.05	0.06	0.10	1.22
初狩地区	1.82	0.09	0.11	0.18	2.19
大月地区	5.54	0.26	0.32	0.55	6.67
賑岡地区	3.28	0.16	0.19	0.32	3.95
七保地区	3.61	0.17	0.21	0.36	4.34
猿橋地区	4.94	0.23	0.29	0.49	5.95
鳥沢地区	3.45	0.16	0.20	0.34	4.15
梁川地区	0.94	0.04	0.06	0.09	1.13
合 計	24.58	1.16	1.44	2.43	29.61

(大月都留広域事務組合概要(平成26年4月1日現在)からの推計値)

平成25年度実績をH26.4.1時の人口で換算すると、1人、1日に排出されるごみの排出量は、1.1Kgである。

<ごみ処理施設>

設 置 場 所	管 理 者 名	処理能力	処 理 方 法
大月市初狩町中初狩3274番地	大月都留広域事務組合	104t/日	全連続燃焼式焼却炉
		7t/5H	粗大ゴミ処理施設
		8t/5H	不燃ゴミ処理施設

2 災害廃棄物処理計画

(1) 被害状況の把握

災害発生後、速やかに「ごみ処理施設」の被害状況を把握、また、上水道、下水道、電気等のライフラインの被害状況と復旧見込みを確認し、被災地区を始め

避難所における災害廃棄物の見込み量及び仮設集積場所の必要数の把握し、必要な場所に仮設集積場所を設置する。

被災者の生活に支障が生じないように、がれきなどにどの処理は危険な箇所、通行上支障のある箇所を優先し、速やかにがれきなどの運搬ルートの確保、仮設の集積所の確保に努める。

地震災害の場合は、広範囲に被害が及ぶため、被害状況の収集に努めるとともに、関係団体と協力し復旧体制及び方法を決定する。

＜がれき発生量＞

推計方法：がれき発生量＝被害棟数×平均延べ床面積×がれき発生原単位

地 区		全 壊 (単位：t/m ²)	半 壊 (単位：t/m ²)
木造建物	可 燃	0. 1 9 4	0. 0 9 7
	不 燃	0. 5 0 2	0. 2 5 1
非木造建物	可 燃	0. 0 8 2	0. 0 4 1
	不 燃	0. 6 3 0	0. 3 2 0

※(資料：阪神・淡路大震災災害関連情報データベース総務省消防庁)

＜南関東直下型地震の想定 マグニチュード7.0、震度6弱＞

建物被害	崩壊被害	がれき予想量(木造)	住居制約者	対市全体
全 壊	488 棟	340 t/m ²	2940 世帯	24.9 %
半 壊	3052 棟	1063 t/m ²	9341 人	30.9 %

(2) 収集運搬作業

被災家屋等のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難な場合は、道路などの緊急に処理対応が必要な箇所から、市民班・産業観光課班が収集・処理を行う。

また、長期の仮置きが可能な仮設集積所の確保、適切な分別を行うとともに、アスベスト等の有害物質による環境汚染の防止、市民及び作業員の健康管理にも十分配慮する。

広域事務組合の「ゴミ処理施設」での処理が困難な場合は、許可業者、他市町村に応援を要請するとともに県を通じ、広域的な支援体制を確立する。

(3) 処理方法

市は、収集したがれきなど、広域事務組合の「ゴミ処理施設」で処理することが可能なものは原則、組合処理とするが災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の市にも処理施設の使用要請を行うとともにその他の民間処理施設等へ協力要請をする。

また、仮設集積所の管理については、必要な消毒液、消臭剤等を確保し、衛生の保持に努めなければならない。

なお、多量のがれきの発生及び環境衛生の確保並びに交通事情等により早期処理や撤去が必要な場合は、長期的な仮集積所を「まるたの森クリーンセンター」とし、がれき処理に際しては、2次的な環境汚染が発生しないよう十分な監視を行うこと。

市民に対して正確な情報の提供は重要であり、被災状況、収集、処理方法等についての広報活動を適切な時期に実施する。

ア 計画的な処理をするため、木くず、コンクリート、家具類など材質別の発生

量を把握する。

イ 災害時の廃棄物は、原則的に発生場所で分別を行う。

ウ 分別した災害廃棄物は、可能な限りリサイクルに努める。

エ 災害廃棄物の処理は、大気汚染、有害物質の発生等に配慮して適切な処理を行う。

○ 死亡畜獣の処理

産業観光班、市民班は、富士・東部保健所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

処理が出来ない場合は、保健所の指導により適切な措置をとる。

3 し尿処理計画

(1) 被害状況の把握

市民班は、広域事務組合及び許可業者と連携し、収集・処理の体制を確立し、し尿収集・処理計画を策定する。

災害発生後、速やかに広域事務組合の「し尿処理施設」の被害状況を把握、また、上水道、下水道、電気等のライフラインの被害状況と復旧見込みを確認し、被災地区を始め避難所におけるし尿の収集処理の見込み量及び仮設トイレの必要数の把握した上で、必要な場所に仮設トイレを設置する。

被災者の生活に支障が生じないように、特に高齢者、障害者に配慮し、速やかに仮設トイレを設置する。

※全県的には仮設需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄は確保されており、道路状況を確認の上、輸送方法の検討をしなければならない。

(2) 収集運搬作業

仮設トイレの設置により、し尿汲み取り量の増加が予測される。

許可業者に協力要請を行い、緊急を要する箇所から作業を実施する。

市で処理することが不可能な場合は、富士・東部保健所及び富士・東部林務環境事務所に連絡し、近隣市町村等へ応援を要請する。

(3) 処理方法

市は、収集したし尿を、広域事務組合の「し尿処理施設」で処理することを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるととき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の市町村等にも処理施設の使用要請を行うとともに、水洗式トイレの使用制限を行うことを検討し、仮設トイレの管理については、必要な消毒液、消臭剤等を確保し、衛生の保持に努めなければならない。

また、水道水の確保や生活用水の使用制限等に対処するため、水洗トイレの使用に風呂の残り湯等を使用するなど市民に協力を要請する。

市民に対して正確な情報の提供は重要であり、被災状況、収集、処理方法等についての広報活動を適切な時期に実施する。

<し尿処理施設>

設置場所	管理者名	処理能力	処理方法
都留市田野倉1130番地	大月都留広域事務組合	92Kl/日	低希積二段活性汚泥法 (標準脱窒素処理法)

第3 応援協力要請

市のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理する。

また、市はあらかじめ民間の業者(一般・産廃)、し尿許可業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対し、災害時における人員・資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めること。

第28節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

企画財政課	建設課
地域整備課	

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置にあたる。

第2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
 - (ア) 特定の資産のない失業者
 - (イ) 特定の資産のないひとり親家族
 - (ウ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
 - (エ) 特定の資産のない勤労者
 - (オ) 特定の資産のない小企業者
 - (カ) (ア)から(オ)までに準ずる者

(2) 応急修理を受ける者

- ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定

応急仮設住宅の建設場所を次のとおり選定する。

<応急仮設住宅建設予定地>

名 称	所 在 地	面 積 (m ²)	予定戸数 (戸)
猿橋近隣公園	大月市猿橋町猿橋 351-2	2,002	28
総合体育館駐車場	大月市富浜町鳥沢 602-1	2,047	18
宮谷新道 (馬の背)	大月市富浜町宮谷 9-2	2,764	22
総合グラウンド (野球場)	大月市七保町下和田 979-2	23,972	114

なお、この場合の選定基準は、次のとおりである。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- (2) 交通の便、学校教育の便を考慮した場所
- (3) 被災者の生業の見通しが立つ場所
- (4) がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

3 建設資機材及び業者の確保

- (1) 市は、木材業者及び市建設業者と協力して、仮設住宅の設置又は応急修理を行うものとする。
- (2) 諸職工組合（大工、左官、建具、ブリキ職、配線工）組合員は、市長から出役要請を受けた組合長からの指示を受けて、作業にあたるものとする。
- (3) 資材、人員等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。
- (4) 応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

4 入居者の選考

入居者の選考は建設班で行う。選考にあたっては、障害者や高齢者等の避難行動要支援者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

5 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

6 福祉仮設住宅の設置

高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を福祉仮設住宅として、必要に応じ設置することができる。

7 集会所の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を必要に応じ設置することができる。

8 公営住宅の確保

建設班、企画財政班は、住宅を失った被災者に対し、市営住宅の空き家の確保、供給に努める。

9 管理及び処分

- (1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第29節 救助・救出計画

市民課	中央病院
消防本部	消防団

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

1 行方不明者名簿の作成

市民班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

<行方不明者名簿>

- 市役所に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者は、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署にも提供する。

2 救助活動の実施

(1) 救助隊の編成

消防署班は、救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。また、災害の規模、状況等に応じて市職員等を増強する。

(2) 救助活動の実施

救助隊の隊長は、救助資器材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防団、警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

3 救出资器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出资器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

4 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資器材では救出が困難な場合は、「災害時における相互援助に関する協定」、「大規模災害発生時における相互応援に関する協定書」等に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出资器材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応が困難な場合には、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。ただし、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に行う。

- 資料編 ・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
- ・ 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
- ・ 災害時相互応援協定書

第4 自主防災組織及び地域住民による初期活動

1 救出活動

(1) 自主防災組織は、災害が発生したときは、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

なお、消防署班等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

(2) 地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

資料編 ・市備蓄倉庫
・自主防災倉庫

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 避難行動要支援者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、避難行動要支援者の安全確保を図る。

第5 救急活動の実施

消防署班、病院班は、負傷者の救急救助活動を最優先として、救急活動を行う。

<救急活動の内容>

- 救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署、自主防災組織等に搬送を要請する。
- 自主防災組織は、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫の簡易式担架を活用し、搬送する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第30節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

市民課 中央病院
消防団

四囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を実施するものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、市は市民班に相談窓口を設置し、大

月警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録する。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救命等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するように努めるものとする。

2 搜索活動

搜索活動は、消防署班のほか大月警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市本部及び大月警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

4 漂着死体の取り扱い

漂着死体は、次のように取り扱う。

- (1) 死体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- (2) 死体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第3 死体の検案

1 検案の実施

- (1) 死体の検案は、原則として病院班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 遺体の輸送

警察官による検視（見分）及び病院班による検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置所に輸送するものとする。

第4 遺体の収容、安置

1 身元確認

大月警察署、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 遺体安置所の開設

本部長は、別表に掲げる寺院のうちから適当と思われる場所を選定し、遺体安置所を開設するものとする。

遺体安置所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

第5 埋・火葬

1 埋火葬許可書

市民班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋葬の実施

市民班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

- (1) 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣の斎場等に協力を要請する。
- (2) 引取人のない遺骨は、遺留品とともに保管し、市が指定する墓地に埋葬する。
- (3) 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

別表 遺体安置所

番号	町名	名称	所在地	連絡先	対象地区
1	笹子	普明院	笹子町黒野田 1722	25-2332	笹子町
2	笹子	宝林寺	笹子町白野 467	25-2030	〃
3	初狩	法雲寺	初狩下初狩 1000	25-6355	初狩町
4	初狩	自徳寺	初狩下初狩 3777	22-6063	〃
5	大月	福正寺	大月町真木 4129	22-0807	真木
6	大月	正念寺	大月町真木 2053	22-5170	〃
7	大月	善福寺	大月町真木 945	22-0254	〃
8	大月	西方寺	大月町花咲 2106	22-2240	花咲
9	大月	無辺寺	大月二丁目 9-20	23-1745	大月、沢井
10	大月	行願寺	大月一丁目 20-21	22-1780	大月
11	大月	光照寺	駒橋一丁目 4-16	22-2833	駒橋
12	賑岡	光炎寺	賑岡町浅利 892	23-0418	賑岡町
13	賑岡	浄照寺	賑岡町奥山 1047	22-4138	〃
14	賑岡	安楽寺	賑岡町強瀬 790	23-0293	〃
15	賑岡	全福寺	賑岡町強瀬 425	22-0922	〃
16	賑岡	真蔵院	賑岡町岩殿 160	22-0172	〃
17	賑岡	法幢寺	賑岡町畑倉 1115	22-1183	〃
18	賑岡	威徳寺	賑岡町畑倉 2163	22-4687	〃
19	賑岡	東光寺	賑岡町奥山 2817	22-2147	〃
20	七保	金龍寺	七保町瀬戸 50	24-7138	七保町
21	七保	福泉寺	七保町葛野 1695	22-1913	〃
22	七保	涼泉寺	七保町葛野 1895	・・・	〃
23	七保	常光寺	七保町葛野 2592	・・・	〃
24	七保	宝林寺	七保町瀬戸 63	22-0906	〃
25	七保	宗安寺	七保町浅川 1006	24-7329	〃
26	七保	花井寺	七保町下和田 1219	23-1536	〃
27	猿橋	長応寺	猿橋町小沢 1274	23-1349	猿橋町
28	猿橋	照光院	猿橋町小沢 202	23-0351	〃
29	猿橋	妙楽寺	猿橋町藤崎 619	22-6027	〃
30	猿橋	福泉寺	猿橋町藤崎 997	22-1632	〃
31	猿橋	養福寺	猿橋町小篠 563	26-2239	〃
32	猿橋	心月寺	猿橋町猿橋 606	22-0871	〃
33	猿橋	大椿寺	猿橋町殿上	・・・	〃
34	猿橋	円行寺	猿橋町殿上 3	22-0633	〃

35	富浜	正覚寺	富浜町宮谷 769	23-1738	富浜町
36	富浜	宝全寺	富浜町宮谷 1032	22-4674	〃
37	富浜	円福寺	富浜町鳥沢 2117	26-5458	〃
38	富浜	瑞光寺	富浜町鳥沢 1539	26-5617	〃
39	梁川	全昌寺	梁川町綱の上 938-2	26-2132	梁川町
40	梁川	円通寺	梁川町立野 458	26-3325	〃
41	梁川	瑞淵寺	梁川町塩瀬 622	26-2416	〃

第3 1 節 障害物除去計画

建設課

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認の上で、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、緊急輸送道路（本編本章第1 7 節「緊急輸送計画」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

障害物の除去は、建設班が担当し、市内建設業者等に請負わせて速やかに実施する。市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、次に掲げる集積場所に一時保管する。

名 称	所 在 地
まるたの森クリーンセンター周辺	初狩町中初狩地内

資料編 ・ 災害時における応急対策業務に関する協定書

第3 2 節 生活関連事業等の応急対策計画

総務管理課	消防本部
消防団	

第1 簡易ガス施設応急保安対策

簡易ガス事業者は、災害の発生により危険な状態となった場合は、各簡易ガス供給地点を巡回点検して、以下の対策を講ずるものとする。

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき。

ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれ

の状況に応じて出動し対処する。

資料編 ・簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等一覧

第2 液化石油ガス応急保安対策

(1) 災害対策組織

- ア 警戒宣言が発せられた場合(社)山梨県エルピーガス協会（以下「協会」という。）に「地震災害対策本部」を設置する。
- イ 発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、協会に「災害対策本部」を設置する。

(2) 応急対策

- ア 関係機関との連絡
- イ 一般消費者向け広報
- ウ 応急復旧資機材の調達
- エ 復旧要員の派遣

第3 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

- ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

資料編 ・高圧ガス関係事業所一覧

(2) 市長の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、大月市消防本部及び大月警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。
- エ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、大月市消防本部により、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

2 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

- ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市長の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、大月市消防本部及び大月警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、大月市消防本部により、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

資料編 ・ 地区別危険物施設数

3 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

- ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市長の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、大月市消防本部及び大月警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、大月市消防本部により、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

第33節 労働力確保計画

総務管理課	福祉課
社会福祉協議会	

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第1 労働力の確保

- 1 富士吉田公共職業安定所大月出張所は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。
 - (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
 - (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広報に関する所要の措置をとる。
 - (3) 必要により他の職業安定所へ求人連絡を行う。
 - (4) 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、予め居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。
- 2 市長は、富士吉田公共職業安定所大月出張所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第2 災害応急対策求人について

1 雇上げ方法

市長は、大月公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

- (1) 職種別所要求人の数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設の状況
- (5) 必要とする期間
- (6) その他必要な事項

第3 その他

- 1 これら災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。
- 2 大月公共職業安定所長は、第2の求人により応募した就労希望者の配置については緊急度、重要度等について富士・東部地方連絡部長（富士・東部地域県民センター所長）と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第34節 民生安定事業計画

総務管理課	会計課
税務課	福祉課
産業観光課	

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより被災者の自立した生活の開始を

支援する制度。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	35.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、
そのうちの最も高いものとする。

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第2 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	災害救助法発動地域のうち公庫(金庫)が特に指定した	既往貸付の残高にかかわらず(直貸)一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内(代理貸)一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準金利ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	10年以内(2年以内の据置期間を含む。)	必要に応じて担保・保証人を求める。	特別利率を適用する場合は市長の発行する罹災証明書が必要
国民金融公庫甲府支店 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	それぞれの融資制度の利率。ただし、特災利率についてはその都度定める。			1 直接被害者は原則として市長の発行する罹災証明書が必要 2 災害の発生した日から6カ月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金			組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所定の利率。ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内(各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	東日本大震災復興融資	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.60%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	—

2 信用保証について

- (1) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア) 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

(イ) 信用保証料の低減措置をとる。

(2) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア) 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

(イ) 信用保証料の低減措置をとる。

第3 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度（建築住宅課）

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率 災害発生時の旧公庫の基準金利と同率

第4 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市長村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利息	無利子（県・市町村・JAが負担）※保証料もJA負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	JA

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量 30%以上で、その損失額が平年農業総収入の 10%以上の被害農業者及び林産物損失額 10%以上又は林産施設損失額 50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人 200 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 500 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 600 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500 万円(連合会 5,000 万円) 激甚災害の場合、農協 5,000 万円(連合会 7,500 万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の 50%以上の者)に対しては年 3% 以内、他の者に対しては年 6.5%以内又は年 5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は 6 年以内、他は 5 年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については 7 年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫資金)(平成26年8月20日現在)

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	300 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の 3/12 に相当する額、又は粗収入の 3/12 に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年 0.35~0.45%
据置期間	3 年以内
償還期限	10 年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第5 災害救護資金等貸与計画

区 分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対 象 者	罹災低所得世帯(原則、官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種類別	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅 200万円以内 事業開始 283万円 事業継続 142万円
貸付期間	7年以内 (6月以内の据置)	10年以内 (うち3年据置)	住宅 7年以内2年据置 開始 7年以内2年据置 継続 7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%	年3%	年1.5%(保証人が要る場合は無利子)
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	大月市(県は全額町に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。)	県

第6 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・町・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施する。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第7 罹災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

資料編 ・ 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

第8 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援装置の実施状況、配

慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとする。

1 被災者台帳の作成・利用

(1) 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づき被災者の援護を行うための基礎となる情報を記録した台帳を作成に努めるものとし、市（市民班）においては、被災者に関する情報を整理した台帳をとりまとめる。

なお、市長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求めることとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 住家被害等の状況
- (カ) 救護の実施の状況
- (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (ク) その他（連絡先、世帯構成等同施行規則に定める事項）

(2) 被災者台帳の利用

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の 4）ものとして、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な利用目的となる場合を除いて情報提供を行うこととする。

- (ア) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (ウ) 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

2 安否情報の提供等

市長は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいての回答に努める。

市（市民班）は、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報の確認に努めるものとする。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を内部で利用し、必要に応じて関係自治体、消防機関、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求めることとする。

第4章 災害復旧対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える対策についての事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して計画する。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

- 1 知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。

- 2 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

<激甚災害制度の仕組み>

